

みんな元気で
いきいき暮らせる
市民総働のまち あんなか

第2次安中市総合計画

2018 ▶ 2026



「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」を目指して

私たちのまち「安中市」は、豊かな自然と歴史文化、風土、観光資源を有しております。また、中山道が市の中心を貫き、古くから多くの人々やモノが行き交う、街道のまちとして栄えてきました。この地で培われてきた地域の人々による学びのまちづくりは、幕末から明治・大正にかけ、新島襄をはじめ、多くの優れた人材を輩出し、人づくりの気風として地域に根づき、現在に引き継がれています。

本市では、平成20(2008)年3月に、「安中市総合計画(計画期間:平成20年度～平成29(2017)年度)」を策定し、各種施策の推進に努めてきました。

この間、社会構造の変化や市民のライフスタイルの多様化により、行政ニーズも多岐にわたるようになりました。しかしながら、急速な少子高齢化・人口減少社会の進行によって、行政だけの力では地域課題を解決することが難しくなっています。その一方で、本市に暮らす市民の「安中を今よりも良いまちにしたい、そのためできることをしたい」という思いは、この地に受け継がれる人づくりの精神とともに、多くの活動として動き始めています。

そこでこのたび、「第2次安中市総合計画(計画期間:平成30(2018)年度～平成38(2026)年度)」を策定するにあたり、本市に関わるすべての人が、地域の課題を「自分たちのこと」として共に考え、協力し、よりよい解決を目指せるまちづくりを進めていくために、「市民総働」というキーワードを盛り込みました。「総働」とは、市民を含む多様な主体(市民、行政、民間事業者、学校、ボランティア等)が、共通の課題認識のもとに、それぞれの得意分野を活かして、「オール安中」で自主的・自立的に関わっていくことをイメージしています。そのためには、本市に暮らす市民が「このまちが好き」「住んで良かった」と愛着持てるまちづくりが必要です。新たな将来像として掲げる「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」を実現するため、この計画に定めた各種施策に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議賜りました総合計画審議会の皆さんをはじめ、アンケート調査や市民会議などを通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆さん、また、さまざまな機会を通じて策定にご尽力をいただきました多くの皆さんに心からお礼を申し上げます。

平成30年3月 安中市長 茂木英子

目 次

I 総論	1
1. 計画の策定について	2
2. 計画の構成と期間	3
3. 計画推進の担い手と進捗管理	4
4. 安中市の概況と現状	5
5. 市民による評価・意識の状況	11
6. まちづくりの課題	19
II 基本構想	21
1. まちの将来像	22
2. 政策の大綱	22
3. 都市整備の構想	25
III 基本計画	27
1. 施策の体系	28
2. 重点目標	29
政策大綱 1 都市基盤	35
1 - 1 適正な土地利用	36
1 - 2 道路交通網の整備	38
1 - 3 公共交通の充実	40
1 - 4 計画的な市街地の整備	42
1 - 5 住環境の整備	44
1 - 6 安全で安定した水道水の供給	46
1 - 7 適切な汚水処理	48
1 - 8 公園・広場の整備	50

政策大綱2 環境・安全	53
2 - 1 健全で良好な生活環境の維持.....	54
2 - 2 低炭素・循環型社会の実現	56
2 - 3 環境保全活動の促進	58
2 - 4 防犯対策の推進	60
2 - 5 交通安全対策の推進	62
2 - 6 防災・減災対策の推進	64
2 - 7 消費者の保護	66
政策大綱3 健康・福祉・子育て	69
3 - 1 疾病予防・健康づくりの推進.....	70
3 - 2 医療体制の充実	72
3 - 3 地域福祉の推進	74
3 - 4 高齢者福祉の推進.....	76
3 - 5 障がい者福祉の推進	78
3 - 6 結婚・出産・子育て環境の充実.....	80
3 - 7 社会保障制度の充実	84
政策大綱4 教育・文化・交流	87
4 - 1 生涯学習・社会教育の充実	88
4 - 2 小・中学校教育の充実	90
4 - 3 生涯スポーツの推進	92
4 - 4 芸術・文化の振興.....	94
4 - 5 都市間・国際交流の推進.....	96
政策大綱5 産業・雇用	99
5 - 1 農業の振興.....	100
5 - 2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進	102
5 - 3 商工業の振興	104
5 - 4 観光の振興.....	106
5 - 5 雇用対策の推進	108
政策大綱6 行財政・市民総働	111
6 - 1 市民総働の推進	112
6 - 2 人権教育・啓発の推進	114
6 - 3 男女共同参画の推進	116
6 - 4 情報発信の充実	118
6 - 5 効率的で健全な行財政運営	120

目 次

IV 資料編

123

1. 指標一覧.....	124
2. 第2次安中市総合計画策定の経過	127
3. 安中市総合計画審議会	128
4. 安中市総合計画策定会議.....	131
5. 安中市総合計画策定市民会議	132



安中市マスコットキャラクター
こうめちゃん

I 総論



1. 計画の策定について

(1) 計画の位置づけ

安中市は、平成 20（2008）年度を初年度とする 10 か年のまちづくりの指針「安中市総合計画」（以下、第 1 次計画）を策定しました。この 10 か年計画では、将来像として「豊かな自然と歴史に包まれて ひとが輝くやすらぎのまち」を掲げ、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度までの 5 年間の前期計画と、その見直しを経た平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間の後期計画で、将来像実現に向けた取組を推進してきました。

この間、社会や経済の状況は大きく変化し、特に、人口の減少と少子化、高齢化の急速な進行は、地域社会に大きな影響を及ぼすと考えられています。本市においても、これまで経験したことのない地域構造の変化が懸念されており、このような変化に向き合い、地域の活力の結集と柔軟な発想でこれからのかまちづくりに臨むことが必要となっています。また、経済や人的交流のグローバル化、市民の価値観やニーズの多様化などへの迅速で的確な対応や、災害に強いまちづくりが求められています。

このようなさまざまな課題に柔軟に対応し、豊かな発想で解決するためには、市民と行政、さらには、産業界、教育機関や研究機関、金融機関など多様な主体が、地域課題とその解決のための役割を共有し、自主的・主体的に地域づくりに取り組む「総動」が必要です。また、これまで地域で引き継がれてきた、文教都市としての歴史や経験、誇りを見つめ直し、まちづくりの活力とすることが必要です。

このようなことを踏まえ、**これからの安中市をつくるための総合的なまちづくりの最上位計画として「第 2 次安中市総合計画」（以下、本計画）を策定しました。**

(2) 計画の役割

本計画は、まちづくりの最上位計画として、市政の各分野における取組の方向性を示すとともに、それらを効果的・効率的につなぎ、総合的な施策展開を図る役割を担います。市政の各分野における個別の計画や指針などの策定や推進にあたっては、本計画との整合性を図るとともに、必要に応じて見直しを行います。

また、人口減少が進む中、地域資源を活かした活力の創造と持続可能なまちづくりを計画的に実現するために策定した「安中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間 平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度 以下、総合戦略）についても、本計画との整合性を図り、より長期的かつ総合的な視点で、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

2. 計画の構成と期間

本計画は、目指す将来像とまちづくりの基本方針を示す**基本構想**、その将来像を実現するための施策の方向性を分野別に示す**基本計画**、施策を実践する**実施計画**で構成されます。

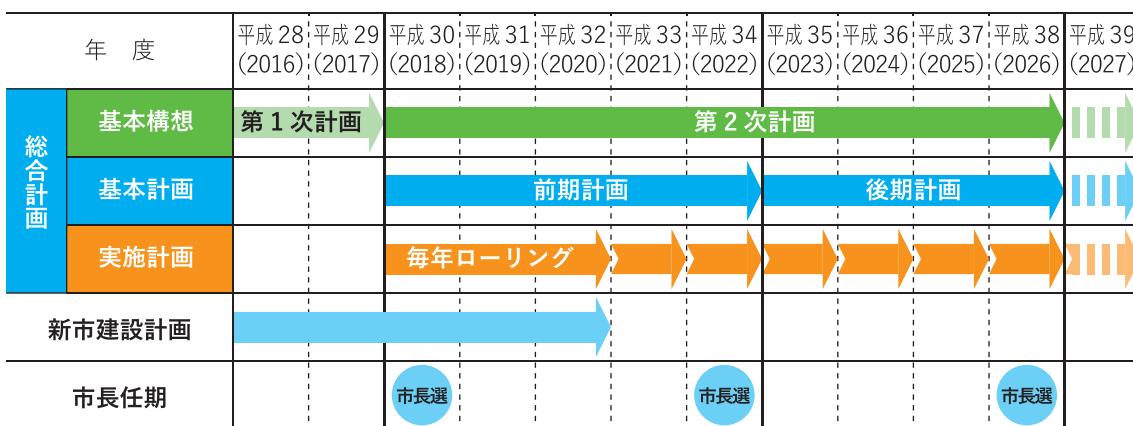
基本構想は、計画全体を貫く軸であり、計画期間は平成 30（2018）年度から平成 38（2026）年度までの 9 か年とします。

基本計画は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に弾力的に対応した、より実効性の高い計画として運用を図るため、市長の任期との連動性を考慮し、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 か年を前期、平成 35（2023）年度から平成 38（2026）年度までの 4 か年を後期の計画期間とします。また、前期・後期期間の中間年にあたる平成 34（2022）年度に見直しを行います。

実施計画は、取組の進捗状況を見据えた実践的な運用を図るため、3 か年を計画期間とし、これを毎年度見直すローリング方式とします。

基本構想 (9 か年)	計画全体を貫く軸となります。 本市の目指す将来像や、まちづくりの基本方針を示します。
基本計画 (前期 5 か年・後期 4 か年)	将来像を実現するための具体的な施策の方向性を分野別に示します。
実施計画 (3 か年)	施策推進のための具体的な取組内容を示し、毎年度行う予算編成の指針とします。3 か年計画で、毎年度見直すローリング方式とします。

総合計画・新市建設計画※期間と市長任期



※ 新市建設計画：「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進するための基本方針やその実現のための主要事業等を定めたもの。

3. 計画推進の担い手と進捗管理

(1) 計画推進の担い手

本計画は、本市に関わるすべての人が力を合わせる「**市民総動**」による推進を図ります。

市民総動とは、市民、団体、事業者、教育機関、行政などあらゆる主体が、安中市のさまざまな地域課題を共有し、解決するために自ら主体的に活動することを指します。

そのため、行政だけでなく、本市で暮らす人、働く人、学ぶ人、そして活動する人など、本市に関わるすべての人を本計画推進の担い手と位置づけます。

(2) 計画の進捗管理

社会や経済の変化に柔軟に対応し、限られた財源の中で、効果的・効率的に本計画を推進するためには、継続的な改善や見直しを行うとともに、進捗状況を市民に分かりやすく公表し、市民と行政が課題を共有することが必要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一連のサイクル（PDCAサイクル）とする進捗管理を行い、効果的・効率的な運用に努めるとともに、進捗状況や評価（Check）の結果について、さまざまな手段を用いて市民に公表します。



4. 安中市の概況と現状

(1) 市の概況

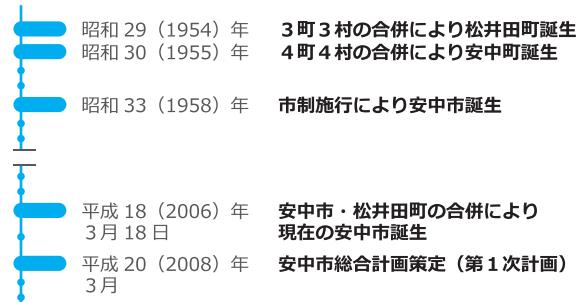
①市の沿革

昭和 29（1954）年、3町3村が合併して松井田町、昭和 30（1955）年、4町4村が合併して安中町が誕生しました。昭和 33（1958）年、安中町は市制施行し、安中市となりました。

平成の大合併の流れの中で、平成 18（2006）年3月18日に、安中市と松井田町が合併し、現在の安中市が誕生しました。

②位置と地勢

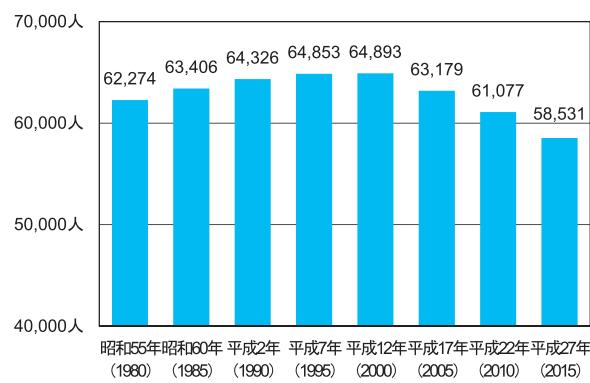
本市は、群馬県の西部に位置し、高崎市、富岡市、下仁田町及び長野県軽井沢町と接しています。面積は 276.31km²で、榛名山や妙義山、碓氷峠を擁する霧積山地などの山々に囲まれ、東西方向に流れる碓氷川と九十九川が市域を潤しています。また、市域東部には丘陵地が広がっています。



(2) 市の現状

①人口や世帯数の推移

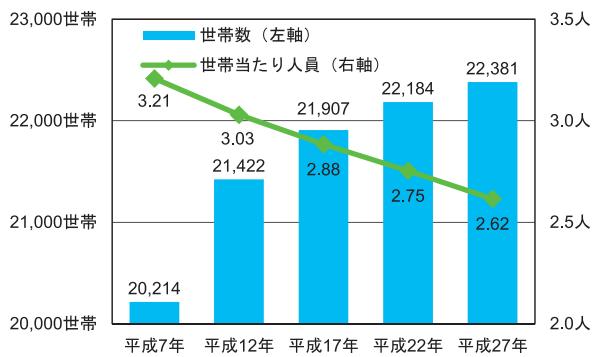
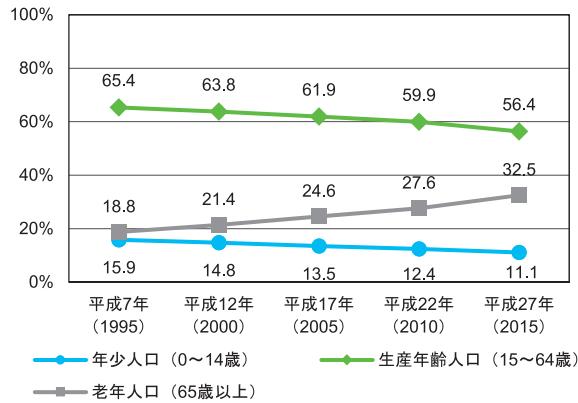
国勢調査によると、本市の人口は平成 12（2000）年の 64,893 人をピークに、それ以降減少しており、平成 27（2015）年には 58,531 人となっています。



資料：国勢調査

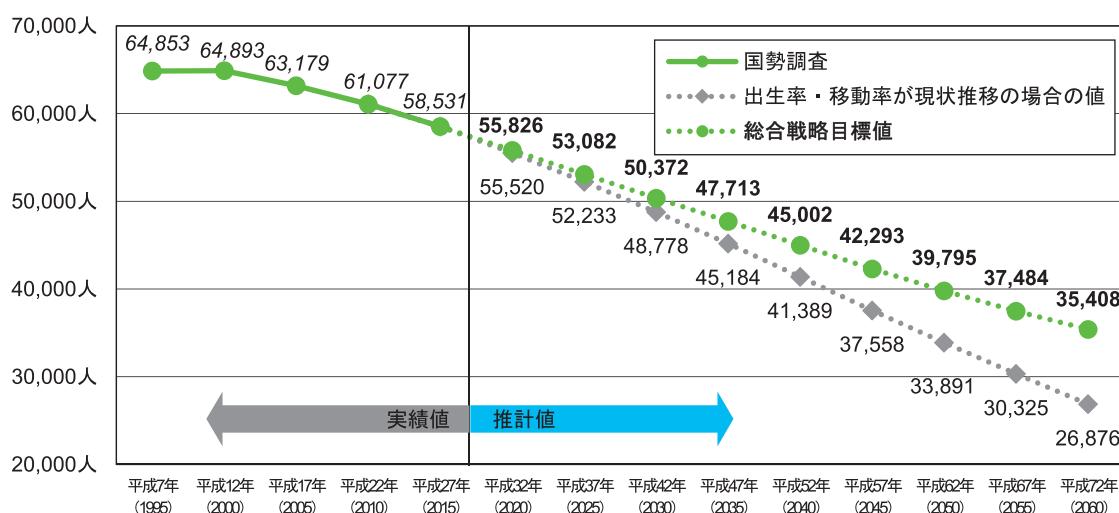
人口の推移を年齢 3 区別別の構成比で見ると、年少人口（0～14 歳）と、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が低下する一方、老人人口（65 歳以上）の割合が高くなっています。高齢化が進行しています。

世帯数は増加しており、平成 27（2015）年には 22,381 世帯となっています。しかし、世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 17（2005）年以降は 3 人未満で、平成 27（2015）年には 2.62 人となっています。



資料：国勢調査

平成 28（2016）年 3 月に総合戦略とともに策定した「安中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下、人口ビジョン）によると、子どもの出生率や転入・転出の移動率が人口ビジョン策定時の状況で推移すると仮定した場合、平成 27（2015）年時の国勢調査人口 58,531 人は、平成 42（2030）年には 5 万人、さらに平成 72（2060）年には 3 万人を下回ると推計されています。これについて総合戦略では、出生率の向上と移動率の改善（転出の抑制と転入の促進）を促し、平成 72（2060）年の人口が 35,000 人超を維持することを目標としています。



資料：安中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン。平成 27（2015）年までは国勢調査値

(3) 交通

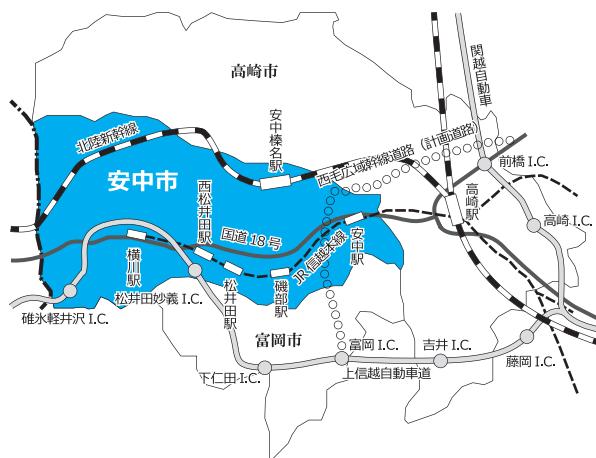
古くは東山道、近世には江戸を起点とする五街道の1つ、中山道が現在の市域を横断していました。中山道は東海道とともに、江戸と京都を結ぶ重要な街道であり、碓氷関所跡や五料茶屋本陣、宿場町のまちなみ、杉並木などが、多くの人々が行き交った当時の面影を今に伝えています。明治時代には急こう配の難所といわれた碓氷峠をアプト式鉄道で越える横川－軽井沢間が開通し、平成9（1997）年まで100年以上にわたって峠を越える重要な公共交通として運行されました。現在は、往時の様子がうかがえる碓氷第三橋梁や旧丸山変電所などの関連施設が近代化遺産として保全、活用されています。

このように、本市は古くから交通の要衝としてその機能を果たし続けており、それによって独自の文化が育まれ、現在のまちづくりに継承されています。

現在は、市域を東西に通る国道18号と、松井田妙義、碓氷軽井沢の2つのインターチェンジを擁する上信越自動車道を軸にした道路網が整備されています。また、前橋方面、富岡方面と本市の都市拠点を南北につなぐ西毛広域幹線道路の整備が進んでおり、道路交通の利便性向上が期待されています。

鉄道は、市内を東西方向にJR信越本線が通り、安中、磯部、松井田、西松井田、横川の5つの鉄道駅があります。また、市域北部には北陸新幹線の安中榛名駅があり、JR信越本線とともに市内の鉄道公共交通を担っています。

バス交通は、乗合バス・乗合タクシー7路線を運行するほか、民間バス1路線が運行され、一部の路線では、事前予約（デマンド）型が採用されています。



明治以降、アプト式鉄道を支えたレンガ式アーチ橋の碓氷第三橋梁（通称「めがね橋」）。昭和38（1963）年の新線開通に伴い廃線。国重要文化財に指定。

(4) 産業

国勢調査によると、本市の就業者総数（15歳以上）は平成7（1995）年以降減少していますが、平成22（2010）年以降はほぼ横ばいとなっています。

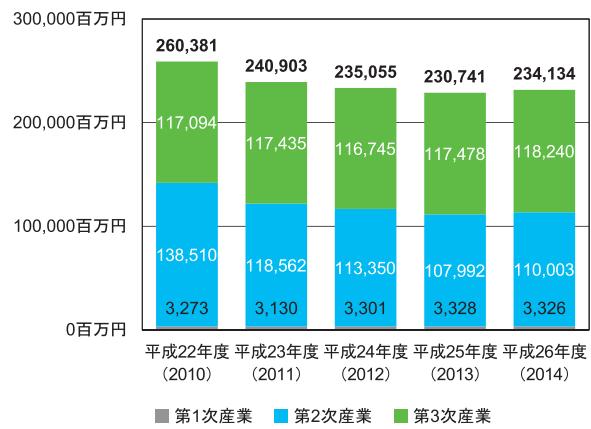
就業者の産業別の内訳を見ると、第1次産業は減少傾向、第2次産業、第3次産業は平成22（2010）年からほぼ横ばいとなっています。



※分類不能の産業を含まない。

資料：国勢調査

市町村の実態やその動向を捉える経済指標である市内総生産額について産業別に見ると、平成26（2014）年度の本市の総生産額は約2,341億円となっています。就業者総数と合わせて見ると、第1次産業や第3次産業と比較して、第2次産業は就業者1人当たりの生産額が高いことがうかがえます。



※ 太数値は総生産額。総生産額は輸入品に課せられる税・関税等を含むため、産業別生産額の合計とは一致しない。

資料：市町村民経済計算（群馬県）

(5) 歴史

交通の要衝として多くの人々や物資が行き交ってきた本市の歴史は古く、「碓氷」という地名は日本書紀や万葉集などに見られ、古くから重要な地域であったと考えられます。古代には、東山道の坂本駅家（さかもとうまや）や野後駅家（のじりうまや）が設置されました。また、碓氷峠には碓氷関が設置されました。鎌倉時代には、松井田や板鼻が宿場として栄え、平治物語、義経記、曾我物語などにその名が登場しています。室町時代には、越後国新発田から安中氏が松井田に入部し、原市に榎下（えげ）城、野尻に安中城を築き、これが現在の安中の地名の由来になっています。江戸時代には、1615年に井伊直勝が3万石で入封し安中藩を立藩しました。以後、安中藩は順に、水野氏、堀田氏、板倉氏、内藤氏、板倉氏を藩主とし、明治維新を迎えていました。

この中で特に第15代藩主板倉勝明（1809～1857年）による藩政は、今日の本市のまちづくりを支える基礎となったといわれています。勝明は、現在行われている安政遠足※のモチーフとなった徒步競走を始めた人物として知られていますが、そこには諸外国による開国への圧力が増す時代の転換期にあって、「文武両道の人づくり」を進めというまちづくりの方針がありました。全国から優れた学者を招き、藩校・造士館（ぞうしかん）で藩士の心身の鍛錬を促すとともに、庶民が学ぶ場、郷学「桃渓書院」（とうけいしょいん）の設立、「甘雨亭叢書」（かんうていそうしょ）の刊行などを行い、人々に学ぶことの大切さを伝え、学ぶ機会を提供しました。明治時代になると、造士館で学んだ藩士たちの多くは教員となり、勝明の精神が引き継がれていました。

このような文教のまちづくりが、教育者の新島襄（1843～1890年）、荒木寅三郎（1866～1942年）、佐藤タ子（たね）（1875～1953年）、須藤いま子（1913～1990年）、政治家の湯浅治郎（1850～1932年）、真下珂十郎（1843～1898年）、実業家の萩原鐸太郎（1843～1916年）、宮口二郎（1852～1930年）、文学者の湯浅半月（1858～1943年）、磯貝雲峰（1865～1897年）、白石実三（1886～1937年）、大手拓次（1887～1934年）などをはじめとする優れた人材を幕末から明治・大正にかけて多数輩出することにつながったと考えられます。また、その系譜は多くの資料や史跡、まちなみとして残るだけでなく、人づくりの気風として現在に引き継がれています。



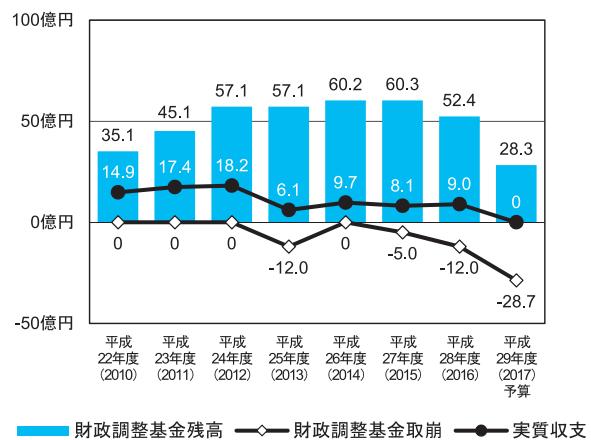
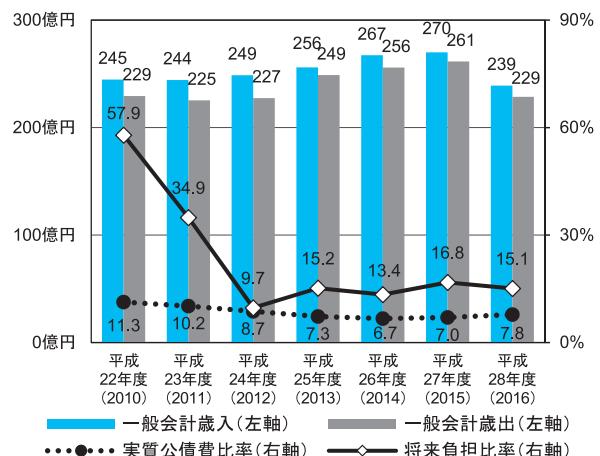
※ 安政遠足（あんせいとおあし）：安政2年（1855年）、第15代安中藩主板倉勝明は、藩士の心身鍛錬を目的に、安中城内より碓氷峠の熊野権現まで中山道の七里余（29.17km）で徒步競走を行い、熊野権現の上州側の神官を務める曾根出羽（そねでわ）にその到着時刻、着順氏名を記録させた。組織的に記録を競う遠足（マラソン）は、日本ではこれが初めてであったとされており、日本のマラソンの発祥といわれている。これをモチーフにしたマラソン大会が「安政遠足」として昭和50（1975）年に開催され、その後も毎年5月の第2日曜日に行われている。

(6) 財政

本市の財政状況を見ると、基本的な経費である一般会計歳入及び歳出は、いずれも平成 27 (2015) 年度までは増加傾向となっていますが、平成 28 (2016) 年度は減少に転じています。

実質公債費比率^{※1}、将来負担比率^{※2}はいずれも、財政の健全性に関する基準値（早期健全化基準）を下回っており、健全な財政状況を維持しています。しかし、実質公債費比率は公債費の増大、将来負担比率は地方債残高の増大により、それぞれ平成 27 (2015) 年度や平成 28 (2016) 年度では高くなる傾向が見られます。

市税収入については、平成 28 (2016) 年度以降、税制改正の影響による減少が見込まれています。また、合併算定替^{※3}の特例期間の終了により地方交付税が段階的に縮減されるなど、今後も歳入の減少が見込まれています。このため、経常収支比率^{※4}の上昇による財政の硬直化、財源不足の備えである財政調整基金^{※5}の減少など、財政運営上の課題への対応が必要です。



※1 実質公債費比率：一般会計等が負担する元金及び利息返済額の標準的な財政規模に占める比率。比率が高いほど財政の弾力性が低く、収支悪化による赤字団体化の可能性が高まる。早期健全化基準は 25% とされる。

※2 将来負担比率：一般会計等が将来負担する負債の標準的な財政規模に占める比率。早期健全化基準は 350% とされる。

※3 合併算定替：普通交付税の算定において、合併した市町村がそのまま存続したとして算定するもの。一方、合併後の新団体としての算定を一本算定という。合併算定替は特例期間として合併後 10 年間適用され、その後 5 年間をかけて段階的に一本算定へ移行する。

※4 経常収支比率：財政の弾力性を判断する指標。一般財源に占める人件費や扶助費などの固定的な経費の比率。比率が高いほど財政の弾力性が低く、収支悪化による赤字団体化の可能性が高まる。

※5 財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

資料：安中市の財政状況、安中市財務部、広報あんなか

5. 市民による評価・意識の状況

市民のニーズや現在の施策の評価などを踏まえて本計画を策定するため、「第2次安中市総合計画策定のための市民アンケート調査」（以下、市民アンケート）及び「安中市総合計画策定市民会議」（以下、市民会議）を実施しました。

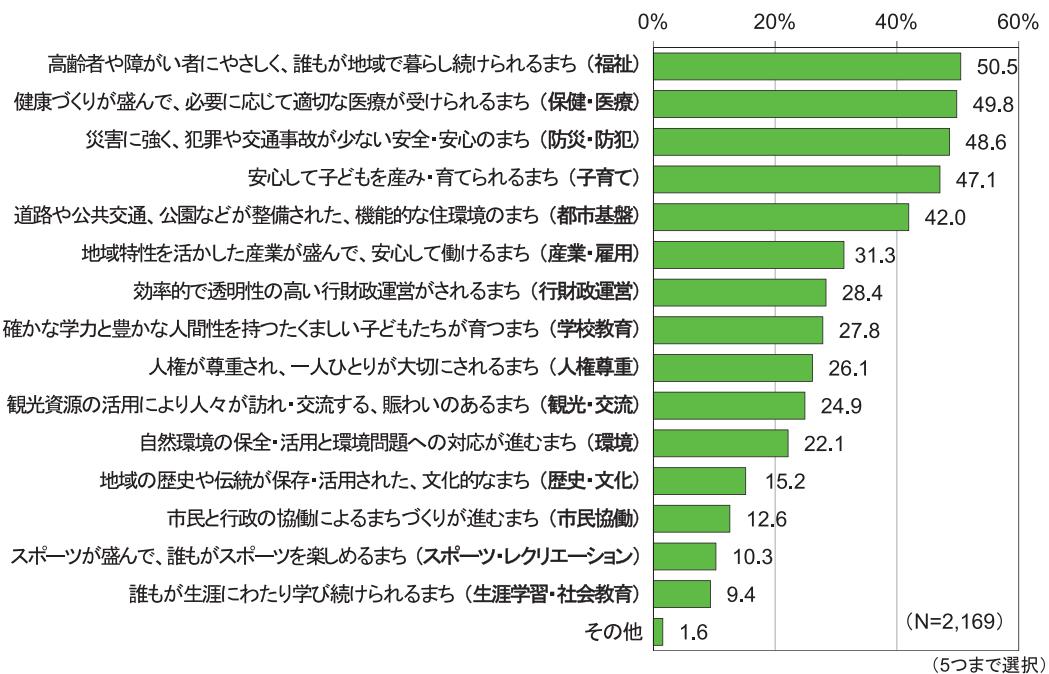
（1）市民アンケート

調査の概要

- ◆ 調査対象：16歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人
- ◆ 実施期間：平成28（2016）年10月14日～31日
- ◆ 回収率：54.2%（回収数N=2,169件）

① 安中市の10年後に望むまちの姿

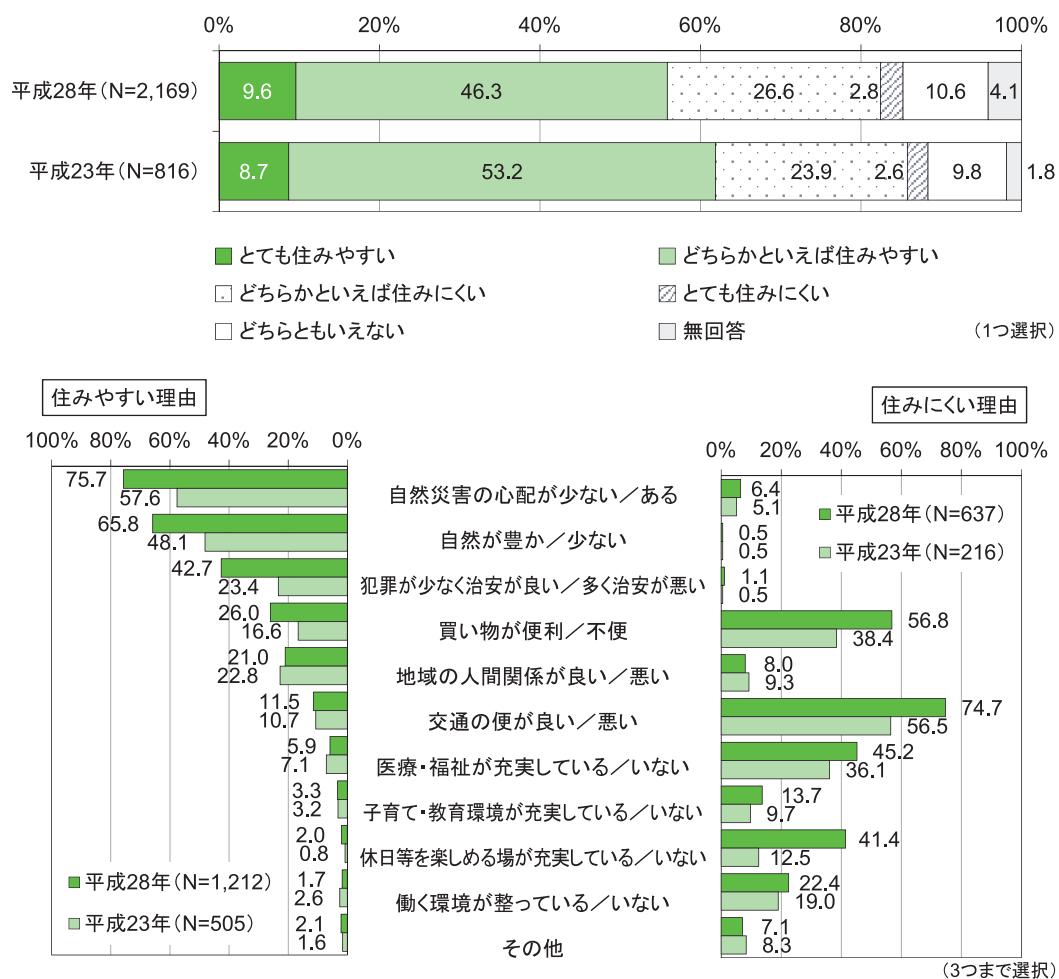
- ・「高齢者や障がい者にやさしく、誰もが地域で暮らし続けられるまち（福祉）」「健康づくりが盛んで、必要に応じて適切な医療が受けられるまち（保健・医療）」「災害に強く、犯罪や交通事故が少ない安全・安心のまち（防災・防犯）」「安心して子どもを産み・育てられるまち（子育て）」の4項目が高くなっています。
- ・年代別に見ると、18～30歳代までは「子育て」、40歳代は「防災・防犯」、50歳以上は「福祉」「保健・医療」が最も高いなどの特徴が見られました。



・「福祉」「保健・医療」「防災・防犯」「子育て」の4項目は、どの属性でも比較的高いが、最も重視する項目は年代によって異なる

② 安中市の住みやすさ

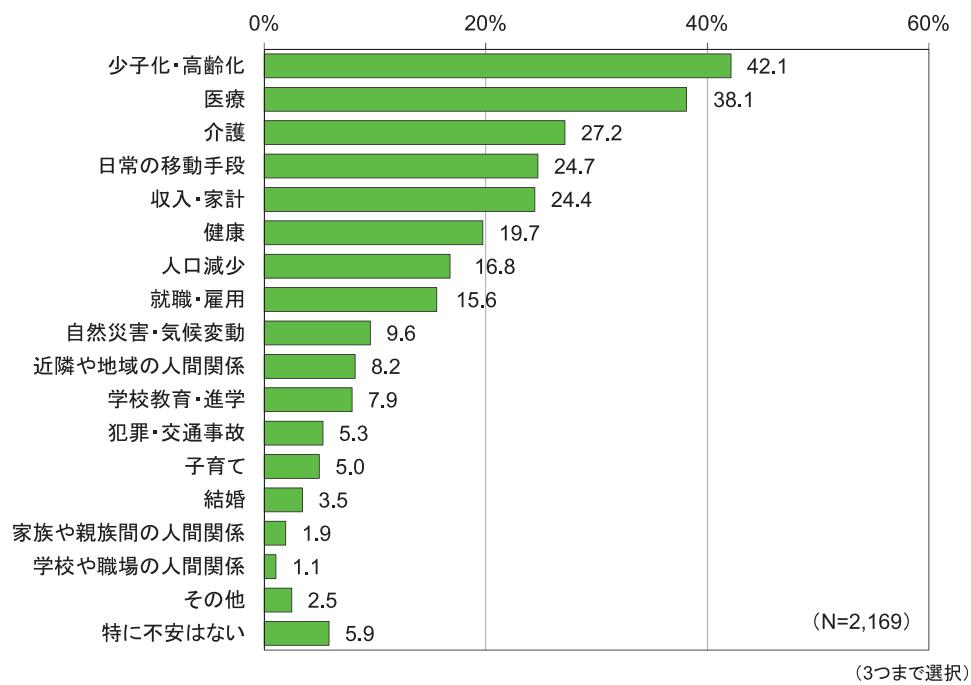
- ・「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた『住みやすい』(55.9%) は5割以上となっています。しかし、前回調査（平成23年）と比べると『住みやすい』(前回61.9%) は若干低くなっています。
- ・住みやすい理由は「自然災害の心配が少ない」(75.7%) が7割以上、次いで「自然が豊か」(65.8%) が6割以上となっています。
- ・一方、住みにくい理由は「交通の便が悪い」(74.7%) が7割以上、次いで「買い物が不便」(56.8%) が約6割となっています。



- 「防災・防犯（自然災害の心配が少ない）」、「自然が豊か」は安中市の住みやすさのPRポイント
- 「交通の便が悪い」「買い物が不便」は安中市の住みやすさの大きな課題

③ 安中市の暮らしの中での不安

- ・「少子化・高齢化」(42.1%)、「医療」(38.1%)の2項目が約4割で特に高くなっています。
- ・年代別に見ると、16~19歳は「日常の移動手段」、20歳代は「就職・雇用」が最も高い、「医療」「介護」「健康」は高い年代ほど値が高くなるなどの特徴が見られました。



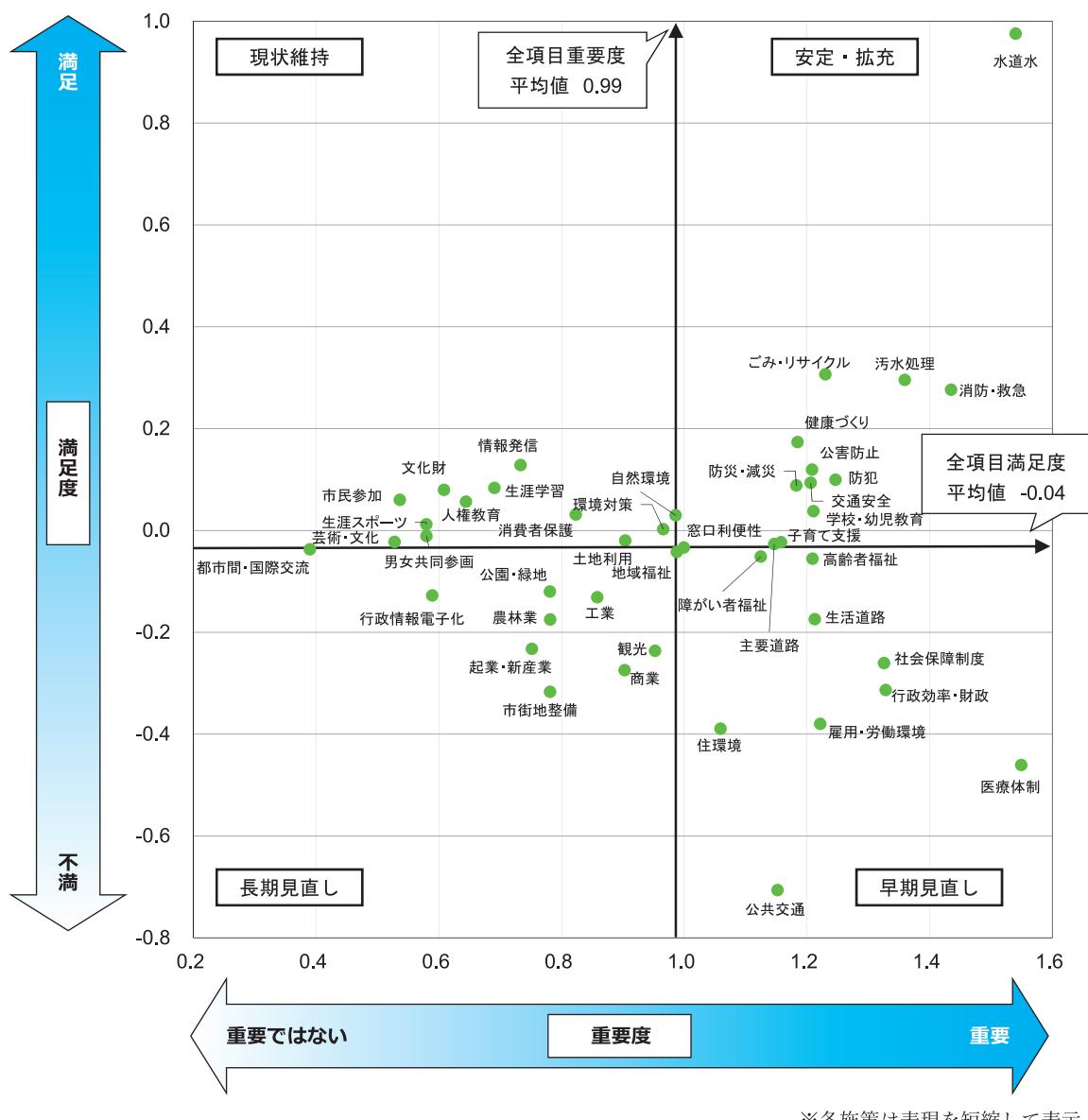
(3つまで選択)



- ・「少子化・高齢化」「医療」は市民全体の大きな不安要素
 - ・若い世代にとって「日常の移動手段」「就職・雇用」も大きな不安要素

④ 現在取り組んでいる施策の重要度・満足度評価

- ・44 施策のうち、重要度が高い一方、満足度が低く、緊急性が高い『早期見直し』施策として、「医療体制」「公共交通」などがあげられます。
- ・一方、重要度・満足度がともに高く、方向性や成果が市民ニーズに合致している『安定・拡充』施策として、「水道水」などがあげられます。

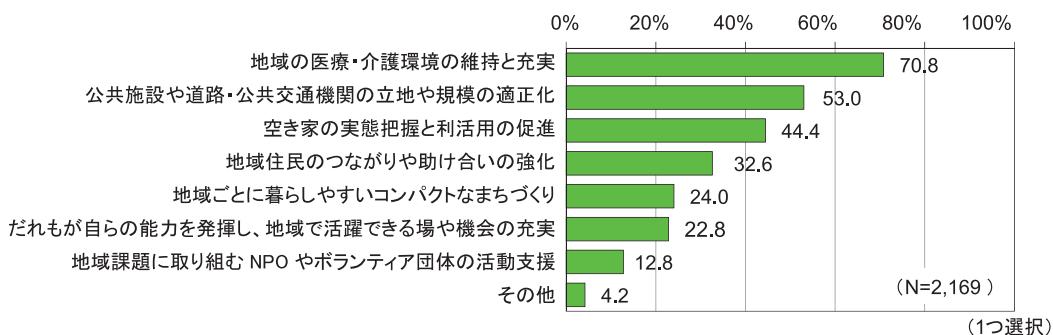


※各施策は表現を短縮して表示。

- ・早急な対応が求められている「医療体制」は、「安中市の10年後に望むまちの姿」、「安中市の暮らしの中での不安」でも重要なキーワード
- ・「住みにくい理由」で特に高い「交通の便が悪い」も公共交通が大きく影響していると考えられ、「公共交通」の早急な対応も課題

⑤ 人口減少に対応したまちづくりのために大切なこと

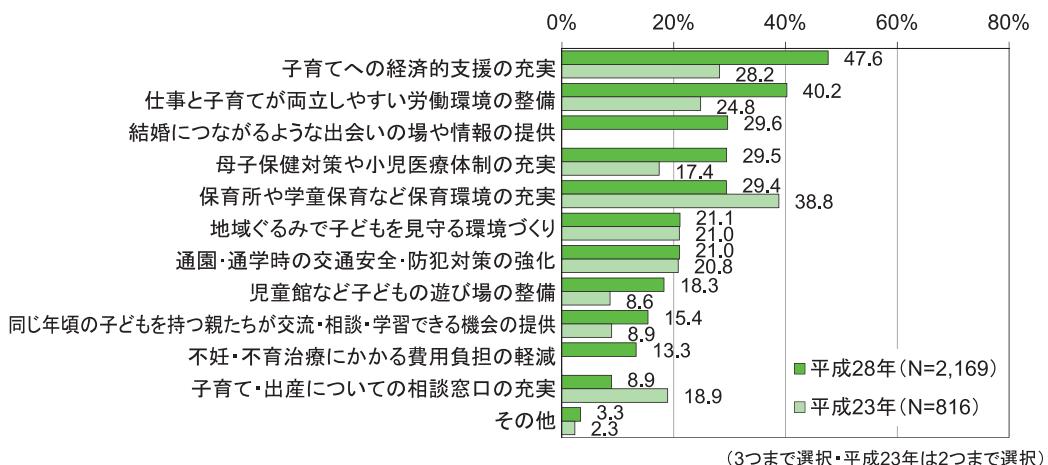
- ・「地域の医療・介護環境の維持と充実」（70.8%）が7割以上で特に高く、次いで「公共施設や道路・公共交通機関の立地や規模の適正化」（53.0%）が5割以上となっています。



- ・「安中市の 10 年後に望むまちの姿」で高い「福祉」「保健・医療」や「住みにくい理由」で高い「交通の便が悪い」は、人口減少対応の視点でも重要な

⑥ 結婚・出産・子育てがしやすいまちにするために大切なこと

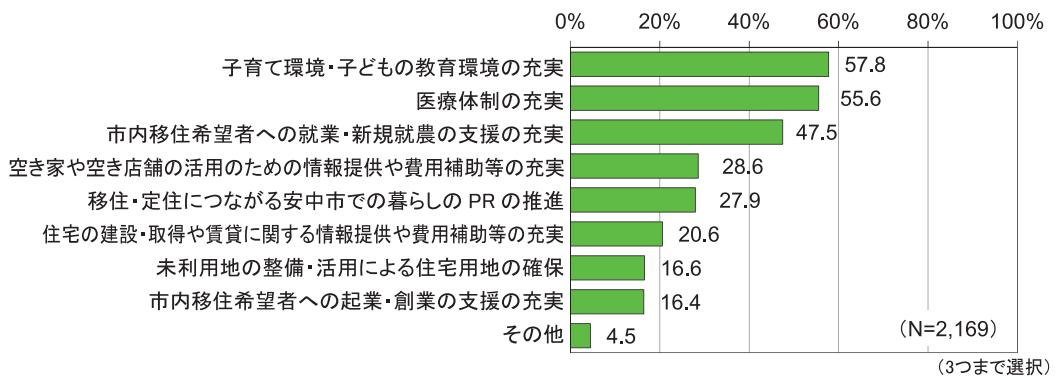
- ・「子育てへの経済的支援の充実」（47.6%）が約5割で最も高く、次いで「仕事と子育てが両立しやすい労働環境の整備」（40.2%）が4割以上となっています。前回調査（平成 23 年）と比較すると、多くの項目の値が高くなる中で「保育所や学童保育など保育環境の充実」（今回 29.4%、前回 38.8%）、「子育て・出産についての相談窓口の充実」（今回 8.9%、前回 18.9%）の 2 項目は低くなっています。



- ・子育ての「経済的支援」「ワーク・ライフ・バランス」が重要
- ・「保育環境」「相談窓口」など「子育て支援」施策は評価の向上がうかがえる

⑦ 移住・定住する人を増やすために大切なこと

- 「子育て環境・子どもの教育環境の充実」(57.8%)、「医療体制の充実」(55.6%)の2項目が5割以上、次いで「市内移住希望者への就業・新規就農の支援の充実」(47.5%)が約5割となっています。

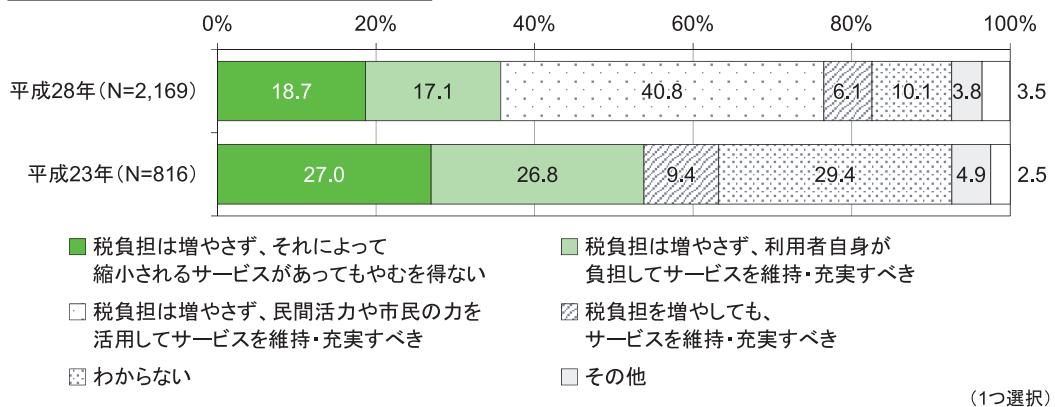


- 「子育て」「医療体制」は移住・定住促進の視点でも重要
- 施策の重要度・満足度評価では「雇用・労働環境」は早急な対応が求められており、「就業・就農支援」は移住・定住促進の視点でも重要

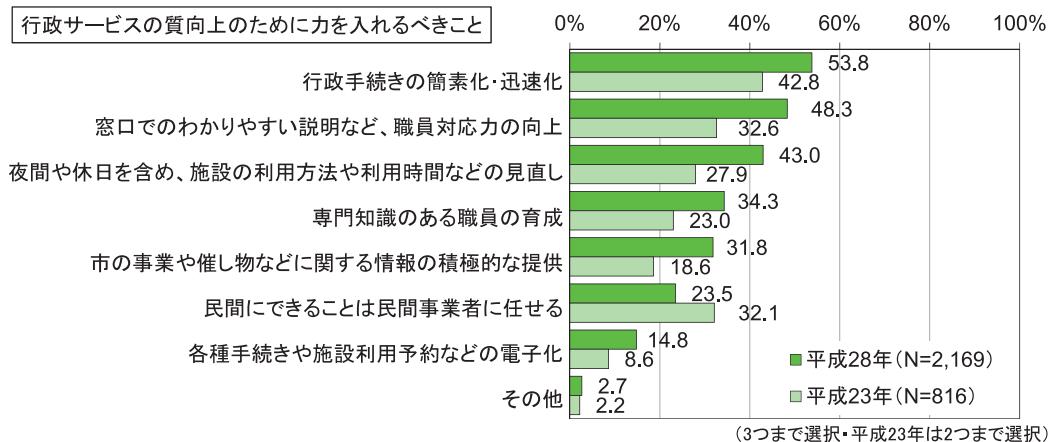
⑧ 人口減少社会における公共サービスのあり方・行政サービスの質向上のために力を入れるべきこと

- 「税負担は増やさず、民間活力や市民の力を活用してサービスを維持・充実すべき」(40.8%)が4割以上で特に高くなっています。
- 一方、行政サービスの質向上のために力を入れるべきことは、「行政手続きの簡素化・迅速化」(53.8%)、「窓口でのわかりやすい説明など、職員対応力の向上」(48.3%)の2項目が約5割で高くなっています。

人口減少社会における公共サービスのあり方



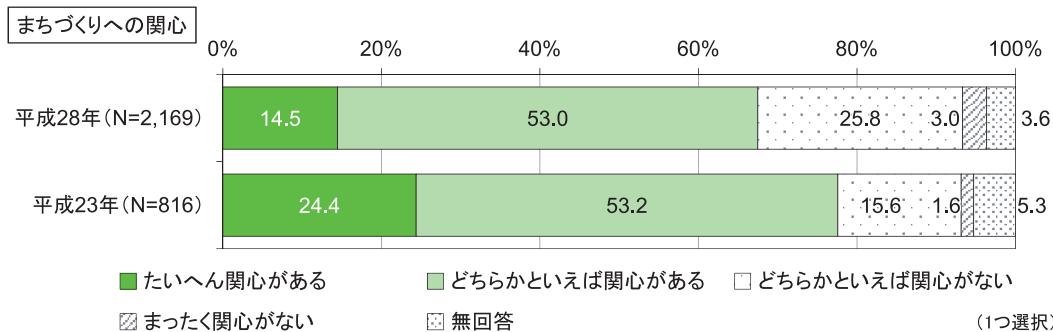
※ 前回調査とは項目の表現が若干異なる。「税負担は増やさず、民間活力や市民の力を活用してサービスを維持・充実すべき」は平成28(2016)年調査における新規項目。



・税負担を増やすらず、公共サービスを維持・充実するためには、民間活力を含む「市民（力）の総動」と、行政サービスの「簡素化・迅速化」、さらにそれを提供する職員の「対応力向上」の3要素が重要

⑨まちづくりへの関心・これからのまちづくりへの意見・提案（自由記述）

- ・「たいへん関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた『関心がある』(67.5%)は約7割となっています。しかし、前回調査（平成23年）と比べると『関心がある』(前回77.6%)は低くなっています。
- ・まちづくりへの意見・提案（自由記述）では、回答者の約4割（811件）から、さまざまな意見や提案が寄せられました。



・まちづくりへの市民の高い関心をさらに高めるとともに、市民からの「生の声」を受け止め、「総動」によるまちづくりを推進することが重要

(2) 市民会議

会議の概要

- ◆ 参 加 者：市内在住者、市内で活動を行っている団体の関係者 15 名
- ◆ 実 施 日：平成 29（2017）年 7 月 11 日・21 日・8 月 31 日（計 3 回）

【第1回】9年後の安中市について

本計画の計画期間を踏まえ、9年後の安中市について、現在の暮らしの中で感じている「課題」「現状」「これから」について話し合いを行いました。

【第2回】安中市の「将来像」について

本計画の計画期間後、さらにその先に向けて、安中市はこうあってほしいという「将来像」について話し合いを行いました。

【第3回】安中市の医療、地域ごとの活動・取組・助け合いなどについて

市民アンケートにおいて、課題や意見などとして多く見られた内容を中心に、話し合いを行いました。

人口減少や少子化・高齢化が進行する中、安中市の「将来像」や本計画の方向性などについて、以下のような意見が出されました。



- ・車と公共交通の移動を上手くつなげられる仕組みをつくればもっと便利になる
- ・危機管理や救急対応が充実していれば、企業誘致や子育て環境の PR にも有利
- ・安中で生まれた子どもたちが住み続けられる・住み続けたいまちをつくりたい
- ・住まいの確保への支援や子どもの安全・安心が確保できれば住みたい人が増える
- ・みんなが気軽に集まれ、子どもや高齢者の居場所にもなるサロンが身近にほしい
- ・経験と知識が豊かな、元気に働く高齢者が地域にはたくさんいる。その活力をまちづくりに活かしたい。生きがいにもなる
- ・地域の魅力を見直し、市民がそれを共有して発信することが重要。発信することで魅力的な人がもっと集まる
- ・これまでにない視点で見てみると新たな魅力が見つかる。まだ知られていない安中の魅力を引き出したい
- ・気づいた人が自ら取り組まなければならない時代、ひとりより、みんながつながるネットワークができるといい
- ・市民がつながり合い、情報の交換や発信ができる場があるといい。人やモノがつながり合う「なんだか楽しいまち」にしたい など

6. まちづくりの課題

本市の概況や現状、市民アンケートの結果や市民会議で議論された内容、本市を取り巻く社会経済情勢などを背景に、本市のまちづくりの課題を以下に整理します。

(1) 本格的な人口減少社会への対応

急速に進行する人口減少や少子化・高齢化によって地域経済や社会構造の変化が進み、地域コミュニティや集落機能の衰退、地域活力の低下、市財政の硬直化を招くとともに、社会基盤や子どもの健やかな成長を支える環境の維持に影響を及ぼすことが懸念されます。

人口の減少傾向が避けられない状況を踏まえ、その中にあって、誰もが自立した地域で支え合い、安全・安心に暮らし続けられるまちづくり、本市を訪れたい・本市に住みたい人を増やし、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てができるまちづくりの推進が必要です。

(2) 市民総働による自立したまちづくり

地方分権の推進に伴い、地方自治体には地域の特性を活かした特色あるまちづくりのための施策展開が求められています。一方、限られた財源の中で公共サービスを担っていくためには、地域の経済や雇用を担う企業・事業所を含む、すべての市民による「市民力」を活かすことが不可欠です。また、国や県、地方自治体同士の連携や協力の重要性・必要性が増すことが予想されます。

すべての市民と行政が互いに責任と役割を自覚し、地域の問題や課題に「総働」で取り組むための環境や仕組みをつくるとともに、徹底した行財政の見直しや行政職員の対応力向上、「市民総働」の推進に対する意識改革などが必要です。

(3) 自然環境の活用と循環型社会の構築

豊かな自然やその恵みによる水環境は、本市の貴重な財産であり、市民の誇りです。自然環境を地域資源として見直し、保全・活用するとともに、次代に継承していくことが必要です。また、資源やエネルギーを賢く使う、環境負荷の低いまちづくりを進めることができます。しかし、本市では、市民一人あたり可燃ごみ排出量やリサイクル率が全国や群馬県の水準に至っておらず（平成 27（2015）年度実績）、より積極的な取組が求められています。

市民一人ひとりの環境問題への関心を高め、環境負荷の軽減や循環型社会の構築など、持続可能な地域社会の形成を図ることが必要です。

(4) 産業振興による地域活力の創出

関東有数の規模を誇る秋間梅林の梅をはじめ、多種多様な露地野菜を生産する農林業、高速交通網の利便性や立地特性を活かした商工業、磯部温泉や碓氷峠鉄道施設などの豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業など、さまざまな産業が地域経済を支えています。しかし、特に農林業や中小事業所では、従事者の高齢化や後継者・労働力の不足、消費規模の縮小などの影響が大きく、地域経済の停滞が懸念されます。

化学工業を中心とする基幹産業の集積や広域高速交通網の利便性、豊かな自然や歴史・文化、多くの優れた人材を育んだ風土など、本市の強みを活かした地域産業の振興により、若い世代の転出抑制や転入促進、本市の認知度向上や競争力強化など、地域活力の創出を図ることが必要です。

(5) 安全・安心を支える都市基盤の総合的・計画的な維持管理

市民の暮らしの利便性や快適性の維持・向上を図るとともに、災害や犯罪から市民の生命や財産を守るために、道路、河川、橋梁、公園や市営住宅、上下水道、公共交通など、さまざまな都市基盤の整備に取り組んでいます。しかし近年、地震や台風、局地的な豪雨や大雪など、これまでにない規模や頻度で自然災害が発生しています。また、生活スタイルの多様化を背景に市民のニーズが多様化しており、このような状況に対応できる都市基盤の整備が必要です。一方、これら都市基盤の中には、老朽化が著しいもの、耐震性などの安全確保が不十分なものなどが見られ、早急な見直しと対応が必要です。

人口減少などを背景に、財政状況は今後さらに厳しくなることが予想され、新たな施設や設備の整備が難しくなる中、市民の安全・安心の確保を最優先にしながら、中・長期的視点による都市基盤の規模や施設運営の適正化による総合的・計画的な維持管理を進めることができます。

(6) 人・もの・情報のつながりによる新たな価値の創造

本市は古くから、人、もの、情報が行き交う要衝として発展してきました。そして独自の歴史・文化、教育、産業、さまざまな分野で活躍する多くの人材などを育み続け、現在につながっています。

これら本市固有の魅力を地域資源として見つめ直し、つなぎ、本市全体の魅力や誇りとして磨き上げ、市内外に発信することによって、新たな活力となる価値を創造することが求められています。そのため、最大の資源は「人」であるという共通認識のもと、人、もの、情報をつなぐ機会や場の創出と人材の育成・確保が必要です。

II 基本構想



1. まちの将来像

第1次計画の将来像「豊かな自然と歴史に包まれて ひとが輝くやすらぎのまち」の方向性や、これまで進めてきたまちづくりの経験・実績を踏まえるとともに、多様な主体の「総働」により、すべての市民がいつでも、そしていつまでも、元気でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指し、まちの将来像を次のように掲げます。

みんな元気で いきいき暮らせる

市民総働のまち あんなか

「総働」とは、市民と行政だけでなく、多分野にわたる専門家や事業者、団体、学校や研究機関等さまざまな主体が地域の課題を共有し、それぞれが自主的・主体的に取り組み、総力で地域の課題解決を目指すことを示します。



2. 政策の大綱

まちの将来像を実現するために、政策を6つの大綱（分野別基本政策）に整理するとともに、それぞれにまちづくりの「基本目標」を定めます。

まちの将来像	政策大綱	基本目標
みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか	1 都市基盤	人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち
	2 環境・安全	豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち
	3 健康・福祉・子育て	いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまち
	4 教育・文化・交流	生涯を通じて学び、人を育むまち
	5 産業・雇用	地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち
	6 行財政・市民総働	効率的な行財政運営と、市民総働のまち

【政策大綱 1】都市基盤

基本目標：人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

地域の特性や環境に配慮した適正な土地利用を促進するとともに、災害に強く、人にやさしい、質の高い都市基盤の整備と維持を図ります。

基本施策	1 - 1 適正な土地利用 1 - 2 道路交通網の整備 1 - 3 公共交通の充実 1 - 4 計画的な市街地の整備 1 - 5 住環境の整備 1 - 6 安全で安定した水道水の供給 1 - 7 適切な汚水処理 1 - 8 公園・広場の整備
------	--

【政策大綱 2】環境・安全

基本目標：豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち

豊かな自然と共生し、活用しながら、災害や犯罪から市民の生命や財産を守り、安全・安心な暮らしの確保を図ります。

基本施策	2 - 1 健全で良好な生活環境の維持 2 - 2 低炭素・循環型社会の実現 2 - 3 環境保全活動の促進 2 - 4 防犯対策の推進 2 - 5 交通安全対策の推進 2 - 6 防災・減災対策の推進 2 - 7 消費者の保護
------	--

【政策大綱 3】健康・福祉・子育て

基本目標：いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまち

子どもを安心して産み、育てやすいまちづくり、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを推進します。

基本施策	3 - 1 疾病予防・健康づくりの推進 3 - 2 医療体制の充実 3 - 3 地域福祉の推進 3 - 4 高齢者福祉の推進 3 - 5 障がい者福祉の推進 3 - 6 結婚・出産・子育て環境の充実 3 - 7 社会保障制度の充実
------	---

【政策大綱 4】教育・文化・交流

基本目標：生涯を通じて学び、人を育むまち

すべての市民が生涯にわたり自由に学習できる機会の充実を図るとともに、健やかでたくましく、しなやかに生きる力を持った子どもや若者を育てる教育を推進します。

基本施策	4 - 1 生涯学習・社会教育の充実 4 - 2 小・中学校教育の充実 4 - 3 生涯スポーツの推進 4 - 4 芸術・文化の振興 4 - 5 都市間・国際交流の推進
------	--

【政策大綱 5】産業・雇用

基本目標：地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

地域の特性や資源を活かして、人、もの、情報が行き交い、新たな価値の創造や雇用の創出により、地域が潤う産業の振興を推進します。

基本施策	5 - 1 農業の振興 5 - 2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進 5 - 3 商工業の振興 5 - 4 観光の振興 5 - 5 雇用対策の推進
------	--

【政策大綱 6】行財政・市民総働

基本目標：効率的な行財政運営と、市民総働のまち

すべての市民と行政が地域課題とその解決のための役割を共有し、自主的・主体的に地域づくりに取り組むとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる公正で効率的な行財政運営を推進します。

基本施策	6 - 1 市民総働の推進 6 - 2 人権教育・啓発の推進 6 - 3 男女共同参画の推進 6 - 4 情報発信の充実 6 - 5 効率的で健全な行財政運営
------	---

3. 都市整備の構想

(1) 土地利用の方針

本市では、国道18号、JR信越本線などの広域交通路が東西方向に延び、都市軸を形成しています。軸上の沿線には市街地が形成され、都市機能が集積しています。このような都市の基礎構造を踏まえ、西毛地域や前橋・高崎の広域都市圏との連携強化を図ります。また、鉄道駅を子育て世代や高齢者をはじめ誰もが快適に使える交通拠点とし、周辺の都市機能の集積を図ることにより、コンパクトな市街地・生活圏を構成します。これにより、市内のいずれの地域においても都市的利便性と豊かな自然とのふれあいを享受し、訪れる人々と地域がいきいきと交流する都市構造の形成を目指します。

(2) 土地利用エリア

土地利用構成の基礎として以下の3つの土地利用エリアを設定します。

● 市街地エリア

国道18号など東西方向広域幹線道路の沿道の既存市街地と、その縁辺部で系統的な基盤整備を進める地区。安中・板鼻地域、原市・磯部地域、松井田地域にまたがり、連担する3つの「まちのまとまり」ごとに、コンパクトな市街地の形成を図ります。

● 山林自然環境エリア

市域西部の自然公園地域、森林地域。自然公園法、森林法に基づく自然環境の保全と、広域観光交流や環境学習の場としての活用を図ります。

● 田園集落エリア

市街地エリアと山林自然環境エリアの間に広がる河川沿いの農地、里山とそれに介在する集落地の区域。自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、地域コミュニティの活力の維持増進を図ります。

(3) 交通軸・都市軸

都市及び市街地を支える交通軸・都市軸を以下のように設定します。

● 広域交通軸

- ・国道18号、西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）

● 地域連絡交通軸

- ・鉄道駅周辺拠点地区と周辺地域を南北に連絡する地域生活交通の軸であり、災害時の避難・救援の主要道路となる幹線道路

● 都市軸

- ・都市機能が集まる国道18号沿道、旧中山道沿道、JR信越本線沿線

(4) 都市の拠点地区の配置

都市の拠点地区と、広域観光交流ゾーンとして以下を設定します。

● 都市拠点

- ・公共公益施設や高次の都市機能、都市交通が集積する
(市役所・安中駅周辺)

● 地域生活拠点

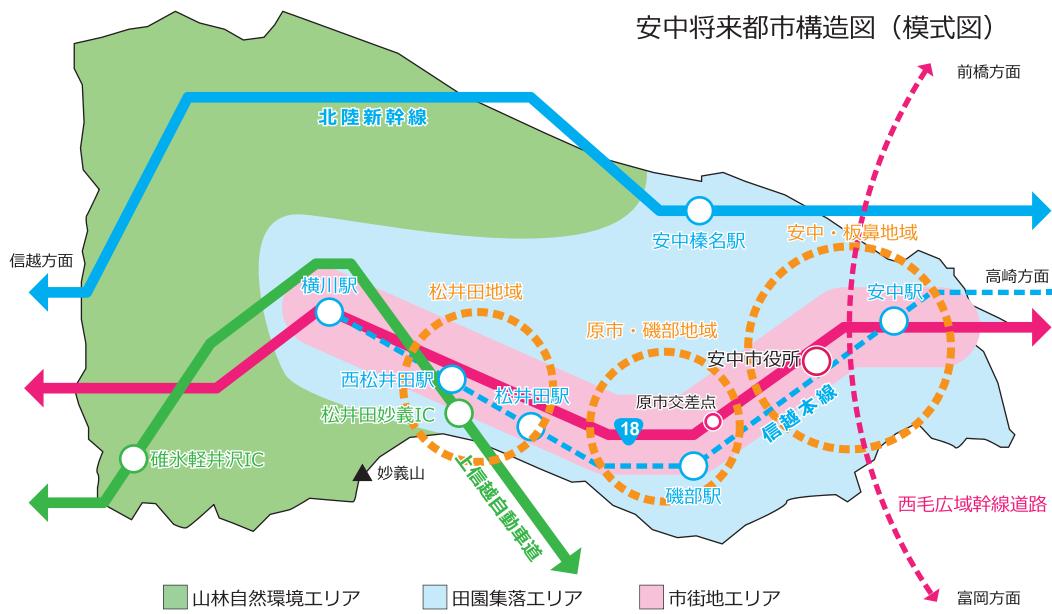
- ・都市拠点の機能を補完し、それぞれの地域の最寄りの生活拠点機能が集積する
(原市交差点・磯部駅周辺、松井田・西松井田駅周辺)

● 産業拠点

- ・地域の身近な職場として通勤や広域的な物流のための交通の強化を図るべき
大規模産業用地や工業団地

● 広域観光交流ゾーン

- ・地域固有の資源を活かし、相互に連携して広域観光交流を促進する
(安中宿・安中城址周辺、磯部温泉、松井田宿、横川駅周辺・坂本宿・碓氷峠、
秋間梅林、妙義山麓)



III 基本計画



1. 施策の体系

まちの将来像

みんな元気で
いきいき暮らせる
市民総働のまち
あんなか

政策大綱／基本目標

1 都市基盤

人にやさしく、
快適に暮らせる
魅力的なまち

2 環境・安全

豊かな自然に包まれ、
安全・安心に暮らせるまち

3 健康・福祉・子育て

いつまでも健やかで
いきいきと暮らせるまち

4 教育・文化・交流

生涯を通じて学び、
人を育むまち

5 産業・雇用

地域資源を活かした、
にぎわいと活力のあるまち

6 行財政・市民総働

効率的な行財政運営と、
市民総働のまち

基本施策

1-1 適正な土地利用

1-2 道路交通網の整備

1-3 公共交通の充実

1-4 計画的な市街地の整備

1-5 住環境の整備

1-6 安全で安定した水道水の供給

1-7 適切な汚水処理

1-8 公園・広場の整備

2-1 健全で良好な生活環境の維持

2-2 低炭素・循環型社会の実現

2-3 環境保全活動の促進

2-4 防犯対策の推進

2-5 交通安全対策の推進

2-6 防災・減災対策の推進

2-7 消費者の保護

3-1 疾病予防・健康づくりの推進

3-2 医療体制の充実

3-3 地域福祉の推進

3-4 高齢者福祉の推進

3-5 障がい者福祉の推進

3-6 結婚・出産・子育て環境の充実

3-7 社会保障制度の充実

4-1 生涯学習・社会教育の充実

4-2 小・中学校教育の充実

4-3 生涯スポーツの推進

4-4 芸術・文化の振興

4-5 都市間・国際交流の推進

5-1 農業の振興

5-2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進

5-3 商工業の振興

5-4 観光の振興

5-5 雇用対策の推進

6-1 市民総働の推進

6-2 人権教育・啓発の推進

6-3 男女共同参画の推進

6-4 情報発信の充実

6-5 効率的で健全な行財政運営

2. 重点目標

まちの将来像の実現に向け、分野の枠組みを超えて総合的かつ横断的に地域の課題解決に取り組むための重点的な目標として以下の5つを設定します。

また、目標の実現に向けた具体的な施策について、分野別の主な基本施策を示し、これらの推進により、前期計画の最終年である平成34（2022）年に達成すべき成果目標をあわせて設定します。

（1）重点目標

【重点目標1】 市民の快適な暮らしや生命と財産を守る

道路や公共交通などの都市基盤の総合管理により、生活空間の安全確保を図ります。また、市民総動による防災・減災対策の推進により、災害に強いまちをつくるとともに、防犯・交通安全意識の高揚と徹底、消費者トラブルの未然防止を図り、市民の生命と財産を守るまちづくりを進めます。

主な基本施策	1-2 道路交通網の整備 1-3 公共交通の充実	2-6 防災・減災対策の推進 2-7 消費者の保護
--------	-----------------------------	------------------------------



 **市民会議より**

5つの信越本線駅、新幹線駅、高速道路ICなど移動に便利な機能を活かしたい。

車と公共交通の移動を上手くつなげられる仕組みをつくればもっと便利になる。

危機管理や救急対応が充実していれば、企業誘致や子育て環境のPRにも有利。

 **市民アンケートより**

10年後の安中市はこんなまちであってほしい

3位「災害に強く、犯罪や交通事故が少ない安全・安心のまち」(48.6%)

5位「道路や公共交通、公園などが整備された、機能的な住環境のまち」(42.0%)

住みやすい理由

1位「自然災害の心配が少ない」(75.7%)

住みにくい理由

1位「交通の便が悪い」(74.7%)

人口減少に対応したまちづくりのために

2位「公共施設や道路・公共交通機関の立地や規模の適正化」(53.0%)

44施策の重要度・満足度評価

「バス・鉄道など公共交通の充実」は特に満足度が低く、早期の見直しが必要

意見・要望(自由記述)より

・安心して歩ける歩道がもっと整備されるといい。

・クルマの運転をしなくなったら、生活の足が確保できるか心配。

【重点目標2】若い世代の移住・定住を進める

結婚から妊娠・出産・育児・教育まで、それぞれの希望をかなえるため、切れ目がない支援の充実を図るとともに、暮らしやすい魅力ある住環境の整備、働く場の確保、雇用環境の充実を図り、人口減少の中にあっても、人を育て、地域の活力の維持を図ります。

主な基本施策	1 - 5 住環境の整備 3 - 2 医療体制の充実 3 - 6 結婚・出産・子育て環境の充実	4 - 2 小・中学校教育の充実 5 - 5 雇用対策の推進
--------	---	-----------------------------------



市民会議より

安中市の子育て支援は充実している。
それが知られていないのが残念。

出産できる医療機関が市内にはない。
安心して子どもを産める環境が必要。

安中で生まれた子どもたちが住み続けられる・住み続けたいまちをつくりたい。

碓氷病院を中心として、子どもを産み育てられる仕組みができるといいと思う。

市民アンケートより

10年後の安中市はこんなまちであってほしい
4位「安心して子どもを産み・育てられるまち」(47.1%)

安中市での暮らしの中での不安
1位「少子化・高齢化」(42.1%)

結婚・出産・子育てがしやすいまちにするために
1位「子育てへの経済的支援の充実」(47.6%)
2位「仕事と子育てが両立しやすい労働環境の整備」(40.2%)

安中市に移住・定住する人を増やすために
1位「子育て環境・子どもの教育環境の充実」(57.8%)、3位「市内移住希望者への就業・新規就農の支援の充実」(47.5%)

人口減少に対応したまちづくりのために
1位「地域の医療・介護環境の維持と充実」(70.8%)

地域産業の振興のために※
1位「農林業の経営安定化や後継者・新規就農者の育成」(35.5%)

意見・要望(自由記述)より
・住みやすい公営住宅の整備や空き家活用が進むといい。
・Uターン就職がしやすく、通勤がしやすいようになるといい。
・若者が希望を持って暮らせるまちにしたい。

※ I 総論「5. 市民による評価・意識の状況」に未掲載の設問。2位「観光資源を活かしたまちのブランド力向上」(32.9%)、3位「商店街の環境美化や歩道・駐車場などの整備」(31.0%)

【重点目標 3】 生涯にわたる健やかな暮らしを支え合う

住み慣れた地域で生涯にわたって健やかにいきいきと暮らし続けられる健康長寿の地域社会を実現するため、医療や保健・福祉の充実と連携強化を図ります。

主な基本施策	3-1 疾病予防・健康づくりの推進 3-2 医療体制の充実 3-3 地域福祉の推進	3-4 高齢者福祉の推進 3-5 障がい者福祉の推進 3-7 社会保障制度の充実
--------	---	--



 **市民会議より**

みんなが気軽に集まれ、子どもや高齢者の居場所にもなるサロンが身近にほしい。

経験と知識が豊かな、元気に働く高齢者が地域にはたくさんいる。その活力をまちづくりに活かしたい。生きがいにもなる。

今後は在宅医療、介護サービスの充実が重要であり、まちづくりの観点でも充実を図る必要がある。

 **市民アンケートより**

10年後の安中市はこんなまちであってほしい

1位「高齢者や障がい者にやさしく、誰もが地域で暮らし続けられるまち」(50.5%)
2位「健康づくりが盛んで、必要に応じて適切な医療が受けられるまち」(49.8%)

住みにくい理由

3位「医療・福祉が充実していない」(45.2%)

安中市での暮らしの中での不安

1位「少子化・高齢化」(42.1%)
2位「医療」(38.1%)
3位「介護」(27.2%)

高齢者が安心して暮らせるまちにするために*

1位「年金や医療保険制度の充実」(55.8%)
2位「介護サービス(居宅・施設)の充実」(51.4%)

安中市に移住・定住する人を増やすために

2位「医療体制の充実」(55.6%)

44施策の重要度・満足度評価

「医療施設や高度・救急医療体制の充実」は特に満足度が低く、重要度が高い。早急な見直しが必要

意見・要望(自由記述)より

- ・医療体制を充実させてほしい。安心して医療を受けたい。
- ・他の自治体の医療機関との連携が進むといい。
- ・高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい。

* I 総論「5. 市民による評価・意識の状況」に未掲載の設問。3位「高齢者が安心して暮らせる住環境の整備」(37.3%)、4位「健康づくりなどによる介護予防や認知症予防の強化」(32.4%)

【重点目標4】 何度も訪れたくなる魅力を磨く

魅力ある観光資源の磨き上げや、それらを体験する機会の整備・拡大、効果的な情報の提供、周辺都市との連携などを図り、本市を知り、関心を持ち、「何度も訪れたい・住みたい」人を増やします。

主な基本施策	4-4 芸術・文化の振興	5-4 観光の振興
	4-5 都市間・国際交流の推進	6-4 情報発信の充実



 **市民会議より**

まずは安中市を知ってもらうことが重要。

地域の魅力を見直し、市民がそれを共有して発信することが重要。
発信することで魅力的な人がもっと集まる。

これまでにない視点で見てみると新たな魅力が見つかる。
まだ知られていない安中の魅力を引き出したい。

 **市民アンケートより**

住みにくい理由
4位「休日等を楽しめる場が充実していない」(41.4%)

地域産業の振興のために*
2位「地域資源を活かしたまちのブランド力向上」(32.9%)

安中市に移住・定住する人を増やすために
5位「移住・定住につながる安中市での暮らしのPRの推進」(27.9%)

意見・要望(自由記述)より

- ・子どもたちがアートに触れられる機会がとても少なくて残念。
- ・地域の資源を活かし、もっと観光に力を入れてほしい。
- ・近隣の観光スポットとの連携ができないか。
- ・一日をゆっくり過ごせる公園などがあるといい。
- ・まつりや花火大会の開催をもっとしてほしい。
- ・通り過ぎるだけのまちから、立ち寄って滞在するまちにしたい。

* I 総論「5. 市民による評価・意識の状況」に未掲載の設問。1位「農林業の経営安定化や後継者・新規就農者の育成」(35.5%)、3位「商店街の環境美化や歩道・駐車場などの整備」(31.0%)

【重点目標5】 地域の資源をつなぎ、活力を創造する

地場産業の振興や、そこで働く人たちのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図り、活力ある産業や地域社会が支えるにぎわいのあるまちづくりを推進します。また、市民団体、企業・事業所等を含むすべての市民と行政の総働による、人と人がつながり、結び合う地域社会づくりを推進します。

主な基本施策	5-1 農業の振興	6-1 市民総働の推進
	5-2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進	6-2 人権教育・啓発の推進
	5-3 商工業の振興	6-3 男女共同参画の推進



 **市民会議より**

気づいた人が自ら取り組まなければならぬ時代、ひとりより、みんながつながるネットワークができるといい。

安中市最大の資源は「人」。それをまちづくりに活かしたい。

市民がつながり合い、情報の交換や発信ができる場があるといい。人やモノがつながり合う「なんだか楽しいまち」にしたい。

地域の特性を活かした産業の振興と雇用の創出を進めたい。そのためには新たな視点も必要だと思う。

 **市民アンケートより**

人口減少社会における公共サービスのあり方
1位「税負担は増やさず、民間活力や市民の力を活用してサービスを維持・充実すべき」(40.8%)

結婚・出産・子育てがしやすいまちにするために
2位「仕事と子育てが両立しやすい労働環境の整備」(40.2%)

安中市のまちづくりへの関心
1位「どちらかといえば関心がある」(53.0%)

意見・要望(自由記述)より

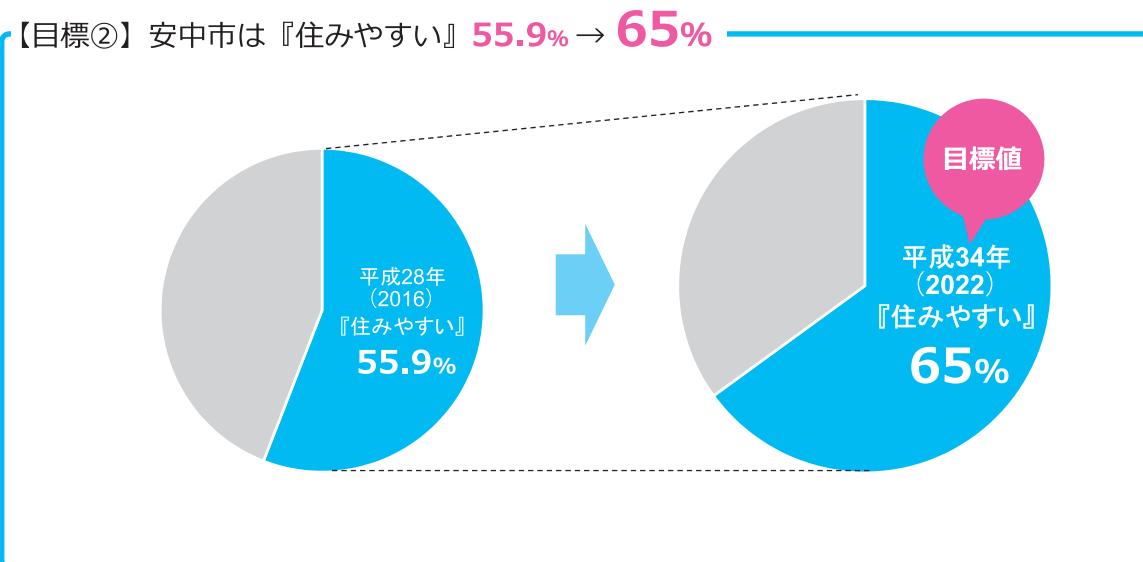
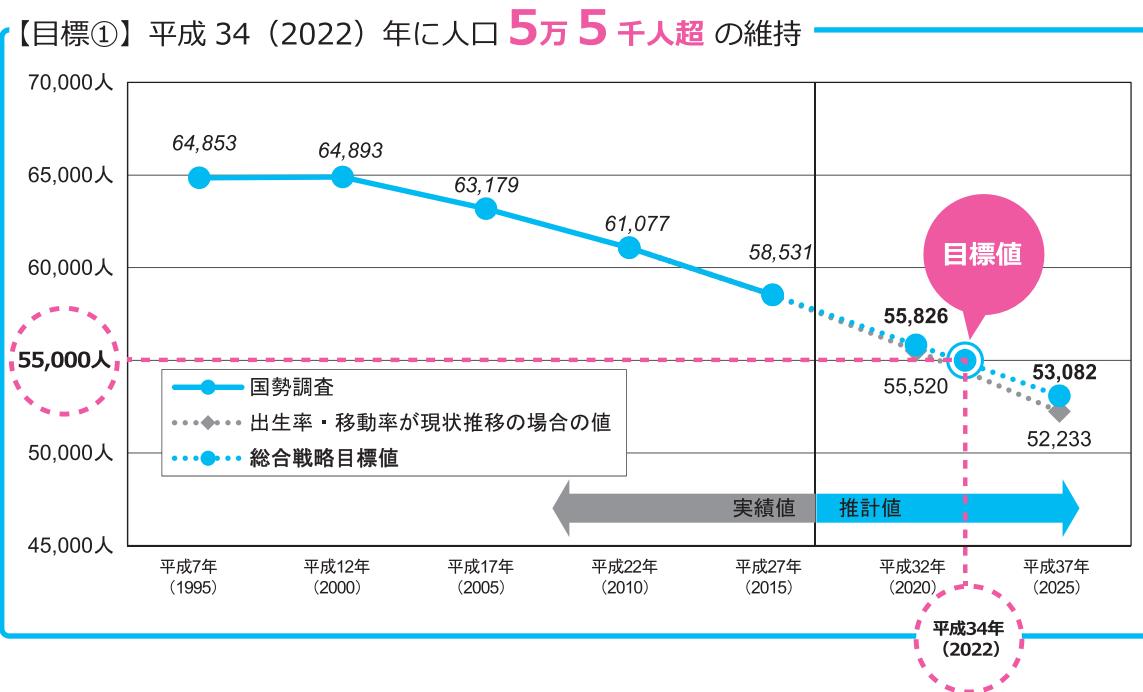
- ・特産の梅をもっと活かし、料理や加工品が名物になるといい。
- ・地域特性を活かしたブランド力のある産業の創出が必要。
- ・子どもたちが大人になった時、雇用の場があるまちにしたい。
- ・一人ひとりが意識を変え、市民としての自覚と誇りを持てるまちにしたい。
- ・市民が自ら考え、盛り上げ、行動していくなければならない。
- ・一人ひとりがどのようにこれから安中市に関わっていくのかが大事。
- ・市民と行政の協働はこれからのまちづくりの基盤となる。
- ・地域のみんなが助け合っていけるといい。

(2) 成果目標

5つの重点目標の実現に向けた施策の推進により、前期計画の最終年である平成34(2022)年に達成すべき成果目標として次の2つを設定します。

目標①	平成34（2022）年に人口5万5千人超の維持
目標②	安中市は『住みやすい』55.9%→65%*

*市民アンケートにおける「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計値。有効回収数N>2,000の場合を想定。



政策大綱 1 都市基盤

人にやさしく、
快適に暮らせる魅力的なまち

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1 - 1

適正な土地利用

10年後の
目指す姿

- 緑豊かな自然環境や豊富な水資源と調和した土地利用が進んでいます。
- 空き家・空き店舗対策など、土地利用の整理が進んでいます。
- 地域ごとの特色を活かした安中らしい良好な景観を保全し、魅力向上に努めます。

5年間の
取組の方針

- 人口減少に対応した適正でバランスのとれた土地利用の展開を推進します。
- 無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境の維持・保全を推進します。

現状と課題

- ・市街地が低密度・拡散化した都市構造のため、人口減少の進行により、公共交通や地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。
- ・中心市街地では、空き店舗等の増加により、景観や防災・防犯など、生活環境のさまざまな面への影響が見られます。一方、郊外では、無秩序な開発による自然環境や景観の悪化が見られます。
- ・人口減少に伴う産業規模の縮小がさらなる人口の流出を招くことが懸念されており、人口減少とその影響を踏まえた、適正でバランスのとれた土地利用の推進が必要です。
- ・急傾斜地等への太陽光発電設備の無秩序な設置が、自然災害の危険性を高め、生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

施策展開の方向

1 地域の特性に即した適正でバランスのとれた土地利用を進めます。

◆適正な土地利用

人口減少に対応した適正な土地利用の展開に向け、「県央広域都市計画圈都市計画区域マスター プラン」（群馬県）や「安中市都市計画マスタープラン」に基づき、市街地では、住宅、商業、工業のバランスのとれた土地利用を推進するとともに、農村・中山間地域では、農地や集落地の環境改善・保全に努めます。また、自然が多く残る地域における無秩序な開発を抑制し、自然環境の維持・保全を図ります。

◆太陽光発電設備に係る無秩序な開発の抑制

「安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例」に基づき、急傾斜地等の自然災害の危険性が高い地域への無秩序な太陽光発電設備の設置抑制を図り、良好な生活環境の保全と安全・安心な生活の確保に努めます。

2 景観を保全し、地域の魅力向上を図ります。

◆景観の計画的な保全・維持

景観計画を策定し、地域固有の景観の保全と良好な景観の形成を推進するとともに、地域の魅力を向上させる施策の計画的展開を図ります。

市民の役割

▶ 身近な景観や土地利用に関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・県央広域都市計画圈都市計画区域マスタープラン（群馬県）【計画期間：平成27～42年】
- ・安中市都市計画マスタープラン【計画期間：平成27～46年】
- ・安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例



安中市遠景

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1 - 2

道路交通網の整備

10 年後の
目指す姿

- 幅員が狭小な幹線市道等の整備が進み、安全性が向上しています。
- 橋梁の長寿命化と耐震補強が計画的に進み、橋梁の安全・安心が確保されています。

5 年間の
取組の方針

- 緊急性や重要性の高い幹線道路を中心に、市道整備を計画的に推進します。
- 橋梁の長寿命化と耐震補強を計画的に推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
市道改良率	市道の総延長に占める改良済市道延長の割合	26.87%	27.22%	27.57%
要措置橋梁数	5 年毎の定期点検において緊急措置または早期措置が指摘される橋梁の数	(H28 年度) 22 橋	11 橋	0 橋

現状と課題

- 市域を東西に横断し、首都圏と信越地方をつなぐ国道 18 号は、都市の骨格を成す重要な役割を担っており、渋滞緩和に向けた整備が必要です。また、前橋方面、富岡方面と本市の都市拠点を南北につなぐ西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備が進んでおり、市内では南北中央幹線の工事が進んでいます。
- 幹線道路は、まちの発展に欠かせない重要な都市基盤であり、広域的なつながり、沿道や周辺地域の都市機能や産業機能の集積、災害時の緊急輸送などの視点を踏まえた計画的な整備が必要です。
- 生活道路では、狭幅員道路の改良や歩道の整備等を進め、安全かつ安心して通行できる道路環境を確保することが必要です。また、身近な道路について、個人、団体、企業などが「里親」となり、ボランティアで清掃や草刈りなどを行う「道路里親制度」による維持管理や環境美化活動等を進めており、より効果的な取組として継続・発展させることが必要です。
- 市内では、車両での通行が難しく、使用頻度が著しく低い橋梁が数多く存在しており、点検や修繕工事が必要となった場合の費用負担が課題となっています。

施策展開の方向

1 快適に通行できる安全性の高い道路交通網の整備を推進します。

◆広域幹線道路の整備

久芳橋以西の4車線化ならびに交差点部における改良・整備を促進し、国道18号の渋滞緩和を図ります。また、関係機関等との連携により西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の早期全線開通を促進し、主要都市及びインターチェンジへのアクセス性の向上を図ります。

◆幹線道路の整備

まちづくりの骨格として、地域間のつながり、高速交通網へのアクセス性、沿道や周辺地域の産業機能の開発、災害時の緊急輸送等の視点を踏まえ、計画的な整備を推進します。

◆生活道路の整備

市民生活の利便性の向上や災害時の安全性の確保を図るとともに、人にやさしい道路環境の充実を目指し、未舗装道路の舗装、道路や歩道の段差解消、交差点の改良など、計画的な整備を推進します。また、「道路里親制度」を活用して、市民と行政との協働による生活道路の美化・清掃活動を推進します。

2 使用状況に即した効率的な道路整備を推進します。

◆認定市道の整理・見直しの推進

車両通行ができないなど、使用頻度が著しく低い橋梁が存在する市道路線について、市道認定の廃止を含めた見直しを検討するなど、使用状況に即した効率的な管理のための認定市道の整理と見直しを推進します。

◆橋梁長寿命化推進計画の策定と推進

「橋梁長寿命化推進計画」に基づく計画的な整備を推進するとともに、その状況を踏まえた次期計画を策定し、橋長2m以上の橋梁の長寿命化のための修繕及び耐震補強工事の効率的な推進を図ります。

市民の役割

- ▶ 道路や道路設備を大切にします。
- ▶ 道路の美化と安全の維持に協力します。

関連する計画・指針等

- ・安中市都市計画マスタープラン【計画期間：平成27～46年】
- ・橋梁長寿命化推進計画【計画期間：平成24～30年】

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1 - 3

公共交通の充実

10 年後の
目指す姿

- 公共交通ネットワークの再編により、乗合バス・乗合タクシー等の利便性が向上しています。
- 駅の周辺整備や観光施設が充実し、鉄道利用者が増加しています。
- 公共交通の総合的な見直しを行い、市民が利用しやすい公共交通ネットワークの構築を図ります。
- 乗合バス・乗合タクシーや鉄道の利用促進を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
乗合バス・乗合タクシー利用者数	運行事業者による報告利用者数	49,515 人	52,500 人	55,000 人

現状と課題

- ・鉄道は、JR 信越本線 5 駅と JR 北陸新幹線安中榛名駅があり、高崎・前橋や首都圏方面への通勤・通学などの足や観光客等が本市を訪れる際の移動手段として大きな役割を果たしています。
- ・市内鉄道駅の 1 日あたりの総乗降客数は、平成 23 (2011) 年が 4,385 人、平成 28 (2016) 年が 4,224 人となっており、停車本数が削減される中であってもこの 5 年間で大きな減少は見られません。しかし、個々の駅で見た場合、乗降客数が増加しているのは 2 駅のみであり、他の 4 駅は減少しています。その中でも本市西部に位置する西松井田駅と横川駅の 2 駅は 1 割を超える減少率となっており、特に減少率の高いこの 2 駅の利用者数の維持が課題となっています。
- ・乗合バス・乗合タクシーは、7 路線を運行するほか、民間バス 1 路線が運行され、一部の路線ではデマンド型が採用されるなど、公共交通網の充実を図っています。しかし、路線によっては乗合バス等の利用者数の減少傾向が顕著となっています。また、総利用者数も減少しており、市から民間事業者へ路線維持のため多額の補助金を交付しています。
- ・バス路線の維持を図るとともに、乗合バス・乗合タクシーの路線改廃をはじめ、鉄道を含めた公共交通の総合的な見直しを実施し、市民等が利用しやすい公共交通ネットワークの再構築を図ることが必要です。

施策展開の方向

1 乗合バス・乗合タクシーの利用を促進します。

◆乗合バス・乗合タクシーの利用促進

利用方法などの分かりやすい情報提供や、利用しやすい効果的な運行に努め、乗合バス・乗合タクシーの利用促進を図ります。

2 利用しやすい公共交通網の充実に努めます。

◆公共交通ネットワークの再構築

市民ニーズを踏まえた的確な対応に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、現行路線のサービス維持を運行事業者に働きかけます。また、路線の改廃など、公共交通の総合的な見直しを行い、各交通機関の相互連携のとれた公共交通ネットワークの再構築を図ります。

◆信越本線・新幹線駅の利用促進

駅の利便性向上や周辺整備、効果的な情報提供に努め、市民に鉄道利用を働きかけます。また、観光客の利便性向上の検討を推進し、市外からの鉄道利用者の増加を図ります。

市民の役割

▶ 積極的に公共交通を利用します。



JR信越本線



乗合バス

1 - 4

計画的な市街地の整備

10 年後の
目指す姿

- 地域の歴史や特性を活かした、快適で便利な市街地の整備が進んでいます。
- 地域ごとに個性あるまちなみが形成されています。

5 年間の
取組の方針

- 地域ごとの特色を活かした安中らしい魅力ある市街地の形成を図ります。
- 人口減少に対応した適正な都市基盤の整備を進めます。

現状と課題

- ・用途地域内の宅地密度が低く、空き地が点在する状況が続いている一方で、用途地域外では開発が進められています。
- ・人口減少により、空き家・空き店舗が増加し、低密度で分散化した都市構造がさらに進行することが予想されます。このような中、新たな都市基盤の整備だけでなく、既存の都市基盤の維持も困難となることが懸念されています。
- ・歴史や文化、自然環境や観光資源など、地域ごとの状況を踏まえ、電気自動車や自動運転、テレワーク^{*}に代表される技術革新や、小売りの宅配化等による市民のライフスタイルの変化にも対応した、効率的かつ効果的で持続可能な都市基盤の整備を推進することが課題となっています。

施策展開の方向

1 地域の特性を活かした市街地整備を推進します。

◆計画的な既存市街地の整備

地域ごとのまちづくりの経緯や特性を踏まえた魅力ある住宅地の形成を促進します。また、国道18号や旧中山道沿道の既存市街地、鉄道駅周辺、磯部温泉周辺を中心として、それぞれの地域で担うべき機能を活かしつつ、多様な交通手段の確保により、相互の連携が図られた商業・業務地の形成を促進します。

◆計画的な土地利用の推進

地区計画の活用、特定用途制限地域の指定や、地区計画を併用した用途地域の変更等の検討により、用途地域内や用途地域縁辺部、特に西毛広域幹線道路周辺の地域における開発の適正な誘導を図ります。

◆都市施設や公共交通の再構築

都市施設や公共交通の再構築を検討し、人口減少を前提とする土地利用計画や、社会全般における技術革新、市民のライフスタイルの変化に合わせた、持続可能な都市基盤の整備を推進します。

2 景観を保全し、地域の魅力向上を図ります。

◆景観の計画的な保全・維持（再掲）

景観計画を策定し、地域固有の景観の保全と良好な景観の形成を推進するとともに、地域の魅力を向上させる施策の計画的展開を図ります。

市民の役割

▶ 身近な景観やまちなみに関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン（群馬県）【計画期間：平成27～42年】
- ・安中市都市計画マスタープラン【計画期間：平成27～46年】

※ テレワーク：ICT（Information and Communication Technology：情報・通信技術の総称）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1-5

住環境の整備

10年後の
目指す姿

- 住宅や店・事務所などへの空き家の活用が進むとともに、危険な空き家への対応が速やかにされています。
- 住宅の耐震化やバリアフリー化など、安心して暮らせる住環境づくりが進んでいます。
- 快適で安心して居住できる市営住宅が市民に提供されています。

5年間の
取組の方針

- 空き家の適切な管理と活用について、市民と行政が連携・協力する体制づくりを進めます。また、各種補助制度の運用、関係機関との情報共有、情報の発信などに積極的に取り組みます。
- 市営住宅の補修工事や修繕などを進めます。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
空き家の有効活用戸数	空き家バンクや空き家改修費補助制度等を利用して、居住等に有効活用された空き戸数	1戸	10戸	20戸
空き家の除却戸数	空き家除却費補助制度等を利用して除却される空き戸数（法に基づく「特定空家等」に対する措置件数を含む）	15戸	30戸	40戸
住宅耐震化率	家屋課税台帳住宅数に占める新耐震基準（昭和56年6月）以降の住宅数	61.1%	80.0%	90.0%
市営住宅の改修戸数	全面改修工事を実施した市営住宅の戸数	64戸	80戸	144戸

現状と課題

- ・人口減少が進む中で空き家が増加しており、地域の安全や景観への影響が懸念される一方、住居や店舗、事務所などとしての活用促進が求められています。空き家所有者に対して適切な管理と活用を促すとともに、活用のための情報提供や危険な状況への対応を進めるための体制づくりが必要となっています。
- ・地震に強く、高齢になっても暮らしやすい住環境づくりを進めるために、個人住宅の耐震化やバリアフリー化の促進が必要です。
- ・市営住宅の役割として、特に近年では、若者等の市内への定住の促進や高齢者の暮らしやすさを確保することが求められており、長寿命化と適切な修繕、バリアフリー化などを計画的に推進することが必要です。
- ・人口減少への対応や地域資源を活かした活力の創造、持続可能なまちづくりを実現するため、総合戦略に基づく施策を計画的に推進しています。その施策の展開方針の1つとして「安中市に行きたい・住みたい人を増やす」を掲げ、市外からの移住・定住の促進と観光などによる交流人口の拡大に取り組んでいます。一方、東京圏をはじめとする、大都市では地方回帰や二地域居住へのニーズが高まっており、これらを受けた、移住・定住につながるより効果的な施策の検討が必要です。

施策展開の方向

1 空き家の適切な管理と活用を促進します。

◆空き家の活用対策の推進

空き家バンクによる情報の提供等、空き家の活用を促進し、併せて市内への移住・定住を推進します。

◆空き家等の適切な管理と活用促進の計画的な推進

「安中市空家等対策計画」に基づき、空き家等の適切な管理や活用を計画的に推進します。

◆危険空き家等の対策の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」と「安中市空家等対策計画」に基づき、地域で問題となっている危険空き家等に対し、実効性の高い取組を推進します。

2 安心して暮らせる住環境づくりを促進します。

◆住宅耐震化・バリアフリー化の促進

補助金制度の活用や相談対応、情報提供の充実等を図り、個人住宅の耐震化や、必要に応じたバリアフリー化を促進します。

3 安心して暮らせる市営住宅を維持・管理します。

◆市営住宅の住環境向上と長寿命化の推進

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、補修が必要な箇所の迅速な把握と適切な修繕を計画的に実施し、市営住宅の長寿命化とともに入居者の住環境向上や安全確保を図ります。

◆市営住宅への入居促進

市営住宅の効率的な活用と、若者等の市内への定住の促進を見据えた、入居促進のための情報提供を推進します。

4 移住・定住の支援を推進します。

◆移住希望者の受け入れ体制の整備・充実

移住・定住実現のための就労や生活に関する相談対応や情報提供をワンストップで行い、移住希望者を支援する体制を整備します。また、住宅取得等における経済的な支援の充実を図ります。

◆移住・定住促進のための総合情報サイトの運用

移住・定住先としての魅力を広く情報発信するとともに、移住・定住の実現を促すための実践的な情報を集約・提供する総合情報サイトを構築し、効率的な運用を図ります。また、空き家バンクと連携した情報提供により、空き家の利用促進を図ります。

市民の役割

- ▶ 所有する空き家の適切な管理に努めます。
- ▶ 地域内の空き家の見守りや市への情報提供を行い、住環境の安全確保を進めます。
- ▶ 住宅の耐震化や必要に応じたバリアフリー化を進めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例
- ・安中市空家等対策計画【計画期間：平成30～34年度】
- ・安中市市営住宅等長寿命化計画【計画期間：平成25～34年度】

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1 - 6

安全で安定した水道水の供給

10 年後の
目指す姿

- 50 年後・100 年後を見据えた施設の整備・更新により、安全で安定した水道水の供給がされています。

5 年間の
取組の方針

- 新水道事業ビジョンを策定し、計画的に事業を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
有収率	年間の配水量に占める有収水量（料金収入があった水量）の割合	78.45%	85.0%	86.1%以上
配水池の耐震化率	全配水池容量に対する耐震化対策の施された配水池の容量の割合	0.00%	1.67%	5.24%

現状と課題

- ・安全な水道水の安定した供給は、市民の暮らしの基盤であり、水道施設の耐震化や老朽化した鋼管の更新など、安全性の強化に努めています。しかし、人口減少による料金収入の減少、設備の老朽化などの諸課題に対処するためには、将来へ向けた長期的な視点による戦略的かつ効率的な事業運営が必要となっています。
- ・水質保全について、「安中市水安全計画」に基づき、水源から給水栓に至るまでの安全な水の安定供給や緊急時の対応等、安全性の強化に努める一方、良好な水質を安定して確保するため、水源となる地域の環境保全が必要となっています。

施策展開の方向

1 市内全域の安全で安定した水道水の供給に努めます。

◆配水管網の整備

「安中市水道事業ビジョン」に基づく計画的な配水管網の整備を推進し、市内全域における水道水の安定供給に努めます。

◆碓氷川以南の系統の増強

碓氷川以南地域の配水系統を増強し、該当する地域の出水不足解消を図るとともに、工業団地の開発に必要な水の確保と水道事業の料金収入の増加を図ります。

2 水道施設の維持・更新を推進します。

◆配水池等の老朽化対応と耐震化の推進

配水池等の老朽化と耐震性の調査を実施し、将来を見据えた更新と耐震化を推進します。

◆配水管等の整備・更新の推進

配水管等の整備・更新の推進により、老朽化による破損事故や漏水、古い鋼管の錆による赤水等の発生防止を図ります。

市民の役割

- ▶ 水道事業に関心を持ち、その現状と課題の理解に努めます。
- ▶ 水の大切さを認識し、節水や水源地域の保全に努めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市地域水道ビジョン【計画期間：平成 21～32 年度】
- ・安中市水道事業ビジョン【計画期間：平成 31 年度～】
- ・安中市水安全計画【計画期間：平成 26 年度～】
- ・水道施設設計指針



中木ダム



坂本浄水場

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1 - 7

適切な汚水処理

10 年後の
目指す姿

- 生活排水の適切な処理がされ、衛生的な生活環境と、河川等の良好な水質が維持されています。

5 年間の
取組の方針

- 汚水処理事業の重要性について市民への周知を推進します。
- 計画的な下水道整備を推進します。
- 下水道整備区域外について、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
汚水処理人口普及率	総人口に占める汚水処理（下水道+合併処理浄化槽）人口の割合	59.4%	79.7%	87.8%

現状と課題

- ・下水道事業は、公衆衛生の向上、河川等の公共用水域の水質保全において重要な役割を担い、快適な生活環境づくりに貢献しています。しかし、下水道整備には膨大な費用を要するため、本市の財政の大きな負担となっています。
- ・一方、人口減少や世帯人数の少人数化、住宅の立地・分布状況の変動など、下水道事業計画の前提条件が変化していることから、現状と将来的な展望を踏まえた長期的な視点による効率的かつ計画的な事業推進が必要です。
- ・また、東日本大震災を教訓として、下水道施設の地震等による被災に備えた対策や体制を検討し、有事に適切に対応できる維持管理の体制をつくることが必要です。
- ・下水道整備区域においては、該当区域の住民に向けた各種説明会の開催や広報紙による周知、PR活動などを行い、理解の深化と接続率の向上を図ることが必要です。
- ・下水道整備区域以外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図っていますが、一部に残るくみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が課題となっています。
- ・本市の汚水処理人口普及率（平成 28（2016）年度 59.4%）は国（同 90.4%）や県（同 79.3%）の平均を大きく下回っており、下水道の整備や接続の促進、合併処理浄化槽への転換が求められています。

施策展開の方向

1 下水道事業を計画的に推進します。

◆計画的な下水道整備の推進

現在の下水道計画区域について、「利根川上流流域関連安中市公共下水道事業計画」に基づき、平成32（2020）年度までの整備完了を目指します。また、次期事業計画策定にあたっては、事業効果の検討を踏まえた見直しを行い、計画的な下水道事業を推進します。

◆下水道設備の適切な維持・管理

下水道管内のテレビカメラ調査の計画的実施など、対応が必要な箇所の早期発見に努め、下水道設備の適切な維持・管理を推進します。

2 市内全体での適切な汚水処理を促進します。

◆下水道への接続促進

下水道整備区域においては、下水道の役割についての周知を図るとともに、未接続家屋の早期接続を促進します。

◆合併処理浄化槽への転換促進

下水道整備区域外においては、汚水処理の必要性についての周知を図るとともに、安中市浄化槽設置事業費補助金の活用などにより、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

3 汚水処理事業の重要性について周知に努めます。

◆汚水処理事業の周知促進

生活基盤としての汚水処理事業の重要性とともに、河川等の公共用水域の水質保全の重要性について、広報紙の活用やPR活動などによる周知に努めます。

市民の役割

- ▶ 下水道整備区域では、下水道への早期接続に努めます。
- ▶ 下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ▶ 汚水処理事業に关心を持ち、理解を深めます。

関連する計画・指針等

- ・利根川上流流域関連安中市公共下水道事業計画【計画期間：平成28～32年度】
- ・安中都市計画下水道安中公共下水道事業計画【計画期間：平成28～32年度】
- ・利根川上流流域下水道（県央処理区）事業計画（群馬県）【計画期間：平成28～32年度】
- ・安中市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

都市基盤

基本目標 1

人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち

1-8

公園・広場の整備

10年後の 目指す姿

- 市内各地の公園・広場が、子どもから大人まで多くの人の憩いや交流の場としてぎわっています。

5年間の 取組の方針

- 既存の施設の計画的な維持・管理の推進により、安全性や快適性、利便性の向上を図ります。
- 新たな施設の整備等を計画的に推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
都市計画区域内1人あたりの 都市公園面積	都市公園の総面積を都市計画区域内 人口で除した値	8.05 m ²	9.00 m ²	10.00 m ²

現状と課題

- 本市には11か所の都市計画公園、2か所の都市計画緑地をはじめ、多くの公園や広場があり、市民をはじめとする利用者の身近な憩いや交流の場であるとともに、災害発生時の避難場所として重要な役割を担っています。しかし、既存の公園・広場の多くは建設から年数が経ち、施設の老朽化が顕著となっており、今後のあり方について早急な検討が必要です。
- 公園・広場内の樹木については、特に夏場の直射日光をしのぐ日陰として機能する一方、巨木化や老木化の進行により管理が困難となっているものが見られることから、計画的な伐採の検討が必要です。
- 新たな施設の整備等については、市民ニーズや地域の状況、整備後の維持管理方法などを踏まえて計画的に推進することが必要です。

施策展開の方向

1 魅力ある公園・広場の整備を推進します。

◆公園整備計画の策定

既存の公園・広場の状況の的確な把握に努めるとともに、災害時避難場所としての機能を踏まえ、各公園の今後のあり方や既存施設の長寿命化対策及び新たな都市計画公園の整備を計画的に推進します。

◆公園施設の安全点検の推進

公園・広場に整備されている遊具やベンチ等の施設の安全点検を計画的に実施し、結果に基づく適切な処置を図ります。

2 市民との協働による管理・運営を推進します。

◆市民との協働による公園管理

市民と行政の協働による公園づくりと管理・運営を推進し、地域ニーズに即した整備と効果的な管理・運営を図ります。

市民の役割

▶ ルールとマナーを守り、みんなで楽しく大切に使うよう心がけます。



みのりが丘パノラマパーク

政策大綱 2 環境・安全

豊かな自然に包まれ、
安全・安心に暮らせるまち

環境・安全

基本目標2

豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち

2-1

健全で良好な生活環境の維持

10年後の 目指す姿

- 豊かな自然環境が保全され、自然と共生する暮らしが営まれています。
- 公害のない、安心して暮らせる環境が維持されています。

5年間の 取組の方針

- 生態系の維持と生物多様性の確保に努めます。
- 里山を活用した環境学習・体験の機会の充実を図ります。
- 環境保全体制の強化と公害防止対策を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
公害苦情処理件数	公害苦情処理簿による処理件数	160件	100件	50件

現状と課題

- 本市は豊かな自然に恵まれており、古くから地域の暮らしに密接に関わってきた里地や里山、水辺などが多く、さまざまな動植物が育まれ、自然と人との共生による独自の環境が維持されてきました。しかし、近年は里地や里山などの活用機会や農業・林業従事者の減少等による荒廃が進行しており、多様な生物の生息環境の悪化、農地や生活圏への鳥獣被害の増加や外来種の繁殖などが懸念されています。
- 市民の生活や経済活動が多様化する中、従来の大規模な経済活動に由来する産業型公害だけでなく、近年では市民の生活や経済活動によって生じる廃棄物や、生活排水などが原因である生活型公害への対応が求められています。それぞれの状況に応じた迅速な把握と適切な対応を、関係機関との連携を図りながら推進することが必要です。
- 墓地を承継する親族のいない世帯の増加、墓地や葬送に対する市民の考え方の多様化やニーズの変化などを踏まえた市営墓地のあり方の検討が必要です。
- 農地としての機能回復に向けた公害防除特別土地改良事業の一層の推進を図り、安定した農業経営を支える基盤を確保することが必要です。

施策展開の方向

1 健全な生態系を維持し、生物多様性を確保します。

◆生態系への人為的影響の軽減

健全な生態系を維持し、生物の多様性を確保するため、道路や河川などの基盤整備等にあたって、生態系への影響の軽減に努めます。

◆自然との共生についての啓発

生物の多様性やその保全の重要性、外来種の影響、自然との共生などについて学習できる機会の充実を図ります。

2 里地・里山の保全と活用を進めます。

◆里地・里山の保全・活用

里地・里山の役割について周知を図るとともに、市民や関係機関・団体等との連携による維持・管理活動を推進します。また、身近な自然環境や自然との共生について学習できる場としての活用を推進します。

3 健全で良好な生活環境を守ります。

◆公害の未然防止体制の強化

大気汚染、水質汚濁や騒音、振動の定期的な調査の実施と、その結果を受けた迅速な対応を行うとともに、適切な改善指導を行います。また、市民の日常生活や経済活動などを主な原因とする生活型公害の防止や対策の強化を推進します。

◆通報対応・規制・監視・指導の強化

公害事案の通報、公害苦情への迅速で適切な対応に努めるとともに、発生源の特定と指導、規制や監視の強化を推進します。

4 誰もが快適に暮らせる環境をつくります。

◆市営聖苑・墓地の整備

市営すみれヶ丘聖苑の適切な維持管理に努めます。また、周辺環境に配慮しつつ、取得しやすく、安心して利用できる新たな市営墓地の整備を推進します。

5 公害汚染地域の機能回復を推進します。

◆公害防除特別土地改良の推進

農地としての機能回復に向けた、公害汚染地域やその周辺地域における公害防除特別土地改良を推進し、該当地域での安定した農業経営を支える基盤の確保を図ります。

市民の役割

- ▶ 地域の自然環境に关心を持ち、保全や活用のための活動に積極的に関わります。
- ▶ 所有する里地・里山の維持管理に努めます。
- ▶ 自然環境の保全や活用のための活動に積極的に関わります。
- ▶ 生活排水の垂れ流しや廃棄物の野焼きなど、生活型公害の発生防止に努めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市環境基本計画【計画期間：平成28～37年度】

2-2

低炭素・循環型社会の実現

10年後の
目指す姿

- 市民、事業者、行政の協働による廃棄物の適正な処理と減量・リサイクルの取組が進んでいます。
- 省エネルギー化や新エネルギーの活用など、賢いエネルギー利用が進んでいます。
- 市民、事業者、行政がともに廃棄物の適正な処理と減量・リサイクルへの関心を高め、総動で廃棄物問題に取り組むための体制づくりを推進します。
- 環境負荷の少ない地域社会の実現に努めます。

5年間の
取組の方針

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
市民1人1日あたりのごみ排出量	処理施設への搬入量を総人口と日数で除した値	972g	923 g	875 g
再生利用率(リサイクル率)	ごみの総排出量に占める再資源化(リサイクル)量の割合	11.5%	22.2%	22.4%

現状と課題

- ごみの減量化やリサイクルについて、分別収集の細分化や、ごみの発生を抑制するリデュース(Reduce)、ごみとして捨てずに繰り返し使うリユース(Reuse)、リユースできなくなったものを再資源化するリサイクル(Recycle)の3R活動の推進を図っています。本市のごみの総排出量は、平成20(2008)年度以降、緩やかな減少傾向にありますが、市民1人あたりの排出量は全国平均を上回っています。
- 有価物の集団回収を実施した団体への報奨金交付、古紙や古着などの行政回収を実施していますが、紙類等の回収量は減少傾向にあり、リサイクルについて、より積極的な市民への働きかけによる推進が必要です。
- 売れ残りや食べ残し、または製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化と、肥料や飼料等へのリサイクルが求められています。
- ごみ・し尿処理施設について、長寿命化等の改良整備が進み、現状を踏まえた受入れ体制が確保されました。
- 地球温暖化などの気候変動に伴う自然災害の多発、生態系や農業、水資源への影響などは市民に身近な環境問題となっており、本市では「安中市環境基本計画」を策定し、行政が率先して取組を進めるとともに、市民・事業者への普及活動を推進しています。今後、市域からの温室効果ガスの排出抑制をさらに推進するためには、エネルギーの有効利用や化石燃料に頼らない再生可能エネルギーなどの新エネルギーの活用が重要です。

・地震や水害等の大規模災害が発生した場合、建物等の被災によるがれき類や、避難所からのごみ・し尿等、一時に大量の廃棄物が発生することが想定されており、事前の十分な対策の検討や計画化、訓練等の実施が必要となっています。これについて、「安中市災害廃棄物処理計画」に基づく備えを進めており、今後も、状況に応じた適切な備えに努めることが必要です。

施策展開の方向

1 ごみの減量化・再資源化・適切な処理を促進します。

◆ごみの減量化・資源の再利用の推進

ごみの減量化、再資源化について、市民、事業者に向けたさらなる周知・啓発を図り、分別収集の細分化や3R活動を推進します。

2 処理機能の適切な維持に努めます。

◆ごみ・し尿処理設備の適切な運用

ごみ・し尿処理施設の適切な運転管理と、定期的な点検整備に伴う補修等を適切に実施し、設備・機器の長寿命化と処理能力の維持に努めます。

3 エネルギーを賢く使うまちづくりを進めます。

◆省エネルギーの推進

市有施設の省エネルギー化を推進するとともに、市民・事業者による省エネルギーのための意識啓発や知識の普及を図ります。

◆新エネルギーの活用促進

太陽光や太陽熱の活用と普及を促進するとともに、中小水力発電やバイオマス発電などの導入について調査と検討を推進します。

4 災害時の適切な廃棄物処理に備えます。

◆災害時の廃棄物処理体制の構築

災害時に廃棄物の適切な処理が円滑にできるよう、安中市災害廃棄物処理計画を見直すとともに、関係機関との連携強化、役割分担の明確化を推進し、平時から相互支援体制の構築を図ります。

市民の役割

- ▶ 家庭や事業所から排出されるごみの分別・減量に努めます。
- ▶ ごみの減量化や再資源化に关心を持ち、情報の取得と行動に努めます。
- ▶ 省エネルギー行動や新エネルギー活用に努めます。
- ▶ 災害時にも適切な廃棄物処理と分別に努めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市環境基本計画【計画期間：平成28～37年度】
- ・安中市一般廃棄物処理基本計画【計画期間：平成20～35年度】
- ・ごみ処理施設長寿命化計画【計画期間：平成25～43年度】
- ・し尿処理施設長寿命化計画【計画期間：平成24～41年度】
- ・安中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【計画期間：平成28～32年度】
- ・安中市災害廃棄物処理計画【計画期間：平成24～33年度】

環境・安全

基本目標2

豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち

2-3

環境保全活動の促進

10年後の 目指す姿

- 市民、事業者、行政のそれぞれが環境に配慮した取組を進めるとともに、相互にステップアップしながら、総動で環境課題に取り組んでいます。

5年間の 取組の方針

- 豊かな自然を活かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
- 市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、行動する体制づくりを推進します。
- 環境活動に総動で取り組む体制づくりを推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
群馬県環境アドバイザーの市内在住者登録人数	群馬県調べ	20名	30名	50名

現状と課題

- 本市では、多くの市民や団体により、環境に関する取組が積極的に進められています。今後は市民、事業者、行政がそれぞれの特性を活かし、立場を尊重し合いながら、全市的な取組に発展させることが必要です。
- 市民一人ひとりの環境学習を促進するため、情報の提供や環境学習の機会の充実が必要です。

施策展開の方向

1 環境について市民一人ひとりが学び、行動するまちづくりを進めます。

◆環境意識の啓発

環境について学び、行動するきっかけとなるイベントや情報の提供を積極的に行い、市民、事業者の環境意識向上を促進します。

◆環境教育・環境学習の機会の充実

環境学習プログラム等の環境教育・学習体制の整備と機会の充実を図り、環境について学び、行動し、これから環境教育や活動を担う人材の育成を推進します。

2 市民・事業者・行政の協働による環境活動を推進します。

◆総働による環境保全活動の支援

総働による活動を促進するとともに、地域コミュニティや市民主体による環境保全活動の支援を推進します。

3 環境団体や市民との交流・ネットワークづくりを推進します。

◆環境交流の推進

環境保全活動に取り組む団体間の情報交換や交流機会の充実を図り、環境ネットワークづくりを推進します。

◆「あんなか市民の環」の構築

「安中市環境基本計画」の効果的な推進のため、市民、事業者、民間団体、行政からなる市民会議「あんなか市民の環」※の構築と活動支援を推進します。

市民の役割

- ▶ 地域の環境に関心を持ち、学び、活動します。
- ▶ 市が行う環境イベントや学習機会を積極的に活用します。
- ▶ ごみの減量やリサイクル、環境パトロールに努めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市環境基本計画【計画期間：平成28～37年度】

※ 市民会議「あんなか市民の環」：市民・事業者・民間団体・行政などによる市民総働で進めるプロジェクトの立案と推進などを支援する組織。安中市環境基本計画に関わる取組の具体的な内容を提案し、市との連携による効果的な展開を目指す。

2-4

防犯対策の推進

10年後の
目指す姿

- さまざまな犯罪抑止対策により、安全で安心して暮らせるまちになっています。

5年間の
取組の方針

- 自主防犯組織、警察、防犯協会、行政の連携による防犯対策を推進します。
- 近隣市町村との情報共有や市民への情報提供の充実により、防犯意識の高揚と犯罪の未然防止を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年)	中間目標値 (H34年)	最終目標値 (H38年)
刑法犯認知件数	安中警察署調べ	315件	240件	235件

現状と課題

- ・近年、安中警察署管内における刑法犯の認知件数は減少傾向となっています。しかし、不審者による子どもへの声かけ事案や高齢者を狙った振り込め詐欺など、犯罪の巧妙化が進んでいます。青色回転灯を点けたパトロールカー「青パト」による巡回パトロールや、振り込め詐欺防止のためのATM（現金自動預け払い機）警戒など、警察等との連携により未然防止策をさらに進めることができます。
- ・平成26・27（2014・2015）年度に防犯灯のLED化を実施し、夜間の安全な通行と犯罪防止のための機能の安定化とともに、環境負荷や管理費用の削減を図っています。また、警察との連携による防犯カメラの運用を進めています。
- ・子どもたちを犯罪等から守り、安全を確保するために地域の各戸が協力する「子ども安全協力の家」の取組が各小学校を中心に進められており、平成29（2017）年度は406戸が登録されています。

施策展開の方向

1 防犯意識の高揚に努めます。

◆防犯意識の高揚

警察、安中市防犯協会などの関係機関と連携・協力し、県民防犯運動をはじめとした各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、防犯講座の開催、メール配信、チラシ等による防犯情報提供等、安全・安心なまちづくりに向けた啓発・広報活動を推進します。

◆暴力を排除する意識の高揚

安中市暴力排除推進協議会との連携・協力により、市民の暴力排除意識の高揚を図り、暴力のないまちづくりを推進します。

2 地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。

◆防犯協会・自主防犯組織の活動支援

さまざまな犯罪の未然防止に向けて、安中市防犯協会及び各地区の自主防犯組織の充実・拡大を図るとともに、防犯活動への指導や助言、その他必要な支援を推進します。

◆地域ぐるみの防犯活動の促進

安中市防犯協会を中心とした青色回転灯装着車や各地区の自主防犯組織による巡回パトロールの実施など、各地区の実情に即した地域ぐるみの防犯活動を促進します。

◆地域による学校安全体制整備の支援

通学路の安全点検や危険箇所の改善、「子ども安全協力の家」の周知徹底と活用を図るなど、学校や通学路などにおける児童・生徒の安全確保の取組を支援します。

◆犯罪が起きにくい地域環境の整備

犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場、住宅など、防犯環境の整備に努めます。また、LED 防犯灯の設置や電気料金の負担補助など、犯罪の起きにくいまちづくりのための地域の取組を支援します。

市民の役割

- ▶ 防犯意識を高め、地域の防犯に努めます。
- ▶ 自主防犯組織を中心とした地域住民による防犯活動（子どもの登下校時の見守りなど）に積極的に関わります。
- ▶ 防犯のための情報や啓発の機会を活用します。

子ども安全協力の家登録件数（平成 29（2017）年度）

校区名	登録件数	校区名	登録件数
安中小学校区	62	後閑小学校区	41
原市小学校区	36	松井田小学校区	23
磯部小学校区	33	臼井小学校区	9
東横野小学校区	36	西横野小学校区	25
碓東小学校区	72	九十九小学校区	11
秋間小学校区	48	細野小学校区	10
合計		406	

2-5

交通安全対策の推進

10年後の
目指す姿

- 交通安全意識が高く、運転ルールやマナーを守り、思いやりのある行動をとる市民が多いまちになっています。

5年間の
取組の方針

- 警察、交通安全協会、市の連携による交通安全意識の高揚・啓発活動を推進します。
- 効果的に適正な交通安全施設の設置や維持管理の推進により、交通事故の未然防止を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年)	中間目標値 (H34年)	最終目標値 (H38年)
交通事故（人身事故）発生件数	安中警察署調べ	358 件	250 件	200 件

現状と課題

- ・近年、交通安全意識の高揚・啓発や道路環境の整備等の推進により、本市の交通事故発生件数は減少傾向となっています。しかし、高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関係する交通事故の件数は高水準で推移しており、平成 29 (2017) 年では発生事故 358 件のうち 65 歳以上が関係する事故 (138 件) は約 4 割を占めています。高齢になっても安心して安全に暮らせるよう、高齢者の状況に即した交通安全対策が必要です。
- ・交通安全のための道路設備等の設置を推進していますが、経年劣化が見られる設備等もあることから、設備点検の強化や、機能劣化が確認された場合の迅速な改修等の対応が必要です。

施策展開の方向

1 交通安全意識の高揚に努めます。

◆交通安全意識の高揚

警察、交通安全協会などの関係機関と連携・協力した交通安全運動の積極的な展開により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全教室の開催、チラシ等による情報提供により、交通安全に関する啓発・広報活動を推進します。

◆高齢者の交通安全の推進

警察・交通安全協会などの関係機関と連携・協力して、高齢者の特徴を踏まえた講話や、実践的な活動を取り入れた交通安全教室等を展開し、高齢者が関係する交通事故の未然防止に努めます。

◆高齢者の運転免許証自主返納の促進

加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより自動車の運転に不安を感じている高齢者などの運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の交通事故削減を図ります。

2 交通安全のための機能充実を図ります。

◆交通安全のための施設・設備の設置と維持

道路や交通量等の状況に応じて必要な交通安全施設・設備の設置を推進し、交通事故の未然防止を図ります。また、通学路の点検や交通安全巡回広報活動等を通じた交通安全施設・設備の機能点検を適宜実施し、状況把握を図るとともに、機能劣化が確認された場合の迅速な改修等に努めます。

◆交通指導員の活用

交通指導員を適宜通学路に配置し、児童・生徒の交通安全の確保と指導を推進します。

◆交通安全のための連携体制の拡充

関係機関・団体との連携により、交通安全に関する情報を共有するとともに、各種事案への対策を円滑に進めることができる体制の維持・拡充を図ります。

市民の役割

- ▶ 交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを守ります。
- ▶ 高齢者や子どもたちの交通安全に努めます。
- ▶ 地域や家庭などで交通安全について考える機会を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・安中市交通安全条例

高齢者（65歳以上）の交通事故発生状況

平成 27 年（1月～12月）	発生件数 333 件 内 65 歳以上の件数 129 件
平成 28 年（1月～12月）	発生件数 356 件 内 65 歳以上の件数 103 件
平成 29 年（1月～12月）	発生件数 358 件 内 65 歳以上の件数 138 件

2-6

防災・減災対策の推進

10年後の
目指す姿

- 市民と行政の協働による防災体制、自主防災組織と防災関係機関の連携体制が確保され、災害に強いまちになっています。
- 消防団員の活動を支援する取組が地域に浸透しています。

5年間の
取組の方針

- 各種訓練や防災啓発活動等を通じて、市民総動の体制づくりを推進します。
- 自主防災組織未設置地区の解消に努めるとともに、地域防災力の向上と市全体での危機管理体制の充実を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
消防団協力事業所数	市内登録事業所数群馬県調べ	0組織	5組織	25組織
「ぐんま消防団応援の店」登録店舗数	市内登録店舗数群馬県調べ	3店	15店	27店
自主防災組織率 〔市民主体の防災体制の整備状況を測る指標〕	総世帯数に占める自主防災組織がカバーする世帯数の割合	15%	65%	100%

現状と課題

- ・地震や豪雨等の自然災害から市民の生命・身体・財産を守るために、消防・救急体制の充実・強化を推進しています。特に地域防災の中核を担う消防団の役割が重要となっていることから、近年は、消防団詰所や車両設備の更新など、機能強化を図っていますが、消防団員の人員確保が困難な状況にあります。
- ・災害時に、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政などの公的機関による支援「公助」の連携・協働が被害の軽減や早期の復旧・復興につながります。そのため、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災意識の高揚・啓発、自主防災組織の結成促進など、市民と行政が一体となった防災体制を構築することが必要となっています。
- ・周辺諸国による軍事的な危機や海外でのテロ事件の頻発など、我が国においても外部から武力攻撃を受ける等の事態の発生が懸念されていることから、国や県との連携により、万一の武力攻撃事態等に備えた情報伝達手段の確保や迅速な避難体制づくりが必要となっています。

施策展開の方向

1 危機管理体制の確保を図ります。

◆消防施設の計画的な維持管理

消防団詰所、車両、大規模災害に備えた防火水槽など、消防施設の計画的な維持管理を図ります。

◆協力体制の強化

消防、警察及び自衛隊などの防災関係機関や、災害時相互応援協定を締結している自治体、災害時の物的・人的支援などを目的とした協定を締結している企業・関係団体などとの協力体制の強化を図ります。

◆計画的な備蓄

備蓄物品を計画的に購入し、災害時に速やかに対応できる体制づくりに努めます。また、各家庭や企業などに対する備蓄の普及・啓発を推進します。

◆危機管理体制の充実

「安中市地域防災計画」や、災害時における非常時優先業務を実施するための資源の確保等を定めた「業務継続計画（BCP）」の随時見直しによる実効性の向上を図ります。また、防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、市民の多様なニーズに対応した施策推進に努めます。

2 地域防災力の強化を図ります。

◆地域で助け合う体制づくり

「自分たちの地域は自分たちで守る」ための自主防災組織の結成促進に努めるとともに、資機材の整備や訓練などの支援を推進します。また、高齢者や障がい者などを対象とした避難行動要支援者名簿の適正な管理に努めるとともに、避難支援等関係者との連携強化を図ります。

◆地域消防体制の支援と強化

消防団協力事業所の登録を推進するとともに、「ぐんま消防団応援の店」事業等を活用し、地域における消防団活動の支援と団員の確保に努めます。また、消防署や女性防火クラブとの訓練等の継続や自主防災組織が実施する訓練への参画等を通じ、防災関係機関との連携による消防体制の強化を図ります。

◆防災意識の醸成

住民参加型の総合防災訓練や出前講座などを通して、「自分の命は自分で守る」意識を醸成し、市民の防災意識の高揚・啓発を推進します。また、平時からの備えと災害時の自主的な防災活動の促進を図ります。

3 救急体制の充実を図ります。

◆救急体制の充実

救急救命士の計画的な養成や高規格救急車の活用、医療機関との連携強化など、救急体制の強化を図ります。また、消防団員や女性防火クラブ員をはじめ、市民等に対し普通救命講習の積極的な受講を促進します。

4 有事への対応を図ります。

◆国民保護計画の周知

「安中市国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態等への対処について、広報・啓発活動を推進し、市民の理解と協力による体制構築を図ります。

市民の役割

- ▶ 市民一人ひとりが災害を想定した準備や避難方法についての知識を身に付け、災害時には自らの判断で率先して行動します。
- ▶ 普通救命講習等を積極的に受講し、救命知識の習得に努めます。
- ▶ 日頃から地域活動に積極的に参加し、地域の中でのつながりを築きます。
- ▶ 消防団活動に関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・安中市地域防災計画【計画期間：平成29年度～】
- ・業務継続計画（BCP）【計画期間：平成29年度～】
- ・安中市国民保護計画【計画期間：平成29年度～】
- ・安中市水防計画【計画期間：平成29年度～】

環境・安全

基本目標2

豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち

2-7

消費者の保護

10年後の 目指す姿

- 悪質商法等の消費者トラブルが減少し、安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。

5年間の 取組の方針

- 消費生活センターの相談機能の強化を図ります。
- 消費者トラブルや被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
高齢者からの相談割合	全相談に占める高齢者からの相談件数の割合	56%	53%	50%
出前講座参加者数	参加者延べ人数	121人	140人	150人

現状と課題

- ・消費者ニーズの多様化や高度化が進展する中、消費者や商品・サービスを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、ニーズに即した商品やサービスが便利に入手できるようになった一方で、悪質な商法によるトラブルや高額な被害などの発生が懸念されます。
- ・近年の消費生活センターへの相談件数の推移や内容を見ると、高齢者が被害に遭う事案が増加しています。また、インターネットや電子商取引、電子決済などに関連するトラブルの増加、悪質商法等の手口の巧妙化など、多様化・複雑化する状況を踏まえた消費者被害防止のための啓発や、被害に遭った場合の迅速かつ的確な相談対応が必要となっています。

施策展開の方向

1 相談体制の充実を図ります。

◆消費者への相談体制の充実

消費生活相談員など、消費者の保護に関わる職員の資質向上に努めます。また、関係機関との連携を強化し、消費者に対する相談体制の充実を図ります。

2 消費者トラブルの未然防止を図ります。

◆消費者の意識啓発の推進

広報紙やホームページ、パンフレット、出前講座等を活用し、悪質商法等への注意喚起や消費生活に関する意識の啓発を推進します。

◆消費生活の安定的な向上

家庭用品品質表示法、製品安全4法※及び計量法に基づく立ち入り検査の確実な実施に努め、品質表示の適正化、安全性の確保等を図ります。

市民の役割

- ▶ 安心して消費生活が送れるよう、情報や知識を積極的に得るように努めます。

※ 製品安全4法：製品事故の未然防止・被害の拡大防止を目的とする4つの製品安全に関する法律の総称。消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を指す。

政策大綱 3 健康・福祉・子育て

いつまでも健やかで

いきいきと暮らせるまち

3-1

疾病予防・健康づくりの推進

10年後の
目指す姿

- 疾病の早期発見・早期治療が浸透し、健康寿命が延伸しています。
- 市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。
- 国の施策・方針による健康診査の充実を図ります。
- 安心して子どもを産み、育てられるよう母子保健事業を推進します。
- 食生活や運動などの生活習慣について意識啓発を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、市民の健康を支援する体制の強化を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
胃がん検診受診率 <small>〔部位別罹患割合1位の胃がんについて〕 〔早期対応の状況を測る指標〕</small>	全対象者に占める受診者数の割合	3.8%	5%	6%
特定健康診査受診率 <small>〔国による市町村国保の平成 35 年度までに目標受診率 60% に準じる〕</small>	全対象者に占める受診者数の割合	(H28 年度) 45.3%	58%	60%

現状と課題

- ・市民の健康寿命の延伸を目指し、各種がん検診や特定健康診査の受診を促進するとともに、精度の高い検診体制の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めることが必要です。
- ・感染症等について、定期及び任意の予防接種を実施するとともに、最新の動向に注意を払い、国や県のガイドラインに沿った疾病予防対策が必要です。また、「安中市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく施策を着実に推進することが必要です。
- ・安心して子どもを産み、育てられる母子保健体制の充実に向け、「安中市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠、出産、子育てへの支援や健診、各種教室・相談等の事業を計画的に推進しています。より安心して子どもを産み、育てられるよう、妊産婦や乳幼児に対するきめ細かな支援が必要です。
- ・健康づくりについて、「安中市健康増進計画・安中市食育推進計画『いきいき安中健康 21』」に基づく施策を計画的に推進しています。より多くの市民が参加し、健康づくりに取り組む機会となるように、健康教育や健康相談等の事業内容の検討が必要です。また、磯部温泉「恵みの湯」について、健康づくりの拠点としての機能強化が必要です。

施策展開の方向

1 疾病の早期発見・早期治療を促進します。

◆成人保健対策の推進

がん、結核、肝炎、腎機能等の疾病の早期発見・早期治療につながる検診事業を推進します。

◆感染症などの予防対策の推進

感染症などの発生とまん延の防止のための情報提供や注意喚起を行うとともに、主に乳幼児や高齢者を対象とする予防接種事業を推進します。

2 市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

◆健康づくりの推進

健康教育・健康相談の内容の充実を図り、食生活の改善や運動習慣を身に付けるなど、市民一人ひとりの自主的な健康づくりの取組を促進するとともに、効果的な実施方法や内容の検討と改善を図ります。

3 安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりを進めます。

◆母子保健対策の推進

母子保健対策の推進のための各事業のさらなる検討と見直しを図り、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりを推進します。

4 地域の保健体制の確保を進めます。

◆地域保健体制の推進

関係機関との連携や府内体制の整備による健康危機管理体制の強化を図ります。また、保健師をはじめとする専門職員の資質向上と活用を推進します。

◆恵みの湯の活用

温浴施設の特性と健康教室等の会場としての役割をさらに進展させ、健康づくりや地域交流の拠点としての活用を図ります。

市民の役割

- ▶ 食生活や運動に留意し、健康づくりに励みます。
- ▶ 疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ▶ 健康づくりについての情報提供や教室などを積極的に活用します。

関連する計画・指針等

- ・安中市子ども・子育て支援事業計画【計画期間：平成27～31年度】
- ・安中市新型インフルエンザ等対策行動計画【計画期間：平成26年度～】
- ・安中市健康増進計画・安中市食育推進計画「いきいき安中健康21」【計画期間：平成26～35年度】

3-2

医療体制の充実

10年後の
目指す姿

- 一般急性期・回復期・慢性期それぞれの医療機能が充実し、高齢者人口の増加に対応した、安心して暮らせる医療環境が整っています。

5年間の
取組の方針

- 切れ目ない医療を提供する地域包括ケアシステム^{*}の体制強化に努めます。
- 地域の医療機関、市外近隣の医療機関との連携体制の強化に努めます。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
公立碓氷病院医師数	常勤・非常勤医を合わせた常勤換算による医師数	14 人 (常勤 9 ・非常勤 5)	17 人 (常勤 15 ・非常勤 2)	19 人 (常勤 17 ・非常勤 2)
公立碓氷病院 1 日あたり入院患者数	入院患者延べ人数を年間入院診療実日数で除した値	(H28 年度) 106 人／日	142 人／日	158 人／日
公立碓氷病院医業収支比率 (経営状況を測る指標)	医業費用に占める医業収益の割合	(H28 年度) 75.3%	89.6%	93.9%

現状と課題

- 本市には公立碓氷病院をはじめ、民間を含めた5つの病院や多くの診療所などの医療機関があり、市民の日常生活に密着した初期医療から入院医療、リハビリテーション、健康管理や疾病の予防などの医療サービスが提供されています。より充実した地域医療の環境づくりのためには、これらの医療機関の連携による地域医療体制の充実を図ることが求められています。
- 高齢者人口の増加により、高度・緊急の対応だけでなく、病状の回復期から慢性期、さらに在宅での医療に至るまで切れ目のない医療サービスの提供体制を確保することが必要です。
- 「群馬県地域医療構想」によると、回復期機能を有する病床数の現状は、平成 37 (2025) 年までに必要とされる病床数の 3 割強に留まっており、県内全域での不足が懸念されています。
- このような状況を踏まえ、より広域の医療圏を見据えた回復期機能の強化が求められています。公立碓氷病院では回復期の対応を充実させるため、平成 29 (2017) 年に地域包括ケア病棟を新設しました。このような機能充実と、安中市訪問看護ステーション、安中市通所リハビリテーションの機能を活用した在宅療養支援病院として、地域の安心を支えることが必要です。
- 公立碓氷病院では、平成 29 (2017) 年、「安中市公立碓氷病院新改革プラン」を策定し、病院運営の計画的な見直しを図っています。また、同年、院内に地域連携室を設置し、地域の医療機関や介護施設との連携強化を目指しています。
- 近年は慢性的に医師が不足しており、さらにこの数年は常勤医師の定年退職後の人員補充が課題となっています。今後も医療スタッフの不足解消は容易でないことが予想されることから、人員確保のための検討が必要です。

施策展開の方向

1 公立碓氷病院の機能確保に努めます。

◆医療体制の確保

医師をはじめとする医療スタッフの不足の早急な対応を図るとともに、今後を見据えた継続的な医療体制の確保に努めます。

◆医療機器等の計画的な更新

医療機器や備品の機能劣化と老朽化に適切に対応できるよう、計画的な更新に努めます。

◆切れ目のない医療の充実

急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目のない医療が提供できるよう、回復期機能（地域包括ケア病棟）の充実と在宅医療の支援を推進します。

2 地域の医療連携強化に努めます。

◆地域医療連携体制の整備

市域を3つの圏域（安中・原市・松井田圏域）に分け、病院や診療所と介護施設等が連携・協力し合う地域医療連携による医療体制を整備します。

◆広域医療連携の強化

高崎市や富岡市など、近隣の自治体との連携強化に向けた検討を推進し、症状に応じた適切な医療が受けられる体制の確保を図ります。

3 情報の提供・交流機会の充実に努めます。

◆市民への情報提供・交流機会の充実

広報紙やホームページなどを通じた情報提供を積極的に行い、公立碓氷病院の運営や方針について周知を図ります。また、健康づくりと疾病予防に役立つ健康講座などのイベントや市民との交流機会の充実に努めます。

市民の役割

- ▶ 地域の医療体制について関心を持ちます。
- ▶ 公立碓氷病院に関心を持ち、提供される情報や健康講座などを活用します。また、病院が行う地域活動等に協力します。

関連する計画・指針等

- ・安中市公立碓氷病院新改革プラン【計画期間：平成29～32年度】

※ 地域包括ケアシステム：高齢者が尊厳を持って、自立した自分らしい暮らしを可能な限り住み慣れた地域で続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する、地域の包括的な支援・サービス提供体制。全国一律のものではなく、各地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築される。「団塊の世代」といわれる昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれの人が75歳以上となる平成37（2025）年以降、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれていることを踏まえ、平成37（2025）年を目途にした整備が進められている。

3-3

地域福祉の推進

10年後の
目指す姿

- 互いの理解と助け合いにより安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 市民一人ひとりの福祉意識向上を図り、互いの理解と助け合いによる福祉ネットワークの構築を推進します。
- 市民やボランティア団体等への情報提供や相談・支援体制の充実を図り、地域福祉を地域全体で支えるまちづくりを推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
ふれあい・いきいきサロンの実施か所数 〔地域住民による地域福祉活動の状況を測る指標〕	安中市社会福祉協議会調べ	52 か所	55 か所	60 か所

現状と課題

- 民生委員・児童委員の増員や安中市社会福祉協議会の運営強化など、本市の地域福祉を支える人材や組織、さらにそれをつなぐ福祉ネットワークの強化を図っています。しかし、人口減少や少子化、高齢化が進行する中、市民の暮らし方や働き方の変化により、地域の住民同士のつながりの希薄化が懸念されています。一方、社会経済情勢や地域社会の変化に伴い、地域課題や市民ニーズが多様化しています。
- さまざまな理由から緊急時の手助けや安否確認の声かけを必要とする人や、周囲から孤立しがちな人、生活に困っている人などを地域でどのように支えていくかが課題となっています。
- 引きこもりや孤独死など、地域課題が多様化しており、行政サービスでは対応が困難なことが増えています。このような状況を踏まえ、誰もが暮らしやすい地域をつくるためには、これまで以上に地域の状況に即した福祉の充実が必要であり、地域福祉に取り組むさまざまな団体の協働により、助け合い、支え合う体制を構築することが求められています。

施策展開の方向

1 互いを理解し、交流できる体制づくりを進めます。

◆見守り・声かけ活動の推進

地域住民の交流、地域内でのあいさつや声かけ、見守り等の活動を推進し、非常時に迅速に対応できる助け合い・支え合いの体制づくりを促進します。

◆人材や団体の育成と支援

研修会や講座などの機会を積極的に設け、主体的に活動する市民や市民活動団体の育成と支援を推進するとともに、ボランティアセンターの運営強化を図ります。

2 思いやの心をもって、助け合い・支え合いの体制づくりを進めます。

◆地域福祉ネットワークの構築

関係機関・団体と連携し、自治会を中心とする小地域ネットワークの構築を促進するとともに、市民同士の助け合い等の地域活動の支援、地域福祉に関する情報の収集と交流の促進を図ります。また、安中市社会福祉協議会との連携を強化し、活動の支援充実を図ります。

◆「ふれあい・いきいきサロン」の支援

高齢者やさまざまな世代の地域住民が気軽に集まり、交流を通じて情報交換や互いの生活、活動の助け合い・支え合いを促進する場として地域が行う「ふれあい・いきいきサロン」の活動について、安中市社会福祉協議会を通した支援の強化を図ります。

◆要支援者への適正な援助

要支援者の生活状況を的確に把握し、適正な援助を行うとともに、地域福祉に取り組むさまざまな団体の協働による連携を図ることで、自立や生活の安定に必要な支援に取り組みます。

3 安心して暮らせる体制づくりを進めます。

◆地域で助け合う体制づくり（再掲）

「自分たちの地域は自分たちで守る」ための自主防災組織の結成促進に努めるとともに、資機材の整備や訓練などの支援を推進します。また、高齢者や障がい者などを対象とした避難行動要支援者名簿の適正な管理に努めるとともに、地域や支援団体等との連携強化を図ります。

市民の役割

- ▶ 地域活動に参加し、自分の経験や技術などを積極的に活かします。
- ▶ 地域を構成する住民として互いに交流し、理解を深めます。

関連する計画・指針等

- ・安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画【計画期間：平成28～32年度】

3-4

高齢者福祉の推進

10年後の
目指す姿

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援が進んでいます。
- 地域の自主性や主体性に基づいた地域包括ケアシステムが充実しています。
- 将来を見据えた中長期的な介護保険給付費の適正化を図ります。
- 現状に即した介護保険事業計画を策定し、施設の適正な維持管理やサービス供給体制の構築を推進します。
- 医療と介護の連携体制や、地域の自主性や主体性に基づく地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5年間の
取組の方針

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
要支援・要介護認定率 〔支援・介護が必要な高齢者等の状況を測る指標〕	高齢者（65 歳以上）人口に占める要支援・要介護認定者数の割合	16.7%	17.5%	19.0%

現状と課題

- ・高齢者数の増加や高齢化の進行により、要介護認定者数が増加傾向となっています。それに伴い、介護保険給付費も年々増加しています。また、本市には、特別養護老人ホームが 7 か所ありますが、いずれも入所待機者がいる状況が続いている、その解消のための対応が必要です。
- ・今後も安定して質の高い介護サービスを提供するためには、介護サービスの多様化やニーズの変化に柔軟に対応しつつ、これまで以上に効率的かつ効果的な制度運用を図るとともに、公平で適正な保険料徴収を推進することが必要です。
- ・認知症高齢者の数は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 （平成 37）年には、高齢者の 5 人に 1 人に達することが見込まれています。認知症の予防や早期の対応と適切な医療・介護等の提供、認知症への理解の深化、認知症の人やその家族を地域全体で支える環境づくりが必要です。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、高齢者の生活環境の変化に的確に対応し、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らし続けるために、家族、地域、介護サービス事業者、医療機関、行政が一体となって、地域社会全体で高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。
- ・「安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、高齢者一人ひとりが主体的に健康づくり・介護予防に取り組む環境づくりや、地域全体で高齢者を支え、見守るまちづくりを推進しています。

施策展開の方向

1 介護保険制度の適正な運用を進めます。

◆介護保険給付の適正化

介護サービス利用の状況やケアプランの確認等を定期的に行い、適切なサービスの提供に努めるとともに、給付費の適正化と抑制を推進します。

◆介護保険料の確保

保険料滞納への対応を強化し、公平で適正な保険料徴収に努めます。

2 一人ひとりの状況に合わせたサービスの提供に努めます。

◆在宅福祉サービスの充実

配食サービス、おむつサービス、緊急通報装置の設置、タクシー利用補助制度の周知など、高齢者の在宅生活の充実のための支援を推進します。

◆地域で生活支援を担う体制の整備

高齢者が必要な生活支援サービスを安心して利用できるよう、地域単位の協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置、生活支援の担い手の養成やネットワーク化を推進します。

◆施設福祉サービスの充実

特別養護老人ホームの建設や拡充に関する借入金の元利補給や利子補給などの支援を推進し、運営の安定化と入所待機者の解消を促進します。

◆在宅医療・介護連携の推進

在宅医療や介護サービスを提供する医療機関と介護サービス事業者の連携を強化し、医療と介護が両方必要な高齢者の在宅生活の支援を推進します。

◆認知症施策の推進

認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、早期診断・早期対応のための体制整備や家族支援への強化を図ります。

◆高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進と地域包括ケアシステムの構築

「安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉を計画的に推進するとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

3 高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。

◆社会参加・生きがい支援の推進

老人クラブやシルバー人材センターなどが取り組む高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりのための活動を支援するとともに、老人福祉センターの効率的な運営を推進します。

◆介護予防の促進

高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、介護予防のための知識の普及・啓発や、地域における自主的な活動の育成と支援を推進します。

市民の役割

- ▶ さまざまな年代の人と交流し、互いの理解を深めます。
- ▶ 地域の高齢者の見守りや声かけを行います。
- ▶ 介護や介護相談員などの活動に関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【計画期間：平成30～32年度（3年度毎）】

3-5

障がい者福祉の推進

10年後の
目指す姿5年間の
取組の方針

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合って暮らしています。
- 地域で暮らす障がい者を支える福祉サービスが充実し、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制が整っています。
- 障がい者への不当な差別的取扱いをなくすとともに、合理的な配慮^{*}による障がい者が暮らしやすい社会の実現を推進します。
- 障がい者が自立した生活や社会参加をしやすい環境づくりを推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
障害就労支援施設から一般就労へ移行した人数 <small>(障がい者の自立と社会参加の促進状況を測る指標)</small>	各施設による把握人数の合計	7人	11人	17人
障害者相談支援の利用件数	福祉行政報告例による利用件数	3,598件	3,958件	4,354件

現状と課題

- ・高齢者人口の増加等を背景に、障がい者の高齢化・重度化が今後さらに進むことが予想されており、このような状況への対応が課題となっています。
- ・本市では、障がい児や障がい者を支えるさまざまな社会資源の整備を計画に基づき推進しています。しかし、それらの連携は十分とはいえない状況にあり、より有効に活用するための地域拠点の整備が望まれています。
- ・地域で障がい児や障がい者、その家族が安心して生活できるとともに、必要に応じて緊急的な対応ができる体制づくりが求められています。
- ・障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し合って暮らせるよう、障がいへの理解促進に努めることが必要です。特に発達障がいは、個人差が大きいことや、障がいと健常の境界が分かれにくいくことなどから、正しい理解が進んでいないため、関係機関・団体との連携のもと、一人ひとりのニーズに対応した支援が必要です。

施策展開の方向

1 障がい者の地域での暮らしを支援する体制づくりに努めます。

◆地域生活支援拠点等の整備

一般的な相談への対応や緊急時の受入れ対応などの機能を持つ、地域生活を支援する拠点等の整備を推進します。

◆相談機能の強化

障がい者やその家族等の相談に対応する基幹相談支援センターの整備を推進し、相談内容への対応の強化を図ります。

◆障害者自立支援協議会の充実

障がい者の自立した生活や地域課題を協議する安中市障害者自立支援協議会の機能強化を図ります。

◆障がい者への福祉医療費の助成

一定級以上の障害者手帳取得者や障害年金受給者等の医療費助成を継続し、医療費負担の軽減を図ります。

2 障がい者の社会参加・就労を促進します。

◆障がい者の社会参加・就労促進

企業・事業者と関係機関・団体の連携により、障がい者のそれぞれの状況に応じた社会参加や就労を促進します。

市民の役割

- ▶ 障がいの有無にかかわらず交流を図り、互いの理解を深めます。
- ▶ 障がい者への不当な差別的取扱いを許しません。
- ▶ 地域の障がい者の見守りや必要な支援を行います。

関連する計画・指針等

- ・安中市障害者計画【計画期間：平成30～35年度(6年度毎)】
- ・安中市障害福祉計画【計画期間：平成30～32年度(3年度毎)】
- ・安中市障害児福祉計画【計画期間：平成30～32年度(3年度毎)】

※ 合理的な配慮：障がいの有無にかかわらず誰もが平等に人権を享受し行使できるよう、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障がいや困難な状況を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く個別の調整や変更のこと。(例えば、車イス使用者が乗り物に乗る時に手助けをする、障がいの状況を踏まえたコミュニケーション手段として筆談や読み上げを行うなど)

3-6

結婚・出産・子育て環境の充実

10年後の
目指す姿

- 世代にかかわらない助け合い・支え合いと交流が進んでいます。
- 結婚・出産・子育てに希望を持つ若者が増えています。
- 子育てサポーターの活動により、楽しく子育てできる環境が整っています。
- すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりが進み、安心感と充実感を持って子どもを産み育てる希望がかなえられるようになっています。
- 結婚や妊娠・出産への不安の解消を促すための体制の整備を推進します。
- 地域内の助け合い・支え合いと交流により、楽しく子育てできる環境と体制の整備を推進します。
- 多様な保育サービスの提供や経済的支援など、子育てへの支援の充実を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
男性未婚率	国勢調査（直近年）における 25～44 歳男性未婚率	(H27 年) 50.8%	49.0%	47.1%
女性未婚率	国勢調査（直近年）における 25～44 歳女性未婚率	(H27 年) 36.5%	34.5%	32.5%
合計特殊出生率	群馬県人口動態統計（直近年）	(H28 年) 1.19	1.30	1.48
子育てサポーター新規登録者数 <small>〔子育て支援人材の育成状況を測る指標〕</small>	養成講座の全講座修了を経た 新規登録者数	10 人／年	30 人／年	50 人／年
子育て家庭の支援や幼児教育・ 保育サービスの満足度	市民アンケート調査による満足度 （「満足」「やや満足」の合計値）	18.1%	25%	30%
特別保育実施数 <small>〔多様な保育ニーズへの対応の状況を測る指標〕</small>	特別保育事業数（実施施設数）	28 事業	32 事業	34 事業

現状と課題

- 急速に進行している少子化の要因の1つとして、未婚化や晩婚化の進展が指摘されています。結婚を希望する人に出会いの機会を提供するとともに、結婚を後押しするための支援が必要です。
- 安心して子どもを産み、育てられる母子保健体制の充実に向け、「安中市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠、出産、子育てへの支援や健診、各種教室・相談等の事業を計画的に推進しています。より安心して子どもを産み、育てられるよう、妊産婦や乳幼児に対するきめ細かな支援が必要です。
- 家族構成の変化や地域内のつながりの希薄化などにより、子育て中の親子が多様な人と交流できる機会が少なくなる一方、子育てへの悩みや不安、孤立感を抱える保護者が多くなっています。安心して楽しく子育てをするために、悩みを共有して孤立感を解消できる場や、異なる世代との交流を図る場が必要です。
- 子育てに関する相談内容は多様化・複雑化しています。また、虐待に関する相談など、迅速な対応が求められる内容の相談が増加しています。しかし、身近で継続的に支援できる体制の整備は十分とはいはず、相談員の人材確保と資質向上、相談しやすさへの配慮が必要です。このような状況に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の実現に向け、子育て世代を包括的に支援し、さまざまな相談に対応できる拠点の整備が必要です。
- 地域住民による助け合い・支え合いと多世代の交流によって、子どもを地域全体で育て、守る体制づくりが必要です。
- 就労を希望する保護者のニーズを踏まえた子育て支援環境の充実のため、事業者との連携による幼稚園の認定こども園への移行、学童クラブの設置、ファミリーサポートセンター事業の推進に努めています。今後は、より多様なニーズに応じた適切な保育サービスを提供するための体制整備と見直しが必要です。また、幼児教育・保育サービスを担う人材の確保と資質向上が必要です。

施策展開の方向

1 結婚・出産がしやすい環境の充実を図ります。

◆婚活支援団体の活動促進

結婚を希望する人に出会いの場を提供する団体の支援を推進します。

◆結婚新生活への支援

結婚に伴う経済的な負担増の不安解消に向け、経済的支援を推進します。

◆母子保健対策の推進（再掲）

母子保健対策の推進のための各事業のさらなる検討と見直しを図り、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりを推進します。

2 子育てを支援する体制づくりを進めます。

◆子育て世代の包括的支援の推進

妊娠期から子育て期まで、子育て世代を包括的に切れ目なく支援する体制の整備を推進します。

◆子育て支援のための拠点整備

子どもたちの遊び場の確保や、子育て世帯の相談対応、多世代交流の場としての機能を兼ね備えた子育て拠点の整備を、市民総動により推進します。

◆子育てサポーターの育成

子育てサポーター養成講座によってファミリーサポートセンターの機能を担う地域の人材の育成を図るとともに、全講座修了者の子育てサポーター登録を促進し、地域全体への配置を図ります。

◆子ども・ひとり親家庭への福祉医療費の助成

年度末年齢が15歳以下の子どもや、18歳以下の子どもがいるひとり親家庭等の医療費助成を継続し、医療費負担の軽減を図ります。

3 相談体制の充実を図ります。

◆家庭児童相談体制の強化

子育てに関係するさまざまな相談に適切な対応ができるよう、家庭児童相談室の機能強化を図るとともに、相談員の人材確保や資質向上を図ります。

◆児童相談の拠点整備

要保護児童への対応強化や虐待防止、相談対応など、児童等に対して身近な場所で継続的な支援を行う児童相談の拠点整備を推進します。

4 多様な保育サービスの充実を図ります。

◆休日保育体制の検討

保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応できるよう、日曜日及び祝日において子どもの保育を必要とする場合に休日保育を行う体制の整備を図ります。

◆病児保育体制の整備

子どもが病気になり、当面症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難で保護者が仕事を休めない場合等に病院・保育園に設置した専用スペースにおいて一時的に保育をする病児保育について、実施体制の整備を図ります。

◆放課後児童クラブの充実

国の基準に基づく環境の整備や人材の育成等を通じ、放課後に安心して子どもを預けられる場としての体制の充実を図ります。また、国の「放課後子ども総合プラン」^{*}を踏まえ、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流事業などを行う「放課後子ども教室」の方向性について、教育部門と連携した検討を推進します。

市民の役割

- ▶ 多世代間の交流、地域住民による地域づくりに参加します。
- ▶ 住民主体の事業やボランティアの育成に協力します。
- ▶ 地域の子どもたちを見守り、子育て世帯を支援します

関連する計画・指針等

- ・安中市子ども・子育て支援事業計画【計画期間：平成27～31年度】
- ・安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画【計画期間：平成28～32年度】

※ 放課後子ども総合プラン：すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める目的とするプラン（平成26（2014）年7月策定 文部科学省・厚生労働省）。市町村には放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施やそのための体制づくり、学校施設の活用や関係者間の連携などによる事業促進が求められている。



いきいき健康まつり



8か月児検診

3-7

社会保障制度の充実

10年後の
目指す姿

- 国民健康保険財政が健全に運営されています。
- 市民の主体的な健康づくりにより、医療費の適正化が進んでいます。
- 高い収納率の維持により、国民年金制度が適切に運用されています。
- 市民の最低限度の生活が保障され、自立した生活が送られています。

5年間の
取組の方針

- 国民健康保険税（国保税）の税率の見直しや医療費適正化の取組により、国民健康保険財政の健全化に努めます。
- データヘルス計画に基づき、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進及び医療費削減を図るための保健事業を推進します。
- 国民年金制度の周知と正しい理解により、国民年金加入や保険料の納入を促進し、年金受給権の確保に努めます。
- セーフティネットとしての社会保障制度の適正な運用に努めます。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
特定健康診査受診率（再掲） <small>〔国による市町村国保の平成35年度までの目標受診率60%に準じる〕</small>	全対象者に占める受診者数の割合	(H28年度) 45.3%	58%	60%
生活困窮者生活支援窓口相談者数 <small>〔生活保護受給に至る前段階での対応状況を測る指標〕</small>	支援窓口受付延べ相談者数	88人	100人	120人

現状と課題

- ・本市の1人あたり国民健康保険医療費は県内12市の中で最も高く、また、被保険者に占める65～74歳の前期高齢者の割合が高いなど、厳しい財政状況にあります（平成28（2016）年度国民健康保険事業状況）。健（検）診や保健事業による生活習慣病予防・重症化予防等により、医療費の削減を図ることが必要です。
- ・平成30（2018）年度から、県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととなります。本市においては、一般会計から国保特別会計への法定外繰入が続いており、安定した国保税収入の確保や医療費適正化に向けた取組など、国保財政の健全化が急務となっています。
- ・国民年金事務は、主体が日本年金機構に移行しました。しかし、年金制度に対する市民の不安が大きいことを踏まえ、広報紙などを利用した周知の充実により、制度の普及を図ることが必要です。
- ・世帯が生活困窮な状況である場合、その影響が子どもたちの生活や学習に及び、生活困窮が次の世代に連鎖することが懸念されています。本市では、子どもたちが世帯の経済状況に関わらず安心して学べるよう、学習への援助を行っていますが、困窮状況のより迅速な把握と充実した対応が求められています。生活困窮な状況になっても、自立した生活を早期に取り戻すための相談対応のさらなる充実や関係機関との連携強化が必要です。

施策展開の方向

1 国民健康保険財政の健全化を推進します。

◆医療費の適正化

「安中市国民健康保険データヘルス計画」等に基づき、特定健康診査・特定保健指導、人間ドックの受診勧奨、健康づくり担当課と連携した保健事業等の強化を図り、疾病の重症化予防や、医療費の削減に取り組みます。

◆国保税の見直し

国保税率のきめ細かな見直しを行い、国保財政の健全化を図ります。

2 後期高齢者医療制度の充実を目指します。

◆安定した制度運営の推進

本市の事務運営体制の充実や、運営主体である後期高齢者医療広域連合との協力・連携体制の強化により、制度の安定した運営に努めます。

◆制度の周知

被保険者への情報提供や制度の周知に努め、充実した医療機会の提供を推進します。また、市民全体への周知と制度理解に努めます。

3 国民年金制度を推進します。

◆広報紙等での周知の充実

広報紙等により、国民年金制度についての周知を充実させ、制度への理解や不安の解消を促すとともに、生活困窮等により納付が困難な場合の免除・猶予制度等について、情報提供の充実を図ります。

4 生活困窮者の自立支援を推進します。

◆生活に困窮する状況の未然防止と自立支援

生活に困窮する状況の未然防止を図るとともに、生活困窮な状況となっても早期に自立した生活を取り戻せるよう、民生委員児童委員をはじめとした地域との連携の強化、相談対応の充実、社会資源の把握や活用、関係機関との連携による就労先の開拓など、効果的な支援を推進します。また、生活困窮な状況にある世帯の子どもたちの学習支援を充実させることにより、次の世代への貧困の連鎖の防止を図ります。

◆関係機関との連携強化

安中市社会福祉協議会等との連携を強化し、より迅速で効果的な対応に努めます。

市民の役割

- ▶ 健康維持が医療費削減につながることを理解し、健康づくりに努めます。
- ▶ 国民年金制度の役割と意義について理解を深めます。
- ▶ 日頃から助け合い、相談できる地域でのつながりをつくります。

関連する計画・指針等

- ・安中市国民健康保険データヘルス計画【計画期間：平成30～35年度】
- ・安中市国民健康保険特定健康診査等実施計画【計画期間：平成30～35年度】
- ・安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画【計画期間：平成28～32年度】

政策大綱4 教育・文化・交流

生涯を通じて学び、人を育むまち

4-1

生涯学習・社会教育の充実

10年後の
目指す姿

- 生涯学習・社会教育を通した学びや体験の機会をきっかけに自主的・自発的な活動が生まれ、人ととのつながりや地域の活性化が図られています。
- 図書館や生涯学習センター、地区公民館などの拠点施設が適正に維持管理され、学習環境の整った施設を多くの市民が利用しています。
- 市民と社会のニーズに即した各種講座の開催により、市民の自己啓発や自己実現、人ととのつながりの深化を図ります。
- 生涯学習・社会教育に関する情報の収集と効果的な発信・提供を推進します。
- 新たな管理システムの導入により、特色ある図書館づくりと 2 つの図書館の連携の拡大・強化を推進します。
- 施設や設備等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
文化センター・文化会館 利用者数	各施設の延べ利用者数の合計	101,885 人	102,500 人	103,000 人
地区公民館の市民 1 人あたり 年間利用回数	延べ利用者数を総人口で除した値	1.5 回	1.6 回	1.7 回
地区生涯学習センターの 市民 1 人あたり年間利用回数	延べ利用者数を総人口で除した値	0.6 回	0.7 回	0.8 回

現状と課題

- ・本市には、2 つの図書館、文化会館・文化センター、地区公民館、生涯学習センター、さらに学習の森 ふるさと学習館など、さまざまな生涯学習・社会教育の拠点施設があり、多くの地域住民や市民活動団体などの学習・教育活動や交流の場として利用されています。
- ・地区公民館は、社会教育法に基づき*、地域における生涯学習・社会教育の拠点として、旧安中市域に整備されています。生涯学習センターは、市民の自主的な活動及び交流の場として、旧松井田町域に整備されています。
- ・市民ニーズや社会の状況を踏まえた魅力的な講座等の開催、交流・発表の機会の充実が必要です。また、分かりやすい情報の発信・提供と、市民が利用しやすい施設運営を円滑に進めるために、各施設間の連携強化と情報共有が必要です。
- ・2 つの図書館は、利用者数が減少傾向にありますが、その中で、インターネットによる予約やレンタルサービス（調べものの相談）は年々増加しています。このような利用者のニーズを捉えるとともに、時代を見据えた図書館の管理運営が必要です。

- ・一部の施設では、建物や設備等の老朽化により、安全性の確保が懸念されています。中長期的な視点に立った施設・設備の長寿命化計画の策定と、それに基づく計画的な維持管理が必要です。
- ・社会教育関係団体の活動の中には、活動自体が目的化しているものや、受動的な活動となっているものがあります。活動の必要性や重要性を再認識し、より自発的・主体的な活動となるよう工夫する必要があります。

施策展開の方向

1 市民と社会のニーズに即した魅力的な学びの提供に努めます。

◆学習内容・発表機会の充実

市民と社会の学習ニーズを踏まえた講座や、新たな視点・観点による講座の開催等により、学習内容の充実と参加者の拡大を図り、一人ひとりが学びを広げることのできる体制を整備します。また、市民の学習意欲の向上と交流の促進を目指し、学習成果の発表・活用機会のさらなる充実を図ります。

◆青少年教育の充実

青少年の健全育成に向け、警察署や関係機関等と連携し、時代に即した啓発・研修とパトロール活動の充実を図ります。また、パトロールや相談員としての市民ボランティアを活用した相談窓口機能の強化と、青少年によるボランティア活動の促進を図ります。

◆図書館機能の充実

市民ニーズに即した、より魅力的な取組の推進と2館の連携強化に努めるとともに、窓口管理システムの更新による利用者の利便性向上と窓口業務の効率化を図ります。

2 学びの体制づくりを進めます。

◆団体と人材の育成

社会教育関係団体の主体性、継続性を促進し、それぞれの活動の中で指導者となる人材の発掘・育成を支援するとともに、社会の求めにこたえる活動を行う団体の育成を推進します。また、団体間の交流や連携強化の推進による人のつながりの拡充を図ります。

◆施設・設備の計画的な維持管理

施設や設備を適正に維持管理するための長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

市民の役割

- ▶ 各種教室や講座に積極的に参加し、日常生活や地域活動に活かします。
- ▶ 生涯学習、社会教育に関心を持ち、その役割について理解を深めます。
- ▶ 生涯学習、社会教育、青少年教育における多様なボランティア活動に積極的に関わります。

関連する計画・指針等

- ・安中市社会教育推進計画【計画期間：平成24～30年度】

※ 社会教育法では公民館の目的を「市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」(第5章第20条)としている。

4-2

小・中学校教育の充実

10年後の
目指す姿

- 変化の激しい社会を生きる力を身に付けた子どもたちが育っています。
- 地域の特色を活かした活動や質の高い授業と支援を通して、児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育が行われています。
- 教職員、保護者、地域が一体となって学校運営に参画し、安心して学べる学校づくりが進んでいます。
- 指導主事や専門家の派遣、授業研究会や教職員研修会の開催を通して、授業改善やいじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実を図ります。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）、小中一貫教育、学校の再編成の検討を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
学校評価の平均点 <small>〔小中学校の総合的な評価を示す指標〕</small>	市内全小中学校の学校評価のうち「保護者連携」「学力」「豊かな心」「健康・体力」に関する評価の平均点（A～D の 4 段階で A の 3 点が満点）・各校平均点の合計を全小中学校数で除した値	2.63 点	2.70 点	2.80 点

現状と課題

- ・本市では、地域に根ざした学校教育を推進しており、各学校には、学校支援センターが整備され、保護者や地域住民が学校支援ボランティアとして授業支援や環境整備を行っています。こうした地域の教育力を活かして学校教育を充実させるためには、各学校の教育方針を保護者や地域住民と共有しながら、一層の連携を図ることが必要です。
- ・子どもたちが主体的に学び、自らの考えを広げ、深める過程を重視した授業づくりに向け、教職員の意識が高まっています。
- ・子どもたちが充実した学校生活を送るために、家庭と連携しながら、いじめの未然防止や不登校の解消など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応が必要です。特に、特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、本人の特性や教育ニーズ、保護者の考え方、医学等の専門的な視点、学校や地域の状況などの総合的な観点から、それぞれの状況に即した就学先の検討や教育支援が行えるよう、教職員の研修や支援体制の一層の充実が必要です。

- 本市には、小・中学校 17 校のうち 10 校が、学校教育法施行規則が定める「12 学級以上 18 学級以下」の標準を下回る規模となっており、児童生徒数は減少傾向にあります。小規模校は、個々の児童生徒に応じたきめ細かな教育や地域に根ざした教育の充実を図りやすい一方、多くの友達とのコミュニケーションにより考えを広げ・深める学習が困難となります。また、小規模中学校は、部活動の選択肢が少ない、運営維持が難しい等の課題があります。人口減少や少子化の進行を踏まえた今後の学校のあり方の検討が必要です。
- 昭和 56（1981）年以前に整備された学校施設を対象とする耐震改修はすべて完了しました。しかし、施設の中には老朽化の影響が懸念されるものがあり、定期的な点検・診断や、状況に応じた計画的な改修・修繕により、学校施設の長寿命化を図ることが必要です。

施策展開の方向

1 学校教育の充実を図ります。

◆社会に開かれた学校づくりの推進

各校の教育方針を保護者や地域と共有するとともに、学校支援センターの機能充実を図りながら地域の人的・物的資源の活用を推進し、社会に開かれた教育活動の充実を図ります。また、保護者や地域が主体的に学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について検討を推進します。

◆授業改善の推進

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、教職員による適切な指導助言に努めるとともに、子どもたちが主体的に学び、自らの考えを広げ、深める過程を重視した指導計画の作成、教材開発、授業づくりの充実を図ります。

◆いじめ・不登校への対応の充実

安中市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努めます。また、不登校児童生徒の減少に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図りながら組織的な対応を推進します。

◆一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実

特別な配慮を要する子どもたちについて、校内支援体制の充実や関係機関との連携推進、研修等による教職員の資質向上や支援員の配置に努めます。また、認定こども園・保育園、関係各課、関係機関等との連携や、保護者が子どもの成長の様子を記録した「安中市子育て支援ノート」の活用を図るなど、就学先の検討において、保護者への適切な支援のための体制の充実を図ります。

2 教育環境の整備を推進します。

◆学校のあり方についての検討推進

小中一貫教育（義務教育学校）や学校の再編など、今後の学校のあり方の検討を推進し、児童生徒数の減少を踏まえた、より充実した教育体制の整備を図ります。

◆学校施設の整備・充実

学校施設の計画的かつ適正な維持管理による長寿命化を推進し、快適で安全な教育環境づくりに努めます。また、給食施設について、自校方式とセンター方式の今後のあり方を検討し、必要な施設改修等を計画的に推進します。

市民の役割

▶ 地域の子どもたちや学校に関心を持ち、その活動に協力します。

4-3

生涯スポーツの推進

10年後の
目指す姿

- 市民が生涯にわたりスポーツを楽しんでいます。
- スポーツ活動の振興や指導体制の充実、スポーツ団体の育成などが進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 市民主体の地域に根ざしたスポーツ振興を推進します。
- 軽スポーツ大会等を充実させるとともに指導者の育成を推進します。
- 生涯スポーツの拠点となる施設の設備点検と計画的な維持管理・機能拡充を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
社会体育事業への参加者数	各事業における延べ参加者数の合計	9,316 人	9,400 人	9,500 人
体育施設の利用者数	屋内外体育施設の延べ利用者数の合計	441,982 人	446,000 人	450,000 人

現状と課題

- ・誰もが楽しめるスポーツとして、軽スポーツを中心に振興を図っていますが、大会等への参加者が少なく、魅力的な大会の開催や誘致を推進するとともに、大会等への参加促進と指導者の育成、スポーツを通じた健康増進や交流を図る意識の醸成が必要です。
- ・市内の野球場、陸上競技場、テニスコートなどのスポーツ施設は老朽化が進行しており、使用への支障が生じることが懸念されています。使用状況を踏まえた長寿命化の検討と計画的な維持管理が必要です。
- ・本市のスポーツ拠点である安中市スポーツセンターは、主に市内の学校や団体が利用しています。将来的な機能維持を図るために、全国規模の各種大会、市外の学校やスポーツ団体の合宿等の誘致を推進するとともに、スポーツ交流の活性化とスポーツの振興、地域経済の活性化を見据えた施設内容の見直しが必要です。
- ・「安政遠足侍マラソン大会」は、全国的に認知され、平成 29 (2017) 年は県内外から 1,660 人が参加しました。今後も継続的な大会運営を図るため、参加人数に応じた運営・人員体制の整備や市民、地域との連携の推進が必要です。

施策展開の方向

1 生涯スポーツの振興を推進します。

◆軽スポーツの普及・促進

誰もが楽しめる軽スポーツについて、出前講座や体験教室などを通して多くの市民に紹介・周知し、指導者の育成と競技人口の拡大に努めます。

◆スポーツ大会や合宿の誘致

全国規模の各種大会、市外の学校やスポーツ団体の合宿等の誘致を推進し、スポーツの振興と、交流、地域経済の活性化を図ります。

◆「安政遠足侍マラソン」大会の運営・活用

大会への多くの市民の参加と、市民との協働による運営を促進し、安定した運営体制の強化を図るとともに、地域活性化のための活用を推進します。

2 スポーツ施設の計画的な整備を推進します。

◆西毛総合運動公園施設の改修・更新

西毛総合運動公園の主要な施設について、利用者の安全性・利便性の確保・向上を図るための改修・更新等を計画的に推進します。

◆スポーツ施設の計画的な維持管理

運動施設の使用状況を踏まえた長寿命化の検討や維持管理を計画的に推進します。また、国体開催等の全国的な大会の開催について、県と連携・協力を図りながらスポーツ施設の整備に努めます。

市民の役割

- ▶ スポーツを楽しみ、スポーツを通じた健康づくりに関心を持ちます。
- ▶ 軽スポーツに親しみ、大会等に参加します。
- ▶ スポーツ施設を大切に使い、協働による維持管理に関わります。
- ▶ 安政遠足侍マラソンなどの大会運営に協力し、さまざまな交流を進めます。

関連する計画・指針等

- ・群馬県スポーツ推進計画【計画期間：平成 28～32 年度】
- ・安中市都市計画マスタートップラン【計画期間：平成 27～46 年】

4-4

芸術・文化の振興

10年後の
目指す姿

- 催し物の評価が高く、多くの人が楽しんでいます。
- 文化的資源の適切な保全と活用が進んでいます。
- 市内の各芸術文化団体による舞台発表や作品展示など、学習成果を発表する機会が充実しています。

5年間の
取組の方針

- 市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画・実施を推進します。
- 文化的資源の適切な保全を推進するとともに、関係機関等との連携により、まちづくりへの活用を図ります。
- 芸術・文化の拠点となる施設の適正かつ計画的な維持管理・機能拡充を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
文化センター自主文化事業入場者数	自主文化事業の延べ入場者数の合計	1,734人	1,900人	2,000人
文化会館自主文化事業入場者数	自主文化事業の延べ入場者数の合計	2,203人	2,300人	2,400人
市民フェスティバル来場者数	市民フェスティバルの延べ来場者数の合計	8,282人	8,350人	8,400人
文化財施設入館者数 <small>(新島襄旧宅・安中市資料館・旧安中藩都奉行役宅・旧安中藩武家長屋・旧碓氷郡役所・関所史料館・五料の茶屋本陣「お西・お東」)</small>	管理人配置文化財施設の延べ入場者数の合計	22,645人	24,000人	25,200人
学習の森入館者数	学習の森(ふるさと学習館・生涯学習施設)延べ入場者数	30,000人	31,000人	32,000人

現状と課題

- ・本市には、新島襄旧宅や旧安中藩武家長屋、五料の茶屋本陣などの文化財施設をはじめ、長い歴史の中で育まれ、大切に守られてきたさまざまな歴史的文化遺産があり、市民の誇りとなっています。このような豊かな郷土の歴史や文化を学び、現代に活かし、次の世代に継承するとともに、より多くの人にまちの魅力として認知されるよう、安中市学習の森における学習や企画・展示・公開の機会、情報発信等の活用を進めることができます。
- ・文化財の保全と活用を進めるためには、文化財の状況に応じた適切な修繕・補修、火災や自然災害への十分な備えが必要ですが、それには膨大な経費が必要となることが多く、より計画的な事業の推進が必要となっています。

- ・文化センターや文化会館では独自の事業を企画・実施し、市民が芸術や文化に接し、楽しみ、学ぶ機会の充実に努めていますが、一部の施設では利用者数が減少していることから、より魅力的な催し物の企画・実施が必要です。
- ・芸術・文化の活動や情報発信の拠点となる文化施設及び社会教育施設について、適正な維持管理により、長寿命化を図ることが必要です。
- ・「あんなか市民フェスティバル」は、旧安中市で行われていた「市民展（芸能協会発表大会を含む）」と旧松井田町で行われていた「碓氷のつどい」を引き継いで実施するもので、毎年多くの市民が日頃の文化活動の成果を発表しています。今後は内容の検討を図り、来場者の増加に向けた新たな方策を講じる必要があります。
- ・市民による活動成果の発表や展示に利用できる施設として、文化センター、文化会館（小ホール、市民ギャラリー）、学習の森（市民ギャラリー）、旧碓氷郡役所があり、その活用を促進とともに、新たな施設等の整備について、市民ニーズの把握や芸術・文化関係者等からの意見を幅広く聞くことに努め、方策を検討することが必要です。
- ・市内の広い範囲でさまざまな埋蔵文化財が確認されています。近年では住宅地などの造成に伴う小規模な開発が増えており、状況に応じて適切な対応ができる埋蔵文化財調査の体制充実が必要となっています。また、小型の無人航空機（ドローン）を活用した写真測量などによる現地調査の効率化の検討が必要です。

施策展開の方向

1 芸術文化の振興を図ります。

◆芸術文化事業の充実

市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画に努め、芸術文化事業の充実を図ります。

◆施設・設備の計画的な維持管理（再掲）

施設や設備を適正に維持管理するための長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

2 文化財の適切な保全と活用を進めます。

◆文化財の活用推進

文化財の適切な保全を図りつつ、有効活用するための検討を推進します。

◆文化財に関する情報提供と啓発

地域の財産である文化財について、市民への解説等による情報提供と、その価値や後世に伝承する大切さの啓発を推進します。

◆埋蔵文化財調査体制の充実

埋蔵文化財調査の専門職員の補充、現地調査の効率化、適切な外部委託の推進など、調査体制の充実を図ります。

市民の役割

- ▶ さまざまな分野の芸術・文化に関心を持ち、自ら活動に関わります。
- ▶ 文化財に関心を持ち、維持管理などに協力します。
- ▶ 催し物等に足を運び、芸術・文化に触れる機会を持ちます。

4-5

都市間・国際交流の推進

10年後の
目指す姿

- 地域社会で多文化共生への理解が深まっています。
- 外国人住民が暮らしやすい環境が整備されています。
- 多文化共生への理解を深めるための啓発活動や交流事業を推進します。
- 相談対応や情報提供など、支援を必要とする外国人への行政サービスの充実を図ります。

5年間の
取組の方針

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
外国人を対象とした総合窓口における相談件数	相談窓口における外国人対応件数	25 件／年	60 件／年	80 件／年
国際交流協会の会員数	国際交流協会の個人・家族会員数	111 人	130 人	150 人

現状と課題

- ・友好都市である千葉県南房総市との観光交流や災害時相互応援協定、富岡市、長野県軽井沢町との2市1町による観光連絡協議会の設立や軽井沢町との災害時相互応援協定、富岡市や藤岡市との合同職員研修の実施など、さまざまな形態による都市間交流を推進しています。
- ・姉妹都市であるカナダのブリティッシュコロンビア州キンバリー市に毎年、市内中学生を派遣し、両市及び両市民の交流を図るとともに参加生徒の語学力向上を図っています。
- ・市内には約 500 人の外国人が暮らしており、その数は増加傾向にあります。しかし、言語や宗教、文化、生活習慣の違いなどから、地域生活の中で摩擦が生じることがあります。ともに地域で暮らし、地域を構成する住民として、理解を深め合い、地域での活躍を支え合うことが必要です。
- ・多言語での相談対応や行政サービス、手続きについての情報提供が十分とはいえないため、外国人が本市で安心して暮らし続けられる環境づくりが必要です。

施策展開の方向

1 国内外の各都市との交流を推進します。

◆友好都市・姉妹都市等との交流の促進

友好都市や姉妹都市をはじめとする、国内外の各都市とのさまざまな主体による交流を促進し、交流人口の拡大を図るとともに、本市の魅力の発信に努めます。

2 外国人が暮らしやすい行政サービスの充実を図ります。

◆外国人を対象とした総合窓口の充実

総合相談窓口の周知を図るとともに、外国人住民の行政手続きの支援や情報提供、さまざまな生活相談などの対応の充実を図ります。

◆多文化共生の地域づくり

多文化共生への理解を深めるための啓発を推進します。また、国際交流協会等が行う国際交流活動等の支援を推進します。

市民の役割

- ▶ 都市間交流や国際交流に関心を持ちます。
- ▶ 多文化共生への理解を深め、各種交流活動に積極的に参加します。



南房総市産業まつり



安中市国際交流まつり

政策大綱 5 産業・雇用

地域資源を活かした、
にぎわいと活力のあるまち

産業・雇用

基本目標5

地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

5-1

農業の振興

10年後の
目指す姿

- 意欲ある農業者や組織・法人による持続的な農業経営が進んでいます。
- 農地の効率的な活用が進み、多様な農作物の生産が盛んにされています。

5年間の
取組の方針

- 持続的な農業経営のための基盤整備を推進します。
- 遊休農地の活用を促進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
認定農業者数 <small>〔持続的な農業経営に取り組む農業者の状況を測る指標〕</small>	認定者数	84 経営体	100 経営体	115 経営体
遊休農地面積割合	旧農家台帳	11.03%	9%	8%

現状と課題

- 本市の農業は、水稻を中心として、梅などの果樹、豚などの畜産、多種多様な野菜栽培などが行われています。近年は、農業者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、農業従事者が減少する一方、遊休農地や不在地主による荒廃農地が増加しています。
- 遊休農地所有者等に対して農業委員会による意向調査を実施し、耕作、貸付などの確実な利用を促進しています。
- 持続可能な力強い農業を実現するためには、その基本となる「人」と「農地」の問題を一体的に解決することが必要です。平成 24 (2012) 年度から始まった国の事業「人・農地プラン」に基づき、本市では地域や集落の話し合いにより「安中地区プラン」「松井田地区プラン」「小日向地区プラン」の 3 プランを策定しました。プラン推進にあたって、農地の集積や集約化と有効利用、農業経営の効率化を図ることが必要です。
- 本市はかつて養蚕業が盛んであり、市内には日本で唯一、通年稼働する製糸工場があります。しかし、養蚕農家の高齢化や後継者不足により、平成 29 (2017) 年の養蚕農家数は 22 戸となっています。近年、富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産となったことをうけ、養蚕への関心が高まっており、県内産の繭の需要増加が見込まれています。このような流れを捉えた、養蚕業の振興が求められています。

施策展開の方向

1 農業土地基盤の整備を推進します。

◆多面的機能の保全

農業者や市民と行政の協働により、農地と農業基盤が果たす環境保全や景観形成等の多面的機能の保全を図ります。また、農業用水への生活雑排水の流入を防止し、水質保全に努めます。

◆土地改良事業の推進

田畠（ほ場）については、区画整理や農道整備を推進し、優良農地の保全、農地の合理的利用、作業の効率化を図ります。

農業用水については、ため池や用水路・排水路などの整備を計画的に推進し、農業用水の安定的な供給を図ります。

農道については、基幹農道や支線農道の整備を計画的に推進し、農作業の効率化や集出荷の迅速化を図ります。

土地改良区が管理する農業用施設や農村公園については、農業者と行政の協働による適正な維持管理を推進します。

2 地域の状況に応じた農業の課題解決を促進します。

◆「人・農地プラン」の活用

地域の「人」と「農地」を一体的に解決するための「安中地区プラン」「松井田地区プラン」「小日向地区プラン」を推進するとともに、地域の実情に応じた見直しを行います。また、見直しにあたっては、農地中間管理機構の活用を検討します。

3 農業生産体制の整備を推進します。

◆担い手の確保・育成

意欲ある農業者や経営体に対して、関係機関と連携して経営・技術研修を積極的に開催するなどの支援を行い、担い手の育成・確保に努めます。

◆集落営農体制の確立

地域の状況に即した農作業の受委託、農地の流動化などを促進し、農地の合理的利用と農業機械の効率的利用による集落ぐるみの生産体制の確立を推進します。

◆新規就農者の確保・育成

農業の魅力や可能性についての情報発信に努め、新たな就農者の確保とその育成を図ります。

◆6次産業化・地産地消の推進

生産と加工・販売の一体化や新たな産業の創出などの6次産業化による農林産物の高付加価値化や、農林産物の地産地消を推進し、農林業従事者の所得向上や経営規模の拡大を図ります。

◆養蚕業の振興

養蚕農家の確保・育成や技術の継承、繭の販路開拓や独自の製品開発など、養蚕業の振興に向けた検討を推進します。

4 遊休農地の活用を促進します。

◆遊休農地の把握と活用の促進

農業委員会等との連携により、遊休農地の把握と、その所有者の意向の把握に努めるとともに、再生可能な遊休農地の活用を促進します。

市民の役割

- ▶ 地域の農業に関心を持ち、活用します。
- ▶ 「人・農地プラン」検討会へ積極的に参加します。
- ▶ 遊休農地の解消に努めます。

関連する計画・指針等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想【計画期間：平成28～32年度】
- ・人・農地プラン（「安中地区プラン」「松井田地区プラン」「小日向地区プラン」）

産業・雇用

基本目標5

地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

5-2

林業の振興・鳥獣被害対策の推進

10年後の 目指す姿

- 民有林の計画的な整備が進んでいます。
- 有害鳥獣対策のための人材が確保され、鳥獣被害が減少しています。

5年間の 取組の方針

- 林地台帳の整備を推進します。
- 森林経営計画の策定を促進します。
- 鳥獣被害防止対策協議会を中心とした施策の充実を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
森林経営計画面積 <small>〔計画的な経営がされている森林の状況を測る指標〕</small>	森林法に基づく計画認定面積	312ha	350ha	400ha
農林業鳥獣被害額	群馬県野生鳥獣による森林被害・農作物の被害状況調査	(H28 年度) 14,042 千円	12,000 千円	10,000 千円

現状と課題

- 市域の4割以上を占める山林の半分以上が私有林（民有林）であり、それらでは境界や土地所有者などが不明確な箇所が多く、森林整備の大きな障害となっていることから、林地台帳を整備し、林地境界等の明確化を推進することが必要です。また、計画的な森林施業と適切な森林の保護を推進するためには、森林経営計画の策定を森林所有者・経営者に促すことが必要です。
- 野生動物による農業被害が深刻化しており、近年では地域での安全な暮らしにも影響が及んでいます。このような状況に迅速に対応するとともに、野生動物との共生を見据えた対策が必要です。
- 本市では、平成29（2017）年、有害鳥獣被害対策を推進するための安中市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、「安中市鳥獣被害防止計画」に基づく総合的な対策のための体制を整備しています。

施策展開の方向

1 計画的で効率的な森林整備を促進します。

◆林地台帳の整備

民有林の境界や土地所有者などを明確化する林地台帳の整備を推進し、森林整備や木材の安定供給を図ります。

◆森林経営計画の策定促進

計画的な森林施業と適切な森林の保護を推進するとともに、効果的な交付金・補助金の活用を踏まえた森林経営計画の策定を森林所有者・経営者に促します。

2 野生動物との共生を見据えた有害鳥獣対策を推進します。

◆有害鳥獣対策の充実

野生動物による農業被害を防止し、安心して暮らせるよう、鳥獣被害防止対策協議会を中心とした計画的な取組を推進し、有害鳥獣対策の充実を図ります。また、市民による被害防除の一策としてワナ猟免許取得を支援し、活用を促進します。

市民の役割

- ▶ 地域の林業に関心を持ち、活用します。
- ▶ 林地台帳の整備に協力します。
- ▶ 地域ぐるみで行う鳥獣被害防止のための捕獲や防除に協力します。

関連する計画・指針等

- ・安中市鳥獣被害防止計画【計画期間：平成 28～30 年度】

産業・雇用

基本目標5

地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

5-3

商工業の振興

10年後の
目指す姿

- 中小企業や商店などの経営強化が進んでいます。
- 市の特性を活かした産業振興が図られています。
- 企業進出や創業が盛んで、市内事業者による新技術や新製品の開発が進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 中小企業や商店を対象とする支援を継続的に推進します。
- 市民と行政の協働イベントなどを活用した集客力の向上に努めます。
- 工業振興や企業誘致の推進体制の整備と計画化を推進します。
- 市内事業者による新技術や新製品の開発を促進するとともに、創業者への支援を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
商品販売額 〔商業全体の事業規模を測る指標〕	経済産業省商業統計調査	(H26年度) 53,450 百万円	56,000 百万円	60,000 百万円
製造品出荷額等 〔製造業全体の事業規模を測る指標〕	経済産業省工業統計調査等	(H26年度) 275,300 百万円	285,000 百万円	290,000 百万円
「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」件数	市内事業者の累計件数	(H28年度) 6 件	11 件	15 件
創業資金融資件数 (創業件数を測る指標)	創業資金融資制度の活用件数	(H28年度) 8 件	10 件	13 件
市外からの進出企業数	企業誘致奨励金の交付企業数（市外）	(H29年度) 0 企業	1 企業	2 企業

現状と課題

- 本市では、旧安中市、旧松井田町それぞれの中心市街地などに商店街が形成されています。しかし、商店街を形成する個人商店では、経営者の高齢化や後継者の不在、大型店舗の郊外への進出などの影響による廃業が増加しており、商業環境の維持が難しくなっています。
- 本市の工業は、化学工業を中心とする製造業が基幹産業となっており、本市の経済や雇用を支えています。地域経済の持続的発展だけでなく、人口減少が進行する中で、移住・定住を促進するためにも、新産業の創出を含む工業振興や企業誘致はたいへん重要です。しかし、その推進のための対策は十分ではなく、企業誘致のための十分な造成地も確保も難しい状況にあります。
- 起業・創業者や新分野の進出者は、地域経済に新たな活力をもたらす重要な存在となります。しかし、それらを支援・育成する体制整備も十分とはいえず、効果的な支援体制の整備が必要となっています。

施策展開の方向

1 商業の振興を図ります。

◆商業環境の整備

店舗等改装時の工事費用補助事業の継続を検討するなど、商業者の支援と買い物環境の維持・改善を図ります。また、商店街の空き店舗の有効利用や魅力的な買い物環境の創出を推進します。

◆集客力向上の取組支援

商店街等の組織による主体的かつ持続的なイベントの開催や、集客力向上のための新たな取組の支援を推進します。

◆商工会の強化

商工会との連携を強化し、商業者等の経営安定やにぎわいの創出を図ります。

2 工業の振興を図ります。

◆工業振興・企業誘致に向けた計画策定と対策の推進

工業振興と市内企業への支援の拡充、企業誘致推進のための計画を策定し、効率的かつ効果的な取組につなげます。

◆工業団地の整備検討

社会経済情勢や事業者のニーズを踏まえ、工業団地の計画的な整備を検討します。

◆優良企業の誘致

交通利便性等の地域特性を活かし、優良企業の誘致を積極的に推進します。

3 新たな活力への支援を推進します。

◆新技術・新製品の開発促進

市内事業者による新技術・新製品の開発やその活用の支援を推進します。

◆起業・創業支援の推進

市内での起業・創業の支援を推進するとともに、「あんなか創業支援ネットワーク」をはじめ、起業・創業の支援に取り組む関係機関との連携を図ります。また、創業資金として受ける融資の利子補助事業等により、創業時の負担軽減と創業促進を図ります。

◆新しい産業の創出

民間企業やさまざまな機関・団体と行政の協働により、本市の特性や既存産業を活かした新たな産業の創出に取り組みます。

◆中小企業の経営基盤の強化

事業者の運転資金・設備資金の融資や利子補給を継続的に実施し、経営基盤の強化を支援します。

市民の役割

- ▶ 地域経済を支える商工業に関心を持ちます。
- ▶ 買い物やサービスはできるだけ市内事業者を利用します。

5-4

観光の振興

10年後の
目指す姿

- 「何度でも行ってみたい」観光周遊ルートが構築されています。
- 磐部温泉や秋間梅林、鉄道文化むら、碓氷峠鉄道施設、安政遠足侍マラソン大会、蚕糸産業施設等を核とした滞在型観光の充実が進んでいます。
- 「住んでよし・訪れてよし」の地域づくりが進んでいます。
- DMO^{※1}事業やロケーションサービス^{※2}事業の全国展開を図ります。
- 広域観光連携の強化を図ります。

5年間の
取組の方針

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
観光客数 <small>（磐部温泉、秋間梅林、鉄道文化むら、恵みの湯、峠の湯ほか市内16か所）</small>	各観光施設等の延べ入場者数の合計	1,393千人	1,620千人	1,800千人

現状と課題

- ・隣接する富岡市の富岡製糸場の世界遺産登録は、本市の観光に多大な影響を及ぼしており、観光圏として広域的な連携を図ることが求められています。
- ・本市には、磐部温泉や秋間梅林、鉄道文化むら、碓氷峠鉄道施設、安政遠足侍マラソン大会、蚕糸産業施設等、多くの観光資源がありますが、その魅力を見直し、活用につなげることが急務となっています。
- ・（一社）安中市観光機構を窓口とした観光振興（DMO事業）やロケーションサービス事業等が推進されており、今後はその全国的な事業展開が必要です。
- ・観光地としての魅力向上や、本市での滞留時間や滞在日数の延伸を図るために、周辺自治体との広域的な観光連携が必要です。本市では富岡市・長野県軽井沢町との2市1町の観光連携協議会による県境を越えた広域連携を推進しており、各地に所在する歴史的文化遺産をつなぐ観光ネットワークの構築に取り組んでいます。これにより、地域の特性を活かしたより魅力的な観光ルートの設定や広報に取り組むことが必要です。

施策展開の方向

1 地域資源を磨き直し、観光振興につなげます。

◆市民による地域活性化

市民総動による地域の観光資源の磨き直しや地域振興の検討などを促進し、地域活性化による観光振興を図ります。

◆歴史的文化遺産観光ネットワークの再構築

広域的な観光連携を強化し、市内外の歴史的文化遺産を観光資源として活用する広域的なネットワークの見直しと再構築を推進します。

◆おもてなし・受入れ体制の充実

観光ボランティアガイドの育成と活用を推進し、観光客ニーズの多様化や、望まれるサービスレベルの高度化、インバウンド^{※3}に対応できる体制の充実を図ります。

◆「安中ブランド」の創出

市民や産業界、近隣市町村等との連携により、本市の魅力を高める新たなイメージの構築を図るとともに、温泉マークの発祥地とされる磯部温泉や秋間梅林、鉄道文化むら、めがね橋などの碓氷峠鉄道施設、日本最古のマラソンをモチーフとした安政遠足侍マラソン大会、絹産業の地域文化を継承する蚕糸産業施設など、「安中市ならでは」の観光資源の価値や評価を高め、「安中ブランド」の創出を図ります。

2 観光基盤の充実と強化を図ります。

◆観光基盤の維持管理

既存の施設・設備等を総合的に見直し、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

◆観光情報発信の強化

市民による情報発信が活かせる観光情報の提供方法を検討します。また、さまざまな技術や媒体を活用した情報発信の強化を図ります。

◆道の駅の整備検討

市内の特産品の販売や紹介、観光情報等の発信、防災等の多様な機能の拠点となる道の駅の整備検討を推進します。

市民の役割

- ▶ 身近な観光振興に関心を持ち、積極的に情報を発信します。
- ▶ 地域活性化の取組に積極的に参加します。

※1 DMO (Destination Management／Marketing Organization)：官民協働型観光推進体制。観光庁による日本版DMOは「地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」とされている。本市は、平成28（2016）年9月に観光地域づくりを推進する組織（日本版DMO）の推進母体として安中市観光協会を法人化し、「一般社団法人安中市観光機構」を設立。

※2 ロケーションサービス事業：本市は、市内での映画やドラマ等の撮影を支援する組織として、平成28（2016）年10月に「群馬あんなかロケーションサービス」を設立。

※3 インバウンド（Inbound）：外国人旅行者の自国への誘致。日本においては、海外から日本へ来る観光客（訪日外国人旅行者）を指す。

産業・雇用

基本目標5

地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

5-5

雇用対策の推進

10年後の
目指す姿

- 安定した雇用と良好な労働環境が維持されています。
- 若い世代のUターン・Iターン者が増えています。
- 企業・事業所の生産性と従業員の知識や能力の向上を支援します。

5年間の
取組の方針

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
有効求人倍率	安中職業安定所調べ（4月期）	0.96倍	1.10倍	1.20倍
勤労者住宅建設利子補給件数 <small>〔勤労者の市内定住支援の状況を測る指標〕</small>	新規交付件数	(H28年度) 80件	90件	100件

現状と課題

- 近年、大企業では景況感に回復の動きが見られますが、地方の中小企業までその動きが十分に波及しているとはいえません。そのような状況の中、若年層が就職時に大都市圏へ転出する傾向が続いていること、人口減少や少子化・高齢化の進行に伴う労働力人口の減少と相まって、地域の経済、産業構造、雇用構造に大きな影響を与えています。
- 若年層等が働きながら育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった充実した日常生活を送るために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する市民の理解や雇用者である企業・事業所等による積極的な取組が必要です。
- 高齢者や障がい者が地域社会の一員として自らの能力を十分に発揮し、生きがいをもって安心して働くためには、就労環境の整備や勤労者福祉の向上が必要です。

施策展開の方向

1 就労支援の充実を図ります。

◆市内での就労の促進

関係機関との連携強化を図り、市内事業者の雇用を促すとともに、その紹介や情報提供を推進し、若年層等の市内での就労を促進します。

◆職業能力の開発促進

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による生産性向上支援訓練の周知を図るとともに、職業能力を高める機会の充実を図ります。

2 仕事と生活の調和の実現を推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児・介護等への参画を促進するとともに、労働時間の削減や男性の育児休業取得など、男性中心型の働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所等に対する働きかけや主体的な取組の支援を推進します。

3 勤労者福祉の充実を図ります。

◆勤労者の市内定住の促進

市内在勤の市民が市内での住居建設時に融資を受ける場合の利子補給制度の周知に努め、市内への定住の促進を図ります。

◆誰もがやりがいをもって働く環境づくりの促進

女性や高齢者、障がい者など、誰もが自分の能力を活かし、やりがいをもって働く環境づくりを促進します。また、関係機関との連携強化を図り、引きこもりなど、社会的な困難を抱える若い世代等の就労を促進します。

市民の役割

- ▶ 自分に合った就労ができるよう職業能力の向上に努めます。
- ▶ 家庭と仕事のバランスがとれた生活を実践します。
- ▶ 働きやすい職場環境づくりに努めます。

政策大綱 6 行財政・市民総動

効率的な行財政運営と、
市民総動のまち

6-1

市民総動の推進

10 年後の
目指す姿

- 市内各地区で市民による自主的な地域運営や活動が推進されています。
- 政策形成過程への市民参画が進み、市政に市民の声が反映されています。
- NPO やボランティア団体等が、まちづくりの担い手として、自主的に公益活動を展開しています。

5 年間の
取組の方針

- 各地区的活動拠点となる住民センターの新築・改修等の支援を推進するとともに、各地区的活動や運営の支援を推進します。
- NPO やボランティア団体等、市民活動団体の支援を推進するとともに、地域のまちづくりや地域課題の解決を担う団体や人材の育成に努めます。
- すべての市民と行政による市民総動のまちづくりを推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年 3 月末)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
NPO・ボランティア登録団体数	市を拠点として活動する NPO 法人と市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体の合計	93 団体	105 団体	113 团体

現状と課題

- 市内には 101 の行政区があり、住民センターを拠点とした地域活動が展開されています。しかし、行政区と地域コミュニティの組織単位が必ずしも一致しておらず、人口や世帯規模、人口減少の状況などが異なることから、各コミュニティの現状を踏まえた組織運営が課題となっています。
- 特に山間地等においては、高齢化や過疎化、若い年代の流出などが深刻であり、地域事業の実施に支障が生じているだけでなく、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されています。このような状況を踏まえた事業の見直しや効率化、地域コミュニティのあり方の検討が必要です。
- 各行政区等が所有する住民センターは施設の老朽化が深刻であり、維持管理の財政的・人員的負担が大きくなっています。
- 人口減少や少子化、高齢化が進行する中、各地区や市全体が持続的に発展するためには、市民と行政が互いの責任と役割を理解し、支え合いながらまちづくりに取り組むことが必要です。これまで以上に市の政策形成過程に市民が行政と対等の立場で関わり、市民の声を市政に反映できる体制づくりが必要です。

- 本市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、平成28（2016）年に担当係を新設しました。今後は、産業界、教育機関や研究機関、金融機関など多様な主体を含むすべての市民と行政による「総動」の必要性や効果、方法に関する情報提供と共有を推進するとともに、市民と行政双方の意識改革を図ることが必要です。
- NPOやボランティア等の市民活動団体が地域づくりの一翼を担って活動していますが、市民の理解や参画は十分とはいえず、団体同士のつながり、情報の発信・共有、活動の拠点となる場や機能の充実が必要です。

施策展開の方向

1 市民総動によるまちづくりを推進します。

◆市民総動によるまちづくりの醸成

市民総動のまちづくりについて、その必要性や効果、方法に関する講演会の開催や情報の提供・共有を推進し、市民・行政双方の意識の醸成を図ります。

◆情報提供の充実

ホームページ等を活用した市民・市民活動団体への情報の提供や共有、交流の場の設置など、誰もが市民活動へ参加しやすい環境づくりを推進します。

2 地域コミュニティによるまちづくりを促進します。

◆地域コミュニティの再編・事業見直し等の支援

地域の特性等を考慮し、持続可能な地域コミュニティを維持するため、行政区の統合、再編等の検討や支援を推進します。また、構成する世帯数の減少や世帯員の高齢化を踏まえ、事業の見直しなどによる効率化を促進します。

◆地域コミュニティ施設の維持管理支援

各行政区等が所有する住民センターについて、施設の維持と活動拠点としての機能強化のための整備を支援します。

3 市民主体のまちづくりを促進します。

◆市民活動の支援

地域の活性化や地域課題の解決に取り組む市民活動団体の支援を推進します。特に公益的な活動に新たに取り組む市民活動団体には、補助金の交付を行い、自主的で継続性のある活動の立ち上げを促進します。また、地域活動の中心的な役割を担う人材を育成します。

◆活動拠点の整備

市民と行政、さまざまな市民活動団体をつなぐ場となる活動拠点の整備とコーディネート機能の充実により、市民主体の地域づくり活動を推進します。

市民の役割

- ▶ まちづくりを担う一員としての意識を持ち、自ら行動します。
- ▶ 市民総動について理解を深め、情報の取得に努めます。
- ▶ 地域の活動や市民活動に積極的に関わります。

6-2

人権教育・啓発の推進

10年後の
目指す姿

- 市民一人ひとりが互いの違いを認め合い、人権を尊重する考えと行動が定着しています。

5年間の
取組の方針

- 人権についての正しい認識を醸成し、さまざまな人権課題への理解を深め、解決するための啓発を推進します。
- あらゆる機会を通して、子どもから大人まですべての市民への人権教育・啓発を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
人権教育・啓発講演会への参加人数	2か所の隣保館における人権教育・啓発講演会参加者数の合計	150人／年	160人／年	170人／年
人権教育講演会への参加率	人権教育講演会参加者数を総人口で除した値	0.71%	0.73%	0.75%
人権教育映画会への参加率	人権教育映画会参加者数を総人口で除した値	0.28%	0.30%	0.32%
人権と平和を考える講座への参加率	人権と平和を考える講座参加者数を総人口で除した値	0.36%	0.38%	0.40%

現状と課題

- ・人権尊重の知識と行動を身に付けることは、まちづくり全体の基礎となるたいへん重要な課題です。しかし、人権課題に対する市民の関心は高いとはいえない。また、人権講演会などの教育・啓発の機会への参加者は多いとはいえない状況となっています。
- ・地域社会においては、依然として同和、障がい者、女性、高齢者などへの偏見や差別が存在しており、人権教育・啓発の効果的な方法や機会の検討・実施が必要です。
- ・社会経済情勢の変化により、子どもたち等の間でのいじめ、インターネットや職場における人権侵害など、人権課題が複雑・多様化しています。誰もが人権侵害の被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、継続的な人権教育・啓発の推進が必要です。

施策展開の方向

1 あらゆる機会を通して人権教育・啓発を推進します。

◆人権教育の充実

社会経済情勢の変化に伴って複雑・多様化する人権課題に対応する新たな「安中市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育を計画的に推進します。

◆人権啓発の推進

行政、関係機関等が連携し、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会や場を通して子どもから大人まですべての市民への人権啓発を推進します。また、その効果的な方法を検討し、それに基づく実践を推進します。

◆同和対策の推進

同和対策を実施している団体と協力、連携しながら同和問題解決のための啓発を推進します。

2 相談体制の充実を図ります。

◆相談窓口の充実

さまざまな人権課題について、市民が気軽に安心して相談できるよう、各種相談窓口の充実を図り、迅速で適切な対応に努めます。また、民間活動団体等による支援の取組などについて、状況に応じた情報提供に努めます。

◆人権擁護委員等との連携強化

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員や、国や県等関係機関との連携を強化し、人権侵害の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

市民の役割

- ▶ 人権について学ぶ機会に積極的に参加します。
- ▶ 人権課題について理解し、適切に考え、行動します。

関連する計画・指針等

- ・安中市人権教育・啓発に関する基本計画【計画期間：平成30年度～】

6-3

男女共同参画の推進

10年後の
目指す姿

- 性別に関わらず、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、責任を担い合う男女共同参画のまちづくりが進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 男女共同参画への理解と啓発を推進します。
- 企業・事業者等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の見直しや環境整備を促進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
審議会等委員の女性比率 〔市の政策・方針決定過程への女性の参画状況を測る指標〕	地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の委員数に占める女性委員数の割合	26.3%	33.0%	40.0%

現状と課題

- 性別に関わりなく、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、ともに責任を担い合う社会の実現は、暮らしやすく、働きやすいまちづくりに欠かせないだけでなく、人口減少が進行する中で、地域や経済の基盤を維持する上でもたいへん重要です。しかし、男女共同参画に対する市民の関心は高いとはいえない状況となっています。
- 地域社会においては、依然として男女の役割分担を固定的に捉える意識、性別による偏見や差別などが存在しており、より効果的に男女共同参画の理念を浸透させ、制度や慣行の見直しを進めることが必要です。
- 職場においては、女性の活躍推進のため、男性中心型の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ることが必要であり、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備が企業・事業所等に求められています。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）等の女性に対する暴力が社会問題となっていることを受け、本市では平成 28（2016）年に配偶者暴力相談支援センターを設置しました。このセンターでは、継続的な相談対応や自立に向けた支援をワンストップで行い、被害者支援の中心的な役割を担っています。しかし、DV 被害は表面化しにくいことが多く、潜在的な被害者が少なくないと考えられています。DV 被害に早期に対応し、深刻化を防ぐため、情報の提供やセンターの役割の周知を図ることが必要です。また、近年では若年層におけるデート DV が増加しており、予防の観点から若い世代への啓発が必要となっています。

施策展開の方向

1 男女共同参画の地域づくりを推進します。

◆男女共同参画社会形成のための意識啓発

広報活動や講座の開催などにより、家庭や職場、地域活動等のさまざまな場における性別役割分担意識の解消と意識啓発に努めます。

◆女性の社会参画の促進

審議会委員など、市の政策決定の場への女性の参画を推進します。また、企業・事業者等における男女の均等な雇用機会と待遇の確保や、女性の管理職登用の促進を働きかけます。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進（再掲）

男性の育児・介護等への参画を促進するとともに、労働時間の削減や男性の育児休業取得など、男性中心型の働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所等に対する働きかけや主体的な取組の支援を推進します。

◆仕事と育児・介護等の両立を支援する体制づくり

保育サービスや介護サービスの充実、相談・支援体制の強化などにより、仕事と育児や介護を両立しながら活躍できる社会づくりを推進します。

3 職場における女性の活躍を推進します。

◆職場環境の整備の推進

企業・事業所や関係機関等との連携により、ライフステージに応じた多様で柔軟な働きができる職場環境の整備を推進します。

4 DV の防止と相談体制の充実に努めます。

◆安中市配偶者暴力相談支援センターの機能強化

相談支援センターにおける相談対応の強化や被害者支援の充実を図ります。また、相談しやすい体制づくりや、センター機能の周知に努めます。

◆DV 防止の推進

DV についての正しい認識の周知と啓発に努め、未然防止と深刻化の防止を推進します。

市民の役割

- ▶ 「男は仕事、女は家庭」など、固定観念による役割の決めつけはしません。
- ▶ 多様で柔軟な働き方を尊重します。

関連する計画・指針等

- ・第2次安中市男女共同参画計画【計画期間：平成26～30年度】

6-4

情報発信の充実

10年後の
目指す姿

- 誰もが簡単に市の情報を入手できるようになっています。
- 申請や施設予約などさまざまな行政手続きが電子化され、市民生活の利便性が向上しています。

5年間の
取組の方針

- 市民のライフスタイルの多様化に対応した情報発信の仕組みを構築します。
- ICT^{※1}利活用を推進し、業務の効率化・迅速化と行政情報の公開、市民サービスの向上を図ります。
- デジタル媒体による行政事務の効率化を図るとともに、その成果を体験する機会の提供や周知に努めます。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
市ホームページへのアクセス件数	グーグルアナリティクス ^{※2} により把握	256,000 件／年	300,000 件／年	350,000 件／年
市SNS ^{※3} の日平均閲覧件数	ツイッターアクティビティ ^{※4} により把握	1,000件／日	3,000件／日	6,000件／日

現状と課題

- ・情報発信手段において、デジタル媒体の比重は今後さらに大きくなると考えられます。また、SNSの利活用など、情報発信を取り巻く環境は近年大きく変化しており、今後も人工知能(AI)^{※5}をはじめとしたテクノロジーの進化などを背景に、情報の発信と受信の方法の変化が見込まれます。
- ・紙媒体による情報入手の需要が依然として高いことを踏まえ、デジタル媒体と紙媒体の連携や、それぞれの特性を活かして用途に合わせた活用が必要です。
- ・ICTの利活用を推進することにより、業務の効率化だけでなく、地域の実情に応じた多様な取組や、市民の利便性の向上を図ることが求められています。また、近年のサイバー攻撃の高度化・複雑化に対応した情報セキュリティの強化が重要となっています。

施策展開の方向

1 市民ニーズに応じた使いやすい情報の受発信に努めます。

◆情報発信体制の構築

市民の多様なライフスタイルやニーズに対応し、必要な市の情報を誰もが簡単に入手できる情報発信体制の構築を推進します。

◆情報発信媒体間の連携

広報紙やホームページなど媒体の違いによる情報の偏りがないよう、連携の強化に努めます。また、デジタル媒体の利便性を体験する機会の提供や周知に努めます。

◆情報発信媒体の利活用

市民のニーズや情報受発信手段・手法の社会的な動向を踏まえ、新たな情報発信媒体の活用を検討するとともに、より利用しやすく、分かりやすい情報発信に努めます。

2 情報技術による行政業務の効率化と利便性向上を図ります。

◆電子自治体の推進

既存システムのクラウド化^{※6}、情報セキュリティの強化、緊急時における業務継続体制の整備など、電子自治体の体制整備を推進します。また、職員の情報処理能力と情報セキュリティ意識のさらなる向上を図ります。

◆市民サービス向上のためのICT利活用の推進

統合型GIS^{※7}の一般公開、オープンデータの整備、施設予約や申請届出等をはじめとした行政手続きの電子化など、ICTの利活用による市民の利便性の向上を図ります。

市民の役割

- ▶ 市の発信する情報に关心を持ちます。
- ▶ 電子申請や予約システムなどを積極的に利用します。

関連する計画・指針等

- ・安中市情報セキュリティポリシー

※1 ICT (Information and Communication Technology) : 情報・通信技術の総称。

※2 グーグルアナリティクス : 米国グーグル社が提供するアクセス解析サービス。

※3 SNS (Social Networking Service) : フェイスブック・ツイッター・インスタグラム・LINEなど、インターネット上で人と人のつながりや交流を図るサービスの総称。

※4 ツイッターアクティビティ : ツイッター社が提供するアクセス解析サービス。

※5 AI (Artificial Intelligence) : 人工知能。

※6 クラウド化 : クラウド (cloud) は元々雲の意味。電子データを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方やサービス。保存する場所 (サーバー) が雲に例えられる。

※7 GIS (Geographic Information System) : 主に地方自治体内の部門において使用する地図情報 (道路、街区、建物、河川など) を統合・電子化し、一元的に維持管理することで、府内横断型のデータ共用を可能にする仕組み (システム) のこと。

6-5

効率的で健全な行財政運営

10年後の
目指す姿

- 質の高い公共サービスが効率的かつ効果的に提供されています。
- 新庁舎が整備され、防災拠点や避難場所としての機能が周知されています。
- 市有未利用地の活用が進んでいます。
- 弾力性に富んだ財政運営が実現しています。
- 近隣自治体との連携が進み、広域的な課題への対応が進んでいます。

5年間の
取組の方針

- あらゆる手段・手法を検討しながら業務改革に取り組むことにより、持続可能な行政サービスを提供します。
- 庁舎整備を推進し、行政サービスの向上を図ります。
- 条例・要綱を整備し、未利用地の有効活用に努めます。
- 職員の意識改革を促し、歳出削減を徹底します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H28 年度決算)	中間目標値 (H34 年度決算)	最終目標値 (H38 年度決算)
経常収支比率 <small>〔市財政の弾力性（余裕）を測る指標。値が低いほど財政の弾力性が高い〕</small>	地方財政状況調査（決算統計）	104.0%	93.0%	88.0%

現状と課題

- ・厳しい財政状況下において、効率的・効果的な行政運営により、人口減少や少子化・高齢化の進行、行政ニーズの多様化などの社会経済情勢の変化に適切に対応し、質の高い公共サービスを提供するとともに、優先度の高い事業を見極めながら財政の健全化を図ることが必要です。
- ・国からの要請や本市の財政状況から、民間資本や民間のノウハウを活用した公共サービスや公共事業（PPP^{※1}/PFI^{※2}）の検討・導入が急務となっています。
- ・昭和 34（1959）年建設の本庁舎と昭和 44（1969）年建設の中庁舎は、数度の増改築を経て現在に至っていますが、老朽化や耐震不足が指摘されており、新庁舎整備に向けた本格的な検討体制づくりとその推進が必要です。
- ・市有未利用地、土地開発基金を利用して市が購入した土地について、利用目的がなくなるなど売却が可能になった場合、公売等により積極的な処分を図ることが必要です。
- ・本市は高崎市とともに高崎市・安中市消防組合を組織し、消防・救急業務の広域的な連携を図っています。また、富岡市や甘楽地域の町村とともに西毛地区開発協議会を組織し、幹線道路の整備等、西毛地区の基盤整備を推進していますが、広域的な課題に効率的に取り組むためには、より多くの近隣自治体等との連携を図ることが必要となっています。

施策展開の方向

1 効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

◆行政改革の推進

「第2次安中市行政改革大綱」及びその実施計画に基づき、効率的かつ弾力的な組織整備、行政評価による事業の見直し、歳出削減と新たな財源の確保、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応できる職員の育成など、さらなる取組を推進します。

◆市民総動によるまちづくりの醸成（再掲）

市民総動のまちづくりについて、その必要性や効果、方法に関する講演会の開催や情報の提供・共有を推進し、市民・行政双方の意識の醸成を図ります。

◆民間活力の活用推進

事業の性質に応じて、公と民の役割を再検証し、民間委託、指定管理者制度、PFIなど民間の優れたノウハウを活かした手法の検討・導入を推進します。

2 庁舎整備に向けた検討を推進します。

◆庁舎整備の検討推進

防災拠点、避難場所などの機能を備えた庁舎整備に向け、専門の部署を設置し、本格的な体制による検討と整備を推進します。

3 財政運営の健全化を図ります。

◆健全な財政運営の推進

市民総動のまちづくりの推進により、必要な事務事業について先例にとらわれない絞り込みを行い、徹底した行政のスリム化と健全な財政運営を推進します。

4 近隣市町村との広域連携を強化します。

◆広域行政の推進

近隣市町村との連携による共同処理等の事業を推進し、広域的な行政課題の効率的な解決に努めます。

市民の役割

- ▶ 行財政の状況について関心を持ち、理解を深めます。
- ▶ 市民総動によるまちづくりを担う一員としての認識を持ち、市政に積極的に関わります。
- ▶ 庁舎整備や未利用地活用に関心を持ちます。

関連する計画・指針等

- ・ 第2次安中市行政改革大綱【計画期間：平成27～31年度】
- ・ 第2次安中市行政改革大綱実施計画【計画期間：平成27～31年度】
- ・ 安中市市有財産利活用基本方針

※1 PPP (Public Private Partnership)：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用して効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※2 PFI (Private Finance Initiative)：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力、技術的能力等を活用して効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。PFIはPPPの手法の1つ。

IV 資料編



1. 指標一覧

政策大綱	基本施策	指標名	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
1 都市基盤	1-1 適正な土地利用	—	—	—	—
	1-2 道路交通網の整備	市道改良率	26.87%	27.22%	27.57%
		要措置橋梁数	(H28 年度) 22 橋	11 橋	0 橋
	1-3 公共交通の充実	乗合バス・乗合タクシー 利用者数	49,515 人	52,500 人	55,000 人
	1-4 計画的な市街地の整備	—	—	—	—
	1-5 住環境の整備	空き家の有効活用戸数	1 戸	10 戸	20 戸
		空き家の除却戸数	15 戸	30 戸	40 戸
		住宅耐震化率	61.1%	80.0%	90.0%
		市営住宅の改修戸数	64 戸	80 戸	144 戸
	1-6 安全で安定した水道水 の供給	有収率	78.45%	85.0%	86.1%以上
		配水池の耐震化率	0.00%	1.67%	5.24%
2 環境・安全	1-7 適切な汚水処理	汚水処理人口普及率	(H28 年度) 59.4%	79.7%	87.8%
	1-8 公園・広場の整備	都市計画区域内 1 人あたりの 都市公園面積	8.05 m ²	9.00 m ²	10.00 m ²
	2-1 健全で良好な生活環境 の維持	公害苦情処理件数	(H28 年度) 160 件	100 件	50 件
	2-2 低炭素・循環型社会の 実現	市民 1 人 1 日あたりのごみ 排出量	(H28 年度) 972g	923 g	875 g
		再生利用率（リサイクル率）	(H28 年度) 11.5%	22.2%	22.4%
	2-3 環境保全活動の促進	群馬県環境アドバイザーの 市内在住者登録人数	20 名	30 名	50 名
	2-4 防犯対策の推進	刑法犯認知件数	(H29 年) 315 件	(H34年) 240 件	(H38年) 235 件
	2-5 交通安全対策の推進	交通事故（人身事故）発生件数	(H29 年) 358 件	(H34年) 250 件	(H38年) 200 件
	2-6 防災・減災対策の推進	消防団協力事業所数	0 組織	5 組織	25 組織
		「ぐんま消防団応援の店」 登録店舗数	3 店	15 店	27 店
		自主防災組織率	15%	65%	100%
	2-7 消費者の保護	高齢者からの相談割合	56%	53%	50%
		出前講座参加者数	121 人	140 人	150 人

政策大綱	基本施策	指標名	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
3 健康・福祉・子育て	3 - 1 疾病予防・健康づくりの推進	胃がん検診受診率	3.8%	5%	6%
		特定健康診査受診率	(H28 年度) 45.3%	58%	60%
	3 - 2 医療体制の充実	公立確冰病院医師数	14 人 (常勤9・非常勤5)	17 人 (常勤15・非常勤2)	19 人 (常勤17・非常勤2)
		公立確冰病院 1 日あたり入院患者数	(H28 年度) 106 人／日	142 人／日	158 人／日
		公立確冰病院医業収支比率	(H28 年度) 75.3%	89.6%	93.9%
	3 - 3 地域福祉の推進	ふれあい・いきいきサロンの実施か所数	52 か所	55 か所	60 か所
	3 - 4 高齢者福祉の推進	要支援・要介護認定率	(H28 年度) 16.7%	17.5%	19.0%
	3 - 5 障がい者福祉の推進	障害就労支援施設から一般就労へ移行した人数	(H28 年度) 7 人	11 人	17 人
		障害者相談支援の利用件数	(H28 年度) 3,598 件	3,958 件	4,354 件
	3 - 6 結婚・出産・子育て環境の充実	男性未婚率	(H27 年) 50.8%	49.0%	47.1%
		女性未婚率	(H27 年) 36.5%	34.5%	32.5%
		合計特殊出生率	(H28 年) 1.19	1.30	1.48
		子育てサポーター新規登録者数	10 人／年	30 人／年	50 人／年
		子育て家庭の支援や幼児教育・保育サービスの満足度	18.1%	25%	30%
		特別保育実施数	28 事業	32 事業	34 事業
	3 - 7 社会保障制度の充実	特定健康診査受診率（再掲）	(H28 年度) 45.3%	58%	60%
		生活困窮者生活支援窓口相談者数	88 人	100 人	120 人
4 教育・文化・交流	4 - 1 生涯学習・社会教育の充実	文化センター・文化会館利用者数	101,885 人	102,500 人	103,000 人
		地区公民館の市民 1 人あたり年間利用回数	1.5 回	1.6 回	1.7 回
		地区生涯学習センターの市民 1 人あたり年間利用回数	0.6 回	0.7 回	0.8 回
	4 - 2 小・中学校教育の充実	学校評価の平均点	2.63 点	2.70 点	2.80 点
	4 - 3 生涯スポーツの推進	社会体育事業への参加者数	9,316 人	9,400 人	9,500 人
		体育施設の利用者数	441,982 人	446,000 人	450,000 人
	4 - 4 芸術・文化の振興	文化センター自主文化事業入場者数	1,734 人	1,900 人	2,000 人
		文化会館自主文化事業入場者数	2,203 人	2,300 人	2,400 人
		市民フェスティバル来場者数	8,282 人	8,350 人	8,400 人
		文化財施設入館者数	22,645 人	24,000 人	25,200 人
		学習の森入館者数	30,000 人	31,000 人	32,000 人
	4 - 5 都市間・国際交流の推進	外国人を対象とした総合窓口における相談件数	(H28 年度) 25 件／年	60 件／年	80 件／年
		国際交流協会の会員数	(H28 年度) 111 人	130 人	150 人

政策大綱	基本施策	指標名	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
5 産業・雇用	5 - 1 農業の振興	認定農業者数	84 経営体	100 経営体	115 経営体
		遊休農地面積割合	11.03%	9%	8%
	5 - 2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進	森林經營計画面積	312ha	350ha	400ha
		農林業鳥獣被害額	(H28 年度) 14,042 千円	12,000 千円	10,000 千円
	5 - 3 商工業の振興	商品販売額	(H26 年度) 53,450 百万円	56,000 百万円	60,000 百万円
		製造品出荷額等	(H26 年度) 275,300 百万円	285,000 百万円	290,000 百万円
		「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」件数	(H28 年度) 6 件	11 件	15 件
		創業資金融資件数	(H28 年度) 8 件	10 件	13 件
		市外からの進出企業数	0 企業	1 企業	2 企業
	5 - 4 観光の振興	観光客数	1,393 千人	1,620 千人	1,800 千人
	5 - 5 雇用対策の推進	有効求人倍率	0.96 倍	1.10 倍	1.20 倍
		勤労者住宅建設利子補給件数	(H28 年度) 80 件	90 件	100 件
6 行政・市民総働	6 - 1 市民総働の推進	NPO・ボランティア登録団体数	(H29 年 3 月末) 93 団体	105 団体	113 団体
	6 - 2 人権教育・啓発の推進	人権教育・啓発講演会への参加人数	150 人／年	160 人／年	170 人／年
		人権教育講演会への参加率	0.71%	0.73%	0.75%
		人権教育映画会への参加率	0.28%	0.30%	0.32%
		人権と平和を考える講座への参加率	0.36%	0.38%	0.40%
	6 - 3 男女共同参画の推進	審議会等委員の女性比率	26.3%	33.0%	40.0%
	6 - 4 情報発信の充実	市ホームページへのアクセス件数	256,000 件／年	300,000 件／年	350,000 件／年
		市 SNS の日平均閲覧件数	1,000 件／日	3,000 件／日	6,000 件／日
	6 - 5 効率的で健全な行財政運営	経常収支比率	(H28 年度決算) 104.0%	(H34 年度決算) 93.0%	(H38 年度決算) 88.0%

2. 第2次安中市総合計画策定の経過

年月日	内容等
平成 28 年 (2016)	8月 31 日 市長ヒアリング ▶市民アンケートの調査設問内容・方法・スケジュール等の協議
	10月 14 日～31日 第2次安中市総合計画策定のための市民アンケート調査 ▶16歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人を対象に実施
平成 29 年 (2017)	1月 10 日 市長ヒアリング ▶市民アンケート調査結果の報告、施策の推進状況・課題等の協議
	5月 23 日 第1回安中市総合計画審議会 ▶委員委嘱、会長・副会長の選出、諮問、第2次安中市総合計画策定の説明、市民アンケート調査結果の報告、基本計画の施策体系（案）の説明
	6月 9 日 市議会全員協議会 ▶第2次安中市総合計画（案）の策定について（中間報告）
	7月 11 日 第1回安中市総合計画市民会議 ▶委員長の選出、第2次安中市総合計画策定の説明、市民アンケート調査結果の報告、「9年後の安中市について」を議題に討論
	7月 21 日 第2回安中市総合計画市民会議 ▶第1回のふりかえり、「安中市の『将来像』について」を議題に討論
	8月 1 日 第1回安中市総合計画策定委員会（府内組織） ▶市民アンケート調査結果の報告、策定体制の説明、第2次安中市総合計画骨子（案）の協議
	8月 8 日 第2回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画骨子（案）の協議
	8月 31 日 第3回安中市総合計画市民会議 ▶第1・2回のふりかえり、市民アンケートで意見が多かった2つの課題「安中の医療について」「地域ごとの活動・取組・助け合いなどの実態（市民協働）について」を議題に討論
	9月 21 日 安中市総合計画条例の制定
	9月 28 日 第3回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画基本構想（素案）の協議、前期基本計画（素案）の協議
	10月 11 日 第2回安中市総合計画策定委員会（府内組織） ▶第2次安中市総合計画基本構想（素案）の協議、前期基本計画（素案）の協議
	10月 30 日 第4回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画基本構想（案）の協議、前期基本計画（案）の協議
平成 30 年 (2018)	11月 10 日～30日 第2次安中市総合計画策定のための意見募集（パブリックコメント）
	12月 15 日 市議会全員協議会 ▶第2次安中市総合計画（案）の策定経過について
	1月 11 日 第3回安中市総合計画策定委員会（府内組織） ▶第2次安中市総合計画（案）の協議、第2次安中市総合計画概要版（案）の協議
	2月 1 日 第5回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画（案）の協議、第2次安中市総合計画ダイジェスト版（案）の協議、審議会答申書（案）の協議
	2月 6 日 総合計画審議会答申
	2月 13 日 庁議 ▶第2次安中市総合計画（案）の決定
	3月 19 日 平成 30 年第 1 回安中市議会定例会 ▶第2次安中市総合計画基本構想決定

3. 安中市総合計画審議会

(1) 安中市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 18 日
安中市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、安中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、安中市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関の代表

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず学識経験を有する者のうちから委嘱された委員を除く他の委員は、当該職を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

(2) 安中市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

No.	役 職	関係機関名等	氏 名
1	会 長	群馬大学	小竹 裕人
2	委 員	高崎行政県税事務所	小嶋 利男
3	副会長	安中市区長会	田島 勲
4	委 員	安中市婦人団体連絡協議会	千葉 桂子
5	委 員	安中市環境保健自治団体連合会	保々 喜久治
6	委 員	(公社) 群馬県看護協会安中地区支部	大塚 由紀子
7	委 員	安中市民生委員児童委員協議会	上原 メイ子
8	委 員	安中市社会教育委員	篠原 晴美
9	委 員	安中市体育協会	阿久津 浩司
10	委 員	安中市国際交流協会	三宅 陽子
11	委 員	碓氷安中農業協同組合	須藤 幸男
12	委 員	安中市商工会	武井 宏
13	委 員	安中市松井田商工会	高橋 正章
14	委 員	連合群馬西部地域協議会	田村 佳彦
15	委 員	安中市男女共同参画推進委員会	恩幣 宏美
16	委 員	安中市行政改革審議会	大平 良治
17	委 員	安中市社会福祉協議会	吉田 茂
18	委 員	一般社団法人群馬建築士会安中支部	上原 邦彦
19	委 員	安中市文化協会	神成 幸子
20	委 員	安中市P T A連合会	久保 直彦
21	委 員	安中市ボランティア団体連絡協議会	彥胡 茂子

委嘱期間 平成 29 年 5 月 23 日から平成 30 年 3 月 31 日

(3) 諒問書及び答申書

安企発第327号

平成29年 5月23日

安中市総合計画審議会会長 様

安中市長 茂木英子

第2次安中市総合計画について（諒問）

安中市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諒問します。

諒問事項

第2次安中市総合計画（平成30年度から平成38年度）の策定内容について

平成30年2月6日

安中市長 茂木英子 様

安中市総合計画審議会
会長 小竹裕人

第2次安中市総合計画について（答申）

平成29年5月23日付け安企発327号で諒問がありました、第2次安中市総合計画に関する事項について、当審議会において参加した委員より積極的な発言をいただき、慎重に審議を重ねた結果、これから9年かけて目指すまちづくりの指針として、おおむね適切かつ妥当であると認めます。なお、計画の推進にあたっては、まちの将来像である「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」の実現に向け、下記に掲げる点について十分配慮されることを要望します。

1. 少子高齢化や人口減少など、安中市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、持続可能な地域社会の構築に向け、こうした変化に柔軟に対応し、的確な施策の推進に努めること。
2. 「市民総働のまちづくり」の考え方方が市民に定着することが重要であり、地域の風土としての醸成を図るよう努めること。また、地域の取り組みに対する行政の支援も重要であり、行政内部の組織体制を整備し、行政全体での組織的な支援に努めること。
3. 総合計画に位置付けられた各種施策に基づき、事業が効果的に実施されるよう進行管理に努めること。
4. 厳しい財政状況について市民と共に認識を図るとともに、行政経営改革を確実に実行し、財政の健全化に重点を置いた行政運営に努めること。

4. 安中市総合計画策定会議

安中市総合計画策定会議要綱

(設置)

第1条 安中市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑な策定を図るため、安中市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び総合調整に関する事項
- (2) その他総合計画に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、部長(安中市職員の職の設置に関する規則(平成18年安中市規則第24号)第3条に規定する部長をいう。ただし、総務部長を除く。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めるここと、又は策定会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局は、総務部企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

5. 安中市総合計画策定市民会議

安中市総合計画策定市民会議委員名簿

(敬称略)

No.	役 職	選出団体	氏 名
1	委 員	里山を守る会 会長	砂岡 恵子
2	委 員	特定非営利活動法人 國際比較文化研究所 副所長	太田 琢雄
3	委 員	特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ 代表理事	神戸 るみ
4	委 員	公募委員	久米 史可
5	委 員	移住定住者	小畠 竜久
6	委 員	(公社) 安中青年会議所 理事	小林 和樹
7	委 員	安中市母子保健推進協議会 会長	白井 久美子
8	委 員	公募委員	須藤 修司
9	委 員	青年農業士	須藤 哲也
10	委 員	高崎経済大学 学生	野田 韶月
11	委員長	上毛新聞社 営業局長	萩原 俊一
12	委 員	地域づくり団体 未来塾 代表	松本 立家
13	委 員	群馬大学 学生	村井田 春花
14	委 員	安中市観光ボランティアガイドの会 会長	吉村 幸太郎
15	委 員	(一財) 安中市観光機構 理事	依田 沙希

第 2 次安中市総合計画

**みんな元気で　いきいき暮らせる
市民総動のまち　あんなか**

平成 30 (2018) 年 3 月発行

発 行 安中市

編 集 安中市企画課

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目 23 番 13 号

TEL : 027-382-1111 FAX : 027-381-0503

URL : <http://www.city.annaka.lg.jp/>

第2次安中市総合計画

2018 ▶ 2026



安中市